

平成19年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年3月2日

午前9時45分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (13名)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 嶋田善行  | 2番  | 松田正  |
| 3番  | 飯高昭二  | 6番  | 浅井正八 |
| 7番  | 小野隆雄  | 8番  | 坂口徹  |
| 9番  | 浦野圭司  | 10番 | 吉川勝義 |
| 12番 | 木田守彦  | 13番 | 木澤正男 |
| 14番 | 里川宜志子 | 15番 | 中西和夫 |
| 16番 | 中川靖広  |     |      |

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

|        |     |    |      |
|--------|-----|----|------|
| 議会事務局長 | 浦口隆 | 係長 | 峯川敏明 |
|--------|-----|----|------|

---

1, 地方自治法第121条による出席者

|         |      |        |      |
|---------|------|--------|------|
| 町長      | 小城利重 | 助役     | 芳村是  |
| 収入役     | 中野秀樹 | 教育長    | 栗本裕美 |
| 総務部長    | 植村哲男 | 総務課長   | 清水建也 |
| 総務課参事   | 吉田昌敬 | 企画財政課長 | 西本喜一 |
| 企画財政課参事 | 野口英治 | 税務課長   | 藤原伸宏 |
| 住民生活部長  | 中井克巳 | 福祉課長   | 西川肇  |
| 健康推進課長  | 植村俊彦 | 環境対策課長 | 植嶋滋継 |
| 住民課長    | 阪野輝男 | 都市建設部長 | 藤本宗司 |

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 建設課長   | 加藤保幸 | 観光産業課長  | 今西弘至 |
| 都市整備課長 | 藤川岳志 | 都市整備課参事 | 堤和雄  |
| 教委総務課長 | 野崎一也 | 生涯学習課長  | 山崎善之 |
| 上下水道部長 | 池田善紀 | 下水道課長   | 谷口裕司 |
| 代表監査委員 | 辰巳忠次 |         |      |

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 諸般の報告について
- 日程 4. 常任委員の所属変更について
- 日程 5. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 6. 総務常任委員長報告について
- 日程 7. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 8. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日程 9. 議案第 1号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第 2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 3号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 4号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程 13. 議案第 5号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について
- 日程 14. 議案第 6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 15. 議案第 7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 16. 議案第 8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程 17. 議案第 9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算につ

いて

- 日程18. 議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程19. 議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程20. 議案第12号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程21. 議案第13号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程22. 議案第14号 平成19年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程23. 議案第15号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について
- 日程24. 議案第16号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程25. 議案第17号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程26. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）
- 日程27. 同意第1号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて
- 日程28. 同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）
- 日程29. 同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）
- 日程30. 同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）
- 日程31. 同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）
- 日程32. 同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）
- 日程33. 同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）
- 日程34. 同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）
- 日程35. 報告第2号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

て

日程36. 報告第 3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）及び平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

日程37. 報告第 4号 斑鳩町国民保護計画の報告について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時45分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、これより、平成19年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成19年第1回町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私何かとお忙し中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に32議案を提出させていただく予定でありましたが、斑鳩町（仮称）総合福祉会館の工事につきましては、3件の議案のうち本体工事について落札者の不祥事があり、指名停止処分としたことから、このことに伴い3議案すべて取り下げさせていただくことになりました。議員皆様には、大変ご迷惑をおかけすることになり、深くおわびを申し上げます。

また、議員皆様にご心配をおかけしております平成16年6月に提訴されました平成16年行ウ第3号 損害賠償請求事件について、去る2月28日判決があり、その主文は、1、原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は、いずれも原告の負担とするという全面勝訴の内容でありました。なお、判決書を受けた翌日から起算して2週間以内に控訴がなければこの判決が確定するものであり、まずは現状での報告とさせていただきます。

さて、本定例会は、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてをはじめ29議案のご審議をお願いするものでありますが、それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

去る1月22日から26日までの5日間、 巳、松田両監査委員には、平成18年度の定期監査を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、期間中は熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますと共に、講評の中

でお受けいたしましたご意見や指摘事項につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成19年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、12番、木田議員、13番、木澤議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月23日までの22日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月23日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、諸般の報告を行います。

平成19年1月11日付で、三木誓士議員より、一身上の理由により議員を辞職したい旨の辞職願が提出され、同日付をもって辞職許可をいたしましたので、会議規則第98条第3項の規定に基づき報告いたします。

ここで、副議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前9時49分 休憩）

---

（午前9時50分 再開）

○副議長（嶋田善行君） 再開いたします。

続いて、日程4、常任委員の所属変更についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、16番、中川議員の退席を求めます。

(中川議員 退席)

○副議長（嶋田善行君） 建設水道常任委員の中川議員から、常任委員会の所属変更の申し出があります。申出書を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（浦口 楨君） 常任委員会変更の届け出変更の申出書につきまして、朗読させていただきます。

常任委員会所属変更申出書

都合により、委員会の所属を次のとおり変更されるよう申し出ます。

記

委員名 中川靖広

変更先委員会 建設水道常任委員会から厚生常任委員会へ。

平成19年2月22日

建設水道常任委員

中川靖広

斑鳩町議会議長殿

○副議長（嶋田善行君） お諮りいたします。中川議員からの申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。中川議員の常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

(中川議員 着席)

○副議長（嶋田善行君） 中川議員にお知らせいたします。常任委員会の所属を変更することについては、満場一致で決定されました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

(午前9時51分 休憩)

---

(午前9時52分 再開)

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続きまして、日程5、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成18年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについて審査結果の報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯邊昭二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

1 2月定例会の後、閉会中の2月21日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より報告を求めました。

その内容は、現在発注している公共下水道工事の進捗状況について、龍田北汚水幹線第2工区工事については、現在、シールド工事及び管内部の仕上げも完了。発進立坑部分のマンホールの仕上げに着手。進捗率90%。平成19年3月28日の完了を目指し順調に作業が進められている。

また、面整備について、五百井1丁目地内、第14工区-1工事、進捗率90%。五百井1丁目から法隆寺南1丁目地内までの第14工区-2工事、進捗率70%。第14工区-3工事、進捗率70%。法隆寺南1丁目地内、第24工区-1工事、進捗率70%。興留9丁目地内、第19工区-1工事、進捗率95%。興留1丁目地内、第24工区-2工事、進捗率70%で、各工事すべて本管理設工事が進められており、年度内に完了出来るよう順調に作業が進められている。

次に、龍田西汚水幹線及び神南汚水幹線については、地下埋設物管理者等関係機関との協議を進めており、現在進捗率5%となっている。

次に、公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が1,220件、検査済み件数が1,184件、また融資あっせん利用件数が21件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数が11件となっている。

次に、面整備について、法隆寺南1丁目、興留1丁目、興留4丁目、五百井1丁目、小吉田1丁目地内については、平成18年度に引き続き整備拡大を進める区域で、新たに龍田2丁目、龍田西6丁目地内においても整備を進める予定との報告がありました。

委員からは、公共下水道事業に関する陳情書の動き等について若干の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は割愛させていただきます。

本件については、報告を受け、了承したということで終わりました。

次に、継続審査案件となっております（2）陳情第1号 神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について（その1）、（3）陳情第2号 神南4丁目のマンション建



設に関する陳情書について（その2）を一括議題とし、理事者より報告を求めました。

その内容は、本陳情の対象である株式会社大栄不動産及び近畿中央ビルドが開発事業者となり進められてきたマンション建設計画が、平成18年12月12日に計画中止を理由とし事前協議申出書の取り下げ願を提出。また、前回の委員会において新たにマンション計画が進められているとの報告については、本年1月29日付で株式会社アゼル大阪支店が開発事業者となり、共同住宅の建築を目的として事前協議申出書の提出を受け、受け付けを行った。現在、2月17日、紅葉ヶ丘自治会並びに笠町自治会を対象として説明会が開催されたとの報告を受けている。

委員からは、本陳情書に対する取り扱いについて、事業主の変更と新たな事業主による動きがある。また、町に対する要望書も提出されており、自治会長と協議する中で、2月17日の説明会を受けて、その後検討していきたいとの意向があるとの報告があり、各委員に意見をお聞かせいただいた結果、委員会として引き続き状況を見守っていくということで当日の審査を終了しました。

続いて、3月定例議会に提出が予定されている案件について、（1）平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、（2）斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、（3）斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、それぞれについて、本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、指定管理者の指定について、1年経過して効果確認の認識についてどうなのか等の指摘がありました。詳細は割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、（1）平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、（2）斑鳩町町営住宅入居者募集について、（3）斑鳩町違反広告物を出さない町づくり推進団体制度要綱（案）について報告があり、委員より、JR法隆寺駅周辺整備事業にかかわる補正等について質問がありました。詳細については割愛させていただきます。

また、その他については、三室交差点から三室病院前を通る25号線の都計変更に関する計画の経緯について、三代川改修計画の進捗について、道路5カ年計画の進捗状況等について質問がありました。

以上が、閉会中におけます審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程6、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果の報告を求めます。8番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口 徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

去る2月23日、全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、閉会中における継続審査案件及び当委員会所管に係る事案について審査を行いましたので、その概要について報告させていただきます。

まず、継続審査案件の「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」であります。

まず、史跡藤ノ木古墳整備工事の進捗状況について、史跡地外周や墳丘盛土の施工についてはほぼ完了しており、石室頂部の防水層及び入り口躯体の施工を行っているところであります。また、石室内部の石材等の修復作業は終了しております。現在の進捗率は、本年度発注工事分の約80%で、3月開催の委員会において現場視察を行いたいと考えております。

次に、（仮称）文化財活用センターの実施設計の状況について、文化庁、東京文化財研究所と協議が整ったことから、最終のまとめに向け作業を進めているところであります。また、建設に伴う発掘調査で、弥生時代中期の土器片が出土している状況であります。

以上、継続審査案件については、説明を受け審査を終えました。

次に、その他の審査事項で、3月定例会の付議予定議案について、1、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、2、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、3、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、4、町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、5、斑鳩町国民保護計画の報告について、以上5件が3月定例会に提出予定で、あらかじめ説明を受けたところであります。

文化振興センターの指定管理者の指定について、委員より、指定管理者選定委員会を開いて文化振興財団を指定管理者にしたいということであるが、内容等について当委員

会ではわからないので議論にならないのではないかと。また、期間について、1年の結果も聞いていないのに3年に延ばすということはいかなるものかと思う。財団よりの指定申請書のコピーを提出してほしいとの意見があり、資料の配付後改めて説明を受け、委員より、指定管理料の算定方法について等の質疑がありました。

次に、各課報告事項についてであります。

1、斑鳩町監査規程について。現行の監査規程では、監査委員と外部監査人との関係に関する規定がないため、その関係を明確にすることや、監査手続及び内容をより明確にするための追加や変更などにより斑鳩町監査規程を改正するものであります。

委員より、収入役の廃止に伴う改正はかなりあると思うが、規程などは条例と違って議会の承認を得ないで行えるため、関係委員会に報告はしなくていいと考えているのか等の質疑がありました。

最後に、委員より、正午のサイレン吹鳴中止後どのように検討されているのか、また小学校で朝6時と夕方6時、9時にチャイム等を鳴らしている中で、12時に鳴らすことは出来ないのか等の質疑があり、小学校において6時と9時に鳴っているということ踏まえてもう一度検討したいとの答弁がありました。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご一読いただければと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程7、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における都市基盤整備特別委員会の審査結果の報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○都市基盤整備特別委員長（嶋田善行君） 都市基盤整備特別委員会の報告をさせていただきます。

去る2月23日委員会を開催いたしました。

審議に入ります前に、三木委員が議員辞職されたことに伴う委員の補充について出席委員にお諮りしたところ、当委員会として委員補充は行わない旨の確認をいたしました。

それでは、都市計画道路の整備促進に関することについてご報告いたします。

1、いかるがパークウェイについて。理事者より、稲葉車瀬区間において、用地取得率は約99%であること、2月5日から埋蔵文化財の発掘調査が進められていること、

パークウェイが出来ることによる道路排水対策として、道路計画地外に調整池用地の確保が出来たこと、竜田川の橋梁工事の着手時期は19年秋の渇水期以降に着手予定であること、景観整備計画等詳細設計は年度内に取りまとめ作業が終了することなどの報告の後、大判の図面により詳細な説明がなされました。

小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの約820メートルの区間については、1月30日から2月5日に幅杭設置が完了したこと、基本的な幅員はこれまでと同じ22.9メートルであること、五百井地区において、住宅地開発計画があったところを含む一部の範囲において、3月4日に土地境界の立ち会い予定であることなど、大判図面により詳細な説明がなされました。

次に、国道25号線北側の龍田3丁目斑鳩交番から西側信号機までの歩道については、3月初旬に供用見込みとの報告がありました。

最後に、いかるがパークウェイに係る平成18年度一般会計補正予算について、稲葉車瀬区間内で本年度予定の取り付け町道の測量設計委託が地元との協議の関係で執行出来ない見込みであることから、その費用150万円は繰り越す予定であるとの説明がありました。

続いて、2、法隆寺線についてであります。未取得用地のうち小吉田地区の住宅地について、希望されている代替地や再建築時の法隆寺線との取り合いについて地権者と交渉を重ねていること。法隆寺線整備事業に係る一般会計補正予算について、地方道路交付金事業として4,000万円で事業に取り組んでいく予定であったが、交付決定額が2,100万円であり、1,900万円の減額となり、歳入で国庫支出金1,045万円、歳出で土木費都市計画総務費で1,900万円の減額予定。また、用地取得に時間を要しているため、本年度予定の工事費、公有財産購入費1億812万8,000円を繰り越す予定であるとの説明がありました。

次に、3、その他の路線についてであります。国道25号線三室交差点から王寺町本町までの都市計画変更の予備設計業務は、2月17日までの工期で実施され一定の取りまとめはされているが、種々検討課題等もあり、さらに関係諸機関との調整や調査が必要とのこと。

委員より、予備設計が終わったということだが、これからが重要である。ぜひとも早期決定に向けて努力してもらいたいとの要望がありました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてであります。理事者より、2

月20日現在進捗率は89.7%であり、3月10日に橋上駅舎南北自由通路が完成し開通予定であるが、3月末日までは現仮駅舎撤去工事等の残工事が行われるとのこと。

3月10日の開通式典の詳細な説明の後、駅周辺道路計画1号線については、道路事業用地として土地建物の買収を行い、その代替地として法隆寺北2丁目の土地開発公社保有地を提供したこと。駅北口から踏切方面の4-1号線については、JR用地の取得について概ね価格合意が得られ、契約締結に必要な事務手続が進められているとのこと。駅南口広場整備工事として、南口広場北側歩道を自然石舗装にするとの報告がありました。

また、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る18年度一般会計補正予算について、道路事業用地の代替地の売却価格と土地開発公社の簿価との差額が生じたことにより、一般会計より土地開発公社に補てんするための補正であり、その内容は、代替地面積542.07平方メートルで、平米単価8万2,000円で、土地売却価格4,444万9,740円、現在の簿価が7,397万6,714円で、その差額2,952万7,000円の補正との説明がありました。

委員より、駅南口広場の面積、現在現場事務所が建っているところは駅前広場に使用するのか等の質問がありました。

以上が、閉会中における当委員会の概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、委員長報告が終わりました。

次に、日程8、報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、去る1月22日から26日まで延べ5日間にわたりまして実施いたしました平成18年度定期監査の結果を報告させていただきます。

既にお持ちの定期監査結果報告書記載のとおりでございますが、若干補足説明をしておきたいと思っております。

まず、2ページ、「監査の概要」でございますが、監査の実施期間は、そこに書いてございますように、1月22日から1月26日まで。実際には、その後、監査調書の整理でありますとか、あるいは監査実施報告のまとめでありますとか、こういったものに2月の中旬ごろまで飛び飛びで小刻みに日数は要しておりますが、そこでは実際に監査実務を、監査手続を行った期間だけ書かせてもらっております。

監査実施者、それから監査の対象、この辺はお読みいただければいいかと思います。記載のとおりでございます。省略いたします。

それから、監査手続でございますが、例年どおり、議会事務局、会計室から順次、最終都市建設部都市整備課の方々まで順次会議室に、部長さん、課長さん、それから課長補佐クラスさんの管理職の方に来室を願いまして、記載のとおりのような監査手続を実施いたしました。

例年、決算審査でもそうなんです、部単位で大体来ていただきまして、多い部署では10人程度の方々まで大挙してきていただいていたんですが、本年からは、余り大勢の方々に来ていただいても、直接全員の方々に一々質問させていただくわけでもありません。お聞きする方はごくわずかなのに、黙ってずっと座っててもらおうというのは非常にむだではないか、稼働状況としてよくないのではないかとということで、今年から課単位で来ていただくように変更いたしました。従来、より大勢の方々に来ていただいて監査の場で勉強をしてもらうということで大勢来てもらうというような慣行でやっておられたようですが、それはそういった効果もあるのはあるんですが、それ以上にそういった管理職の方が手をとめてむだな時間をつくるというコストの方が高くなるのではないかと。その方が、高いコストにつく、間接コストが高い監査コストになるのではないかとということで、変えさせていただきました。

ちょっと余計なことになりますが、例えばこうして本日議会開催されておられますが、大勢の町の管理職の方がここへお見えになっておる。ずらりと顔をおそろえになっておる。これらは、すべてその方々の人件費そのものは議会費なんです、本当は。本来議会費なんです、議会費としては上がってきません。だから、こういった間接コストを、絶えずそういった行政コストを見ていくのに考えていかなければならない。議員の定数を減らすということも、直接的にそれは目に見えたそういった議会費を減らすことになるんですが、それ以外にそうした大勢のいろんな間接的な費用がかかっているということも認識していくべきではないかというふうなことも思ったりいたします。ちょっと余計なことですが。

次に、「監査の結果」でございますが、4ページに飛びまして、4ページの冒頭に書いてあるとおりでございますが、監査の結果、予算の執行状況であります、「監査の結果、監査の対象となった各課の予算にかかる財務に関する事務は以下のとおり適正に執行されているものと認められました。また、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働

いており、各会計数値とも正確に記帳されているものと認められました」。そういったことで、監査上何ら問題ないということで、適正に処理が行われているということでございます。

続きまして、一般会計、あるいは特別会計の収支の状況でございますが、まず一般会計につきましては、収支とも執行率は前年と大差はありません。歳出につきましては、4ページの中ほどに書いてありますように、前年度の57%が本年度は60.8%、やや高くなっておりますが、これは予算の中でウエートの高い土木費の執行率が、後ろの表を見てもらいましたらわかりますように、38%が61.5%と執行率が高くなっておることが原因ではないかと思われま。

それから、一般会計の歳入でございますが、その4ページの下の方に書いてありますが、平成18年12月現在でございますが、町税では、下から6行目、2,628万円なにかの町税全体では増収になっておるということでございます。収納率も、73.3%から73.6%と若干上がっておりまして、税込全体が伸びておるということで、これは好景気の影響もあるのかなというふうなことで、町税税込そのもの、それから収納率、これが向上ないし改善されておるということでございます。

それから、その他特段のことはないんですが、5ページの真ん中ごろに、町営住宅家賃について書いてあるんですが、毎年これは書かせてもらっておって、今年は省略でも思ってたんですが、そこに書いておりますのは、特に町営住宅の未収額が増えておるわけでも何でもありません。金額あるいは内容的に悪化しておるわけではありません。ほぼ横ばいできておるんですが、要するにそこに書いてありますように、住宅家賃で390何万、駐車場で70何万ということで、常時460万から470万ぐらいのそういう未収額が残って行って、これが減っていかない。要するに、塊の部分、コアになったような部分が絶えず残ってきている。これを溶かしていくというような方向にしていくべきではないかというような意味で書かせていただいております。いつまでたっても同じ額が、これは別に滞留しておるわけではありません、絶えず何ぼかの分が後へ後へ残って行っておる。だから、もう少しそれを繰り上げて徴収していくようにする必要があるのでないかという意味で書いております。

それから、一般会計歳出状況、その辺は記載のとおりで、特段の問題はございません。

それから、7ページの下の方から特別会計でございますが、国民健康保険事業特別会計からずっとその後水道事業会計、公営企業会計まで書いてあるんですが、まず国民健

康保険事業特別会計でございますが、7ページの下のところを書いてありますように、下から8行目、収入済額は前年度と比較して5,187万3,309円増加しておると、わずかに増収だというふうになっておるんですが、これは予算そのものが年々増額になっていっておりますので、それから見ればごくわずかな増収にしかすぎない。したがって、執行率は逆に48.4%から44.5%と下落しておるといような状態になっております。いつも健康保険事業については申し上げておるんで、それ以外に新しい何も問題はないんですが、世帯数は増加しておりますが1世帯当たりの保険税収入済額は、10万3,085円が10万3,500円と、ほぼ横ばいで推移しております。

それから、老人保健特別会計、大字龍田財産区特別会計、あるいは公共下水道特別会計、介護保険事業特別会計は、記載のとおりでございます。特に申し上げることもないかと思えます。

それから、水道事業会計でございますが、そこに書いておりますように、収益は若干、微減でございますが、わずかに減少しております。逆に、費用は、償却費あるいは資産減耗費あたりが増えておまして、これは逆に少し費用の方は増えておるといことで、前年よりはやや収益減、費用増で、少し落ちると、赤字にはなりません利益はかなり低下するかなといようなふうな見通しのようであります。損益状況はそういうことでございますが、資金繰りの方は、今のところ手元資金はそこそこ持っておられまして、当面資金繰りの心配はまずないかなといような状態かなと思えます。

それから、財産管理の状況でございますが、定期監査の最終日、現地視察、現場視察を行いまして、一部持っておられる財産について台帳と突合したり、あるいはまた監査中も適宜質問したり、あるいは新規購入の財産についてそれが必要であったかどうか、そういったことについて検証を行いましたが、記載どおり問題はないといように思われます。

それから、12ページ、最後、「意見」でございますが、1番として、「長期」と書いてあるが「中長期」ですね、「中長期の連結財政見通しについて」と書いているんですが、これは一般会計のみならず特別会計を加えました連結ベースで今後どうなっていくのかといことを一遍出してみてもらおうべきではないかといようなことを書かせてもらっております。

ちょっと読んでみますけれども、「ほぼ完成間近となったJR法隆寺駅舎と引き続き予定されている総合福祉会館建設事業の完了以降は、単年度での大型事業はないよう



あるが、史跡中宮寺跡の整備その他の事業が続くようである。したがって、財政運営は、事務事業の効率性、経済性により傾注し町債の圧縮、財政規模のスリム化を目指して行くべきであろう。

ところで、一般会計及び公共下水道事業特別会計、並びに水道事業会計に限っては、中期財政見通しの試算が既に毎年、各事務当局より示されているところである。

しかし、公共下水道事業は現状の認可区域が完了する平成22年度の後、間を置くことなく引き続き全体計画区域の整備へと進み、これが完了するのは平成35年頃と見通されている。この間、莫大な資金需要が伴う見込みで、全面的に町内各家庭で下水道供与が可能となる頃の公共下水道事業特別会計における町債残高は、160億円位迄膨れるのではとも推算される」というふうに書かせてもらったんですが、法隆寺駅と周辺整備、それから総合福社会館、こういったものでハコモノは終わりかなというふうに思っておりまして、その後は余り大型事業は私はないのかなと思っておったんですが、財政圧縮だけを心がけていければ、町債に頼らず収支均衡が可能になっていくのかなというふうに思っておったんですが、しかしまだ法隆寺駅の周辺事業にそこそこ支出が要る。それからまた、用地買収済みであります中宮寺史跡の整備をずっとしていかなければならない。あるいは、学校の耐震化を徐々に図っていかなければならないということで、そこその資金が、費用が要るという見通しのようでありますので、決算審査でもいつも申し上げとるんですが、絶えざる事業の見直しを行いまして、必要最小限度の歳出にとどめていく意識でいかなければならないかなというふうに思います。

次に、12ページの真ん中ですが、「又、毎回指摘しているところであるが、国民健康保険事業特別会計においては、平成19年度に保険税率の改定が行われる予定だが、それがあつたとしても、依然として赤字を脱却するには程遠いものであり、更に積み上がる可能性の方が高い。

国民健康保険事業の収支を保険税一本で考えるのか、一般会計からの繰入に頼るのかは議論のあるところであり、その当否は別にしても、一般会計と国民健康保険事業特別会計を連結して考えれば結局はひとつのものであつて、別々にしているからかえって全体の理解がし辛いものとなっている。

こうした流れの行方は果たして単純に今後財政が健全化の方向に進めるのかどうか、そうした点について検証可能な数値見通しを持ってこないと判断は困難である。

前記、各特別会計単位での中期財政見通しに加えて、その他の特別会計を合算した連

結ベースでの10年、15年、20年後の各時点における財政収支と更には土地開発公社、水道事業会計も加えた町債の推移を現時点での情報を基にした可能な範囲で推算し、過去、現在及び将来の住民のそれぞれの負担が如何程のものを明らかにしておくのが責務と思料される」というふうに書かせてもらったんですが、国民健康保険事業は、いつも申し上げておりますように、ずっとここ4年間ほどか、繰上充用処理で処理されてきておる。繰上充用処理で、その他の収入でつじつまを合わせて、予算や決算を見ると余りこの赤字というのはわかってこない。だから、結局赤字というのは表現されないために、ついつい錯覚を起こすのではないかというふうに思うわけです。19年度保険税を改定されるということでございますが、それで仮に収納率を100%だと、現実にはあり得ない話、100%収納出来るというのはあり得ない話なんですが、収納率が100%だとしても単年度で収支均衡やっぱりしないというようなことのようにございます。だから、いつまでたっても、現在の繰上充用額3億4,000万、要するに繰越欠損額だと思うんですが、それだけのものが埋まるわけではない。とてもやないけど保険税でそんなものを埋めるというのは無理ではなからうかと思う。結局は、総合したもので、一般会計と特別会計総合したもので考えていかなければならない。

私は、決して保険税を上げないかんというようにお申し上げているわけではありません。これをだからどう考えるかということをおいまいにしないで、毎年赤字がどのぐらいかというのを明確にして、それをどうして事業の工夫をやってそれを減らしていくか、あるいは収納率をどうやって上げるか、あるいは保険税も若干考えないかんであろう。あるいは、聞いておりますと、国保団体の中で、全国で30%ぐらいの団体は、収支均衡、あるいは黒字の保険者があるというようなことだそうでございますので、そういったものがどんなふうに行われているのかといったような研究もしていかなければならない。

だから、そういうふうな、考えていくのにちゃんと収支をはっきりして、今年はいくらだけ赤字なんですということを明確にして対応していく必要があるのではないかと、そういったことでも申し上げておるようなわけでございます。誰もそれは気付いてない、気付かずに通り過ぎていくということがそれでいいのかという、そういった注意を喚起してもらおうというような意味で、通常の発生主義でいきますと、企業会計方式なら赤字が何ぼとぼんと出るんですが、収支会計ではなかなかそういうふうに表示されないの、どうでしょうかということでございます。

それから、国民健康保険も赤字ということでございますが、そこに書いてありますように、公共下水道事業も相当資金が今後もずっと要ると。どんどんどんどん地方債が増えていくということですね。そこに書いてありますように、「平成35年頃」、それよりもちょっと遅くなるかなんかのようにも聞いておりますが、仮に160億円ぐらいの町債残高が残ってきたとしたら、今現在、最近発行、新発の起債、町債の利率、借入れのレートは2.4%ぐらいだといって聞いておるんですが、仮に160億円を2.4%の金利が要ると、クーポンレート2.4%、表面利率2.4%としたら、年間にそれだけで3億8,400万要ってしまう。相当の利払いが要ると。今、2.何%というような利率を言ってますが、金利の動向は今後は上昇する可能性が高いのではないかと。歴史的に見まして、こんな低金利があった時代は一回もありません。諸外国はもっと高いです。

昔から、銀行や金融機関でお金を借りると、年に10%要るといったものです。表面レートは6%、7%で借りても、実際には余った資金を全部預金で置くというような、企業当たりは預金で置かされるということか、余ってしまう。結果的に、5億要るなら8億ぐらい借らされるということで、実質金利は10%ぐらいつくもんだと昔から言ったもんです。ですから、もし10%もつくとも、百何十億も借入金がありますと、利息だけで10億要ってしまうということで大変なことにもなるというようなことでございますので、仮に160億町債があるとして、その時点で町内80%ぐらい下水に加入されて、7,500戸ぐらい仮に供用しまして、年間4万円ぐらいの利用料をもらうとしても、4万円×7,500戸で3億円ぐらいの使用料収入しかならない。これは、利息にも足りないということですね。それ以外に、いろんな管理費だとか事業費要るわけでございますので、年に数億円の、どのぐらいの単位になるか、相当の一般会計からの負担をしなければならぬということになるかと思えます。

そういったことで、それがどうということではありませんが、結局10年後、15年後、20年後、その時にそういった連結ベースで収支がどないなるのか、町債が連結ベース全体でどのぐらいになるのか、そのうち補助金だとか交付税でどのぐらい充当されるのか、差し引き町単独でどのぐらいのものを償還していかなければならないのか、そういったものがあるべきではないかと。それを連結ベースで中期、長期に、今単独で一般会計、あるいは公共下水道事業、単独会計では10年程度の中期的見通しはつくっておられるんですが、それを大きな連結ベースで考えるべきではないか、そういったもの

を出すべきではないかということを書かせてもらっております。

その次、13ページ、「観光事業とその有効性」ということで書いてます。ちょっと読んでみます。

「当町は世界文化遺産の指定を受けた国宝 法隆寺を有し、又、そのほかにも法起寺、法輪寺の名刹、或は歴史に謳われている竜田川等も誇る文化観光の町である。最近では藤ノ木古墳や、中宮寺史跡の保存事業を行う等、文化観光との関わりを外す事は出来ない環境下の地域でもある。

しかしながら、例えば観光自動車駐車場の運営は長年にわたる事業であるが、近年特にその衰退が目立ってきている。今、観光については法隆寺iセンターを通して斑鳩町観光協会が駐車場の運営、観光ボランティア及びiセンターの管理迄行っているが、観光事業の達成すべき目標が定められておらず、どのような成果を得られれば目標到達があったと云えるのかが曖昧である。

地方財政の課題は事務事業の経済性、効率性及び有効性であるが、経済性は各事業の取組み過程、効率性は他町又は過年度との比較で或る程度計れないこともない。しかし、有効性に関しては事業の結果であるアウトプットと目標の関係について比べなければ測定できず、目標がない成り行きまかせでは誰をもってしてもその当否判断は難しい。

観光事業はどの辺のものを目標とするのか、それらにかかる経費支出の恩恵が住民にどれだけ普遍的に及ぶのかを明らかにしておくべきではないだろうか。

法隆寺のPR効果が、観光客増加となって寺社等そのものに直接影響を与えるのか、或は門前周辺の事業者の利益も配慮しているのか、更には国内外からの観光客の訪町は、住民に対する一種の刺激となって町全体の活性化の維持に繋がっているのかも知れないが、それらをもう少し捉えておくべきではないだろうか。かつて京都において寺社に対し拝観税的なものを課すという動きがあったが、紆余曲折の末消えてしまった。このことは、そうしたものを課すということは難しいことの証である。しかし、かといって事業者が所有する不動産の固定資産税評価額の増額も無理があり、観光事業の投下費用が町財政に具体的効果を及ぼすことはあまり考えられない。

何れにしても、観光面についての現状分析と対処すべき課題及び目標を設置し、それをベースにした事業管理をしていくべきで、現状では管理なしの成り行き運営であることの感は、そしりは免れない面があるだろう」。

観光事業については、後ほどまた観光協会の監査結果でちょっと申し上げたいと思う

んですが、投入対効果をどう見るかということなんですが、現在の事業が有効かどうか、町民にどれだけの経済的恩典、あるいはその他のいろんな一種の刺激、誇りを与えているのか、あるいは感じてもらっているのかということではありますが、経済面では、そういった観光に投下した費用が町民全体に普遍的に隔々までそういうものが及ぶということは恐らくないだろうと思うんですが、そういった面から見ると、費用対投入の効果で経済的効果がないなら否定する意見もひょっとしたらあるのではないかと、そういった面についてどうなんだろうかと。余りそういうこと議論になったこともないかなと思ったりするんで、どうでしょうかというちょっと問いかけのことなので、後ほどまた観光協会のところでもう一回同じようなことを申し上げたいと思います。

それから、最後14ページのところでございますが、「その他」のところで、「諸施設の利用やその他のサービスの利用に関しては、絶えず触れているところであるが、ふれあい交流センターの利用は老人無料入浴券の交付や町内外区別利用料金の設定により、一応利用人数は増加したが、利用料収入はなお減少が続いている。

古くから銭湯の料金設定に際し、基本となるのは標準規模クラスの浴場における固定費を限界浴場の入浴客数で除して算出する方式であったようだが、浴場の経費は入浴者数の多寡にかかわらず殆ど一定しており、浴場の経営は如何にして客数を増やすかの一点に絞られてきた。

ふれあい交流センターにかかる経費についても同様ではないかと考えられ、今後も利用者数如何に関係なく固定的に発生してゆく筈である。

本年のように政策的に利用者を増加させる事は出来たとしても、利用料収入はそれに比例することなく逆に落ちるような状況では、今後も利用料収入で支出経費を賄うなどは到底考えられないであろう。ならば、いっそのこと多くの住民に安価で入浴してもらった方が、費用対効果の関係では経済性に合致し同一の費用で更なる効果を上げられるということになりはしないのか、一考してみても如何なものだろうか。

それから、「町立幼稚園の在園者数は平成16年以降305人、278人、258人と毎年減少の一途で歯止めがかからない。幼児数の減少傾向もあるとは思われるものの、私立幼稚園の志願者が減少しているとはあまり聞かれない。幼稚園費の支出はこの間著変もなく、したがって園児当りの教育費は相対的に高騰している結果となっている。

幼稚園の運営に関しては、幼保一体保育の研究と3園の統合の可否、それに運営の民間委託の当否についての検討を行うことなどが急務と云えよう」というふうに書いてい

るんですが、要するに、ふれあい交流センターであります、昔から公衆浴場の入浴料金は公共料金でありまして、それを決める時には色んな公聴会開いたりなんかして、せんとたいてたいて決めてきたようなんですが、その時に何がもとになるかという、限界浴場、要するに一番低い、その次さらに低いとこの一つ手前、最終の一番入浴者数の少ないような浴場、その経費を持ってきて、その入浴者数で割ったものを基本にして、それからどれだけ上積みするかということによって決まってきたというふうに聞いておるんですが、要するに水の量もそないに、ろ過機を使って風呂のお湯をろ過すると、余り水もそない増えるもんでもない。そうすると、入浴者数が増えると何ぼかの費用は増えますが、ほとんど固定的である。そうすると、ふれあい交流センターにかかる費用は、どないころんでも余り増えることはないのではないか。そうすると、入浴料が、利用料収入が増えないのなら、同じ経費かかるとんやったら大勢の人に、町民に入ってもらって、安うても構わん入ってもらって喜んでもらった方が、本当は効果が余計あったというふうな考え方にならないかという一つの考え方でありまして、最低の費用で最大の効果を上げなさいというふうに地方自治法でなっているわけで、それから言うともうそういう考え方も出来るんじゃないかというようなことでございます。

それから、幼稚園でございますが、そういう具合にして園児が減っていくということで、どんどんどんどん不効率化に進んでいくんじゃないか。そういったことで、幼保一体保育と言われたり、あるいは、今、認定こども園制度というのが、去年の秋から国でそういう制度が出来たというふうに聞いておるんですが、幼稚園に保育園の機能を持たず、保育園に幼稚園の機能を持たず、そういった両方の機能を持たせたものが認められるようになったということで、全国で10園ぐらい今出来ているというふうにこの前大阪府の方で聞いたんですが、余り詳しいことは私もわかりません。要するに、世の中どんどん進んでいくのに、そういった不効率な面だけ取り残されていっていいのかということで、後になってからえらいことやったということなしに、入園見込み者数なんかの推移というのは、見通しというのは出来るではないか。だから、後からでなしに今から先もって戦略的にやっぱり考えていくべきではないか、こういったようなことを申し上げたいというか、どうかということでございます。

最後でございます。「最後に全般にわたる事だが特に監査上、問題になるような点も無く、各部署とも所掌職務を忠実に熟しておられるが、逆にその事は新しい発想や課題に取り組む姿勢が弱い面となって現れることがないかどうか、絶えず、進化する社会に

遅れることなく全職員一同、自己改革の意識を持ち相対的効率化に向け、より一層努力される事を付け加えておく」。要するに、民間なら色んな市場競争があります。役所でも、色んな事業を具体的に直接事業をやっておられる部署では、毎年効率化とか、色んな新しい経済性だとか、新しいやり方だとか、色んな努力目標的な改善目標をつくってやっていかれるだろうと思うんですが、そういった特に競争が働かないような部門では、刺激的なもので効率化が進むということは余りない。しかし、そういった間接管理部隊、事務部門でも、何らかのやっぱり改善を加えていかなければならない。

そこで、今までやっている事務のやり方、これでいいかどうかを見直して、帳簿や書類や色んなそういったものを省略、省略というのか何というのか、そういう簡素化していった事務の手間がかからないようにしていく。あるいは、今まで3日かかっていた作業を2日半で縮めるような事務の仕方がないのかとか、色んなそういう目標を毎年立てられて、それを具体的に実践していくという、そういったような意味。何も厳しい労働をなさ、労働強化的なことを言っているわけではありません。要するに、ほかの部署がそういった競争原理で能率が上がっていくのに、競争原理が働かない部門では、何もしなかったら社会全体の効率が余り上がらない。だから、そういったことで何らかの改善すべき点をみずから見出してもらって、それに向かって自己管理していく、そういった面が間接部門でも必要でありましようということ、そういうことを考えておやりいただけたらということをお願いしているわけでございます。

引き続きまして、財政援助団体等監査結果報告のところを少し簡単に申し上げておきたいと思います。

1月18日にiセンター内の観光協会に往査いたしまして、財政援助団体監査を実施いたしました。監査の結果は、既にお持ちの監査結果報告書のとおりでございます。

「監査の概要」、「監査の結果」、その辺のところは書いておりますとおりで、お読みいただければわかると思います。

4ページの真ん中、「改善乃至は検討を求めたい事項」というところから最後までのところをちょっと申し上げときたいと思います。

「改善乃至は検討を求めたい事項」、4ページのところでございますが、そこを全部読んでみると時間がないので、要点だけ読ませていただきます。

「別表1の事業別決算年度推移の収入及び支出欄に計上されている観光協会補助金事業の前年度予備金繰越収入及び予備費支出各30万円、又、観光自動車駐車場管理業務

支出に前渡金計上された10万円は、何れも翌年度当初支払用の予備資金であり、年度末に金庫に保管されている現金である。したがって支出処理することは誤りであって、収支差として収支会計の決算では翌年度繰越金となるものではないか。このことは、町の公金が簿外となっており、本来町へ返還すべきもので、現行会計制度上は保管しておくことは出来ないと考えられる。この点に関しては後程再考したい」。

後ろの別表を見てもらいますと、8ページに事業別決算年度推移というのが、15年、16年、17年と掲げてあるんですが、そこで真ん中から下の枠の観光協会補助金事業ですが、その収入の一番最後に、前年度予備金繰越30万円、30万円、30万円。それから、支出の一番最後、予備費30万、30万、30万。予備費というような支出そのものが、もともと収支会計でもないわけではありますが、この30万というのは、要するに3月30日に打ち切って4月1日から翌年度が始まるんですが、お金を全部返してしまうと4月1日の支払いのお金がないということで残しておきますということで、向こうで持っておられる。それがなかったら困るんだろうと思います。しかし、そのままではちょっとおかしいというふうに申し上げた。そのことに関しまして、後ほどもうちょっとまた申し上げたいと思います。

それから、4ページの下から4行目から5ページの上から何行目かまででございますが、これは事務のお金の管理、事務の仕方ではありますが、今現在色んなそういった物品販売をしたり、あるいは物品を委託で受けて委託者が時々来て精算して手数料だけ置いてかえる。あるいは、色んな祭り事業なんかございますと、チケットを販売なさる。そういうものが日々売れていくというのか、日々入金あるんですが、これは全部事業が終わるまで記帳なしで金庫の中でお金だけ保管しているというような状態が続いておりますので、これは日々記帳しないと、金庫へお金だけ入れておくと、盗難だとか、あるいは紛失だとか、間違いだとか、いろんな問題が起きるリスクがあるだろうということで、これは日々記帳するように改善しなさいということですね。

それから、5ページの真ん中の辺ですが、これは、建物そのものは向こう、観光協会が保有しているのでなしに県の建物かな、何かそういうことだったんですが、備品類は向こうで直接買っておられます。だから、それは、現在支出したら支出済みでどっかへ消えてしまうということなんで、現品をもう一遍全部洗いざらいにして台帳管理的にすべきかなというようなことを書かせてもらっております。

それから、年間15万円ずつボランティア団体に毎年補助しておられるんですが、こ



これは契約でそういう通訳の契約をなさっておいてお払いになるんならいいんだけども、そういったボランティアでやってもらったからというお礼的に出しておられるか何かの補助金などで、公益性をチェックするために色んなそういった向こうの団体の内容がわかるようなものをもらっておいてくださいよということでございます。

それから、5ページの「むすび」のところでございますが、先ほど申し上げたのと同じようなことでございますが、「観光協会の監査結果であるが、観光協会が長年に亘り観光文化の向上に尽くしてこられた功績はそれなりのものがある。

しかしながら近年、奈良県の観光面における相対的地位の低下はかなり進んでいる様でもあり、法隆寺を有する当町でも町内観光文化への関心や、観光事業も又それに引き摺られて退化が気に掛かる状況となって来ている。

そうした中で観光協会の運営は如何にあるべきかについて考えた時、現状では理念にやや欠ける感が否めないのではないかとと思われる。各種事業の遂行に当たっては、運営に携わっている人々はそれなりの工夫もされているようであるが、伝統的事業を通り一遍に処理しているに過ぎない面が多く、各種事業はマンネリ化し全体的に低調に推移している。要は到達目標がどの辺りなのか、計画、執行、統制、分析の管理の循環過程にそれらを反映させ、最小の費用で最大の効果を上げられる運営に変えていくべきではないか。効果が少ないなら統合や廃止、新たな事業の検討も必要と思われる」。

要するに、理念、どういう理論と念願、どういうものをどういったところに置くのか、そうした大きな理念があつて、当団体はこういうことをするんだ、こういうふうなものを考えているんだ、そういう大きな理念があつて、毎年の具体的な執行は、計画があつて、その計画のとおり執行して、そしてそれをコントロールしていく。そして、分析して振り返ってみて、どこだけその目標と現実が合わなかった。管理というのは、目標に合わさせていく、なるだけ近づけていくのが管理でありまして、それとどんだけ違ったか、なぜそうなったかということ进行分析して、それを翌年の計画に反映させて、またそれを繰り返していく、これが管理というもんなんです、そういう面でどうだろうか。もうちょっと前へ進められたらどうかというようなことを書かせてもらっておるわけでございます。

それから、事業につきましても、例えば桜能というのをおやりになっているんですが、これはここ3年、平成16年から18年までの推移を見ますと、年々入場者数が、かなり激減というのか、かなり減ってきておいて、平成18年度なんかは、いかるがホール

の大ホール、729人か入れるようになっておるんですが、386人の入場者ということで、半分ぐらいの入場者数にとどまっておるんですね。それで、チケットも販売しておられます。販売しておられるのと、それから無償の招待チケットもかなり枚数をさばいておられる。しかし、無償で出されたチケットについてはほとんど来ておられない、もらった方が。そんなことで、かなり寂しくなっておるのではないかと。そういったことで、事業を活性化していくということも、何かのことで考えていかなければならないなというようなことでございます。

それから、会計システム、現金が簿外で金庫に保管されているという問題なんです、6ページの上、ちょっと読んでみますと、「簿外現金が存在していることの他に、支払期日未到来の確定債務について、補助金を3月末日までに町へ返金しなければならないため、例えば職員人件費は、給料の支給日が毎月末締め翌月10日払いであるにもかかわらず、3月分の人件費は決算上織込み計上する等、窮屈な会計処理が行われている。この解消に向けてのテクニックは、収支会計を発生主義会計に変更し、未収未払の勘定設定と貸借対照表作成で調整する方法、或いは町財政の処理に準じ出納整理期間を設定し未払や未収の取引をその期間に吸収する方法か、あるいは現会計制度を触らずに支払日を月末に変えて強引に支払を決算日までに済ませるしかないと思われる。何れにしても現行の簿外現金は改めなければならないし、その額が30万と10万合わせて40万も多少多いのではないだろうか」。

要するに、4月になってからの支払いあります。物品買った支払い4月に払っておる。給料は、10日払いですから、3月分の給料を4月10日に払っておる。けども、決算では支払い済みの計算して決算が出ております。実際のだから現実と合っていないとかね、だからその辺をどうするか。役場なんかは、出納整理期間で2本立てで、4月、5月発生しますから、新しい年度と古い年度と、ここの会計の一部だとするとそうしなければならないし、あるいは文化振興財団なんかは公益法人会計の基準に従ってますから、貸借対照表をつかって未収金、未払金全部上げる、あるいは資産も全部、備品なんかも資産に上げて償却計算をするというやり方をやっている。余りそんな公益会計をきちんと使いなさいということまでも言えないんですが、何かそないするか、何かそういう方法でしかしようがないかなと。あるいはまた、町から、これは任意団体なんですけれども、人格のない任意団体なんですけど、任意団体の規約か何かで基本基金的なものを持つことに決めて、そこの基本基金に向けて町の方から、例えば50万なり100万

なりを出資して、その出資金をもとに運営してもらう。いずれにしても、それでも会計制度を改めて発生主義で貸借対照表をつくるようにしなければならないでしょうけど、何かそうして月末に余っているお金を返せと言わんでもええようなそういった会計制度に改めるか、何かそうなる必要があるんじゃないかというふうに思われます。

それから、最後8行ほどですが、「最後に、観光協会は法人格を持たない団体であるが、平成17年度より消費税の納税義務が発生し、新たに課税事業者となって、消費税の納税が行われた。これとは別に法人県民税の均等割額が2万円納付されており、国税の取扱上、人格なき社団としての課税があったものと思われる。法人税の課税は現金収支会計によることなく、公正妥当な会計基準によった決算を基に税務調整を行い課税所得を計算するものであるが、町の指定管理者として今後運営を行っていく上で、そうした収支会計を発生主義会計に組替え計算をしてみて、課税所得が生ずることがないのか、研究していくべきであろう」と。

これは、向こうでも申し上げてきたんですが、2万円法人県民税均等割だけ払っておられる。これは、人格なき社団ということで法人税を課税するというような規定があるんですが、法人税は別に所得がなかったら払う必要はありませんが、均等割だけ払っておられるんですかな、というふうに思うわけなんです、収益事業を営んでいるということになりますと、法人税法上にいう収益事業を営んでおりますと課税所得が発生して法人税払わなければならない、何ぼ任意団体でも。そういうことがあり得ることがある。

だから、法人税の計算は、収支会計でなしに発生主義、益金から損金を控除して所得を計算しなさいということになっておりますが、法律上はそうっておるんですが、税法がその計算をするわけにいかん。だから、もとは何かというと、企業会計の利益をもとにしなさいということに法人税法第22条でなってます。それは、企業会計でいう収益から費用を引いて利益を出しなさい。その利益に、税務上認められないもんだとか、逆に認定を落としてあげるというような項目があって、その分加算、減算して所得を出します。まず第一義的には、企業会計の決算によりなさいよと、そこから税務調整するんですよ、それが発生主義会計ですよということになっておりますので、この現金収支会計でなしに、例えばいろんな備品なんか買いますと、それは資産に上げて償却していきますから、支出してあっても費用にならないと。そういった収支会計でなしに発生主義、発生主義会計でやってみたら、そういった計算はどうなるのかと。それで所得が出れば課税があるの違うかと。そういったことも研究しておかなければならないんじゃない

いか。大した問題ではないと思いますが、そういったようなことを検討していくべきであらうかなということでもあります。

いずれにしても、そういった問題、それから先ほどの会計制度をどう検討するかというようなものでありますが、そんなことまで構う必要はないんでしょうけれども、新しいことに変えていくということになりますと、事務局長さん一生懸命おやりになっておるんですが、やや高齢化なさっているかなと。だから、人事も若干、そういった新しい制度に変えていくのには、どっかで若返ってやっていくようなことも必要ではないか。感じでございます。何もどこにも規定があるわけではない。そういった、余計なことかもわかりませんが、新しいことはそこその年代の方がやっていく。そういった特殊な部門の場合は年長者が要ることもありますが、一般社会ではそこその年代の方がそういった肝心なことに取り組んでいくというようなのが一般的ではないか。あえて、そんな特別な人が要る場合は別にして、執行管理者はそういう具合に多少若返った方がいいのかなといったような感じもいたします。

以上で監査結果報告終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳、松田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果報告終了後退席を申し出られておられますので、これを許可をすることにいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時00分 休憩）

---

（午前11時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

これより、平成19年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成19年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営にあたる所信の一端を申し上げ、議員の皆さま並びに住民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、議員の皆さまのご出席を賜り、平成19年度予算をはじめとする重要諸案件について提案し、ご審議をお願いするにあたりまして、改めて町政に対する責任の重さを

痛感しているところであります。

本年は、昭和22年に斑鳩町が誕生してから60年という記念の年であります。この間、斑鳩町は、四季折々に美しい表情を見せる豊かな自然、そして世界に誇れる歴史的・文化的遺産を持つ町として発展してまいりました。

これもひとえにふるさとへの深い愛着を持って献身的なご尽力を頂いた幾多の先人のひたむきな情熱、労苦をいとわぬ努力、苦境を乗り越える英知によって成し遂げられたものと、深甚なる感謝と敬意を表するとともに、この記念すべき年に町政を担当できますことは大変光栄であり喜びとするところであります。

また、去る2月12日に開催いたしました町制60周年記念式典に際しましては、ここにお集まりの議員の皆さまをはじめ、多数の住民の皆さまにご臨席を賜り、ともにお祝いできましたことに感謝を申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、地球温暖化などによる異常気象が世界各地を襲った年でありました。ヨーロッパでは寒波、オーストラリアでは過去最大の干ばつに見舞われ、日本では、7月には、九州や北陸地方での記録的な豪雨、11月には、北海道で竜巻が発生するなど、環境問題の重要性や、危機管理のあり方について痛感したところでもあります。

また、飲酒運転による悲惨な事故や親による子どもの虐待など、大人の倫理規範の欠如や平和と安全に対する脅威を身近に感じる年でもありました。

さらには、いじめによる子どもの自殺をはじめ、生活苦によるお年寄りの自殺など、大変悲しい、痛ましい出来事が起き、かけがえのない「命」の重み、大切さを深く考えさせられる年でもありました。

21世紀は「心の時代」と言われておりますが、今、私たちの社会は、自己の欲求や利益のみが優先され、何よりも尊い「命」が軽んじられる社会となりつつあるのではないのでしょうか。

戦後の日本社会は、世界でも類を見ない高度な成長を成し遂げ、一定のゆとりや物質的な豊かさを享受することができました。しかし、その一方で、多くの人が、人間として拠って立つべき場所を見失い、心の豊かさや生きがいを実感できなくなっているように思われます。

いまこそ、「物の豊かさよりも、人と人とのふれあう心の豊かさ」「生活の利便性よりも自然との共生」「画一性・均一性よりも独自性・多様性」を基本とする成熟社会に

ふさわしい価値観やライフスタイルを確立し、社会経済の全般にわたる新たな枠組を創っていかねばなりません。

幸い、私たちの斑鳩には、聖徳太子の「和の精神」のもと、先人たちがたゆまぬ努力で創り上げた、固有の自然や歴史的文化などの魅力あふれる豊かな資源があります。

私は、これらの素材をしっかりと活用し、誰もが住んでよかった、住み続けたいと実感できる、そして、家族を原点とした地域社会が支え合って生きていくために築いてきた「絆」を大切にすまちづくりを進めてまいります。

平成19年度予算案の編成にあたりましては、本町財政が極めて厳しい状況であることを考慮しながらも、福祉・保健機能を一体とした（仮称）総合福祉会館の建設、JR法隆寺駅周辺整備等の重要課題への対応をはじめ、教育、生活環境の向上など、今日的課題の克服に向けて、引き続き事務事業の「選択と集中」による見直しを図るとともに、なお不足する財源につきましては、財政調整基金から9,800万円、他の目的基金から6,210万6,000円の計1億6,010万6,000円を繰り入れて、真に必要な施策・事業に財源を配分いたしました。

平成19年度予算案は、一般会計で総額93億円を計上しております。前年度と比較して、7億円、8.1%の増額となっております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の7会計をあわせました総予算額は、187億62万1,000円となっており、前年度と比較して、7億1,620万3,000円、4.0%の増額となっております。

私たち行政に課せられた責務は、住民ニーズを的確に受け止め、施策へと具現化し、住民の満足度を高めていくことでもあります。

そうしたことから、私は、人と人との絆や結びつきを基本に据えながら、1として、「いきいきと学びあえる教育環境の充実」、2として、「誰もが健康で、温もりとやさしさを実感できる福祉の充実」、3として、「快適でうるおいを実感できる都市基盤の整備」、4として、「環境にやさしくやすらぎを実感できる生活環境の向上」、5として、「豊かな歴史的・文化的資源を生かした斑鳩らしさの創造」、6として、「多様化する住民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化と健全化」を、引き続き重点施策として掲げ、住民の皆さまとともに「夢と希望」にあふれた「人にやさしいまち・斑鳩」を実現してまいります。

以下、第3次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成19年度の主要な施策に

ついて申し上げます。

第1の柱は、ともに生き心ふれあうまちづくりであります。

第1は、コミュニティづくりであります。

地域での相互扶助や連帯感といった住民意識が希薄になり、コミュニティの欠如が危惧される昨今ではありますが、他人を思いやる心の豊かさと、社会的な連帯意識をもち、生き甲斐のある充実した生活を送ることは、人間誰しもの共通の願いであり、安全・安心のまちづくりをすすめるうえで、コミュニティの確立は最も基本となるものであります。

そうしたことから、引き続き、自治会組織をはじめ、老人クラブ、子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団などさまざまなコミュニティにかかわる組織を支援し、地域住民の連帯感を高め、コミュニティの活性化を図ってまいります。

また、冒頭にも申し述べましたとおり、本年は、町制施行60周年という記念の年です。本年12月までを町制施行60周年の年として位置づけ、これまでのイベントを中心に、創意工夫を凝らしながら、記念事業を展開し、地域への愛着、ふるさと意識の醸成に取り組んでまいります。

第2は、人権・平和であります。

いじめや虐待、家庭内暴力など、人間として最も大切な「命」と「人権」が侵害される出来事が連日のように報道されるなか、お互いの人権を尊重し、弱者への「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることが真に求められております。

このため、人間としての個々のあり方や生き方を理解し、思いやりのある児童・生徒の育成に努めるとともに、広報紙・リーフレットなどによる啓発、「人権セミナー」の開催や「人権相談」など、人権に関する施策を総合的に推進し、人権問題の解決に取り組んでまいります。

さらには、子どもやお年寄りなどへの虐待の未然防止や早期発見に向け、関係機関と連携してその防止に努めるとともに、情報化の進展によるプライバシーの侵害など新たな人権侵害に対する意識啓発にも努めてまいります。

また、世界各地では、テロや民族紛争などが繰り返され、核実験も実施されるなど、世界の恒久平和へのみちのりは、今なお遠しの感がありますが、非核平和を宣言した自治体として、過去から目をそらさず、住民の皆さまとともに地道ではあっても毅然たる行動をすすめ、平和の尊さを訴え続けてまいります。

第3は、男女共同参画社会の推進であります。

誰もが輝いて、いきいきと暮らすことができるまちの実現のためには、まず男性も女性も、人権尊重の意識を持ち、互いに敬愛し、信頼しあうことが重要であります。

そして、その意識を行動に移し、どのようなことでもそれぞれの個性を発揮し、協力しあわなければなりません。

また、このようなまちを実現するためには、誰もが温かくふれあって、安心できる明るい社会環境が必要であります。

そうしたことから、本町では、平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、平成18年に策定いたしました第2次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」に基づき、取組みをすすめているところであります。

新年度におきましては、男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、男女双方の意識改革や男女共同参画に関する教育及び学習機会の拡充、子育て環境の整備、福祉サービスの充実などの取組みの推進を図るとともに、町民・事業者に対する啓発を充実させ、男女共同参画の考え方を浸透させてまいりたいと考えております。

第4は、情報化社会への対応であります。

情報処理技術や通信技術のめざましい発達により情報化が進展するなか、住民サービスの向上を図るため、情報化のメリットを最大限に活用し、まちづくりへ生かすシステムづくりが求められております。

本町では、これまでに、奈良県及び県内市町村で組織する「奈良県電子自治体推進協議会」において、県庁舎と市町村庁舎、県出先機関を結ぶ高速・大容量の情報通信基盤であります「大和路情報ハイウェイ」の整備や、インターネット等を活用してオンラインで申請・届出等行政手続きを行うための「汎用受付システム」の開発を行ってまいりました。

今後は、これらの基盤・システムを活用しながら、インターネット等を通じたの行政サービスの提供に取り組んでまいりたいと考えております。

また、従来の業務の電子化による簡素で効率的な行政運営の実現を図り、電子自治体の構築をめざしてまいります。

第2の柱は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりであります。

第1は、生涯福祉の充実であります。



すべての人が地域の温かいふれあいのなかで、助け合いながら自立し、生きがいをもって生活できるよう、お年寄りやハンディキャップを持つ人などが社会参加できる機会づくりをすすめるとともに、誰もが生涯を通じて安心して快適な生活が送れるまちづくりをすすめてまいります。

はじめに、地域福祉につきましては、すべての人が住み慣れた地域や家庭のなかで、ふれあい支えあいながら、その人らしく生活できるような、住民の意識づくりや地域ぐるみの福祉活動を促進するとともに、地域福祉活動の核として、社会福祉協議会の活動を引き続き支援してまいります。

また、ご心配をおかけしております斑鳩町（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、去る2月26日に分離発注による3件の入札を実施した結果、各々の落札者と仮契約を行ったところであります。

ところが、仮契約の3件のうち、本体工事に係る業者の不祥事により、2月28日付けで指名停止処分を行ったことに伴いまして、全ての仮契約を解除いたしました。

従いまして、これら工事請負契約の締結に係る3件の議案につきましては、本定例会での提出を取り止めすることいたしました。

斑鳩町（仮称）総合福祉会館の建設に係る入札につきましては、今後、業者選定からやり直しまして、改めて工事請負契約の締結についての議決をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉についてであります。

他市町村同様、本町におきましても高齢化率は年々高くなってきており、65歳以上の高齢者の人口比率は、平成18年3月末現在で20.1%に達しております。

こうした高齢社会に対応するため、社会福祉協議会や町老人クラブ連合会、小地域福祉会との連携を図り、社会全体で支え合い、支援する地域社会の実現に取り組んでまいります。

また、お年寄りの方ができる限り要介護状態にならずに、住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、介護保険サービスの円滑な実施や福祉サービス制度の活用等を積極的に図りまして、生活支援や生きがいづくり、社会参加等の高齢者福祉の充実に努めてまいります。

後期高齢者医療制度への対応につきましては、新年度から広域連合が発足し、平成20年4月の施行に向けて本格的に情報の連携や事務の移行が始まります。これは新たな

医療制度でありますことから、制度を利用するお年寄りの方々に十分にご理解をいただくことが肝要であると考えております。そのため、わかりやすい周知と懇切丁寧な相談を行うことにより、とまどいや不安の解消を図り、適切なサービスが提供されるよう努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害者福祉の充実につきましては、「斑鳩町障害者福祉計画」に基づき、ハンディキャップを持つ人たちの生活の向上を図るため、ふれあいや支えあいの輪を広げ、ハンディキャップを持つ人も、持たない人も、ともに安心して暮らせるまちをめざし、各施策を推進しているところであります。

また、平成18年4月から、ハンディキャップを持つ人が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、自立支援を目的とした「障害者自立支援法」という新しい法律が施行されました。

これまでのハンディキャップを持つ人への福祉サービスの提供は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健福祉法の4つの法律に基づいて行われていましたが、この新しい法律の施行によりまして、障害種別にかかわらず必要なサービスが利用できるように仕組みが一元化され、より効果的・効率的に自立を支援することができるようになりました。

特に、平成18年10月から地域生活支援事業が創設され、地域の実情に応じて柔軟に事業を展開できるようになり、本町におきましてもコミュニケーション支援事業や相談支援事業などの取組みを行っているところであります。

新年度におきましても、障害者自立支援法の円滑な施行の推進を図り、ハンディキャップの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域や家庭で安心して助け合いながら暮らせるまちづくりに向けまして、関係機関と連携を取り合いながら、より良いサービスの提供に努めてまいります。

次に、児童福祉についてであります。

社会的環境が複雑化・多様化するなかで、子どもたちとその親をめぐってさまざまな事象が起きております。これらにつきましては、当事者だけの力では解決できなくなっていることから、地域社会に生活する人々、家庭、学校や行政などによる総合的な対応が求められております。

そうしたことから、本町では、子どもを産み育てやすいまちづくりをめざし、住民と

行政が連携・協力し合い、地域が一体となった子育て支援を推進しているところであります。

新年度におきましても、託児サービスやつどいの広場、育児相談、子育て情報の提供などの子育て支援事業に取り組むとともに、乳児保育や延長保育、一時保育などのさまざまな保育サービスを提供し、さらには、放課後児童対策の充実にも努め、就労と育児の両立を支援してまいります。

次に、社会保障についてであります。

福祉医療費の充実につきましては、受診機会の多いお年寄りや乳幼児、そしてハンディキャップを持つ人や母子に対しまして、受診機会の確保と経済的な負担の軽減を図るため、県制度が廃止等されていくなかにおいて、対象要件の拡大を行うなど、その充実に努めてきたところであります。

今後におきましても、誰もが健康で将来も安心して暮らせるまちづくりを進めるため、真に必要な皆さまに対するサービスが的確に提供できるよう努めてまいります。

一方、国民健康保険事業につきましては、お年寄りの増加や医療技術の高度化などによる医療費の増加が続くなか、景気の低迷が加入者の増加や担税能力の低下を加速させ、本町の国保財政は逼迫した状況下であり、その財政基盤の安定を図ることが急務となっております。

このため、国保財政の健全化に向けて、種々、ご議論をいただくなか、やむなく新年度からの国保税の税率改定を実施することにいたしました。

また、今後、さらに推しすすめられる医療制度の改革として、後期高齢者医療制度への支援や特定健診の実施などが予定されており、これらが円滑に実施できるよう、国保事業への運営にあたらなければならないと考えております。

第2は、健康づくりの推進であります。

はじめに、健康づくりについてであります。住民が健康で活動的に生活できるまちづくりをめざし、さらに生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

生活習慣病は、食生活、運動、飲酒、喫煙、ストレスなどの生活習慣が深く関わっていることから、これらの危険因子を減らすことで生活習慣病の発生を予防し、その進行を遅らせたりすることができます。

そこで、平成18年度の「健康いかるが21」計画の見直しの結果、町の健康課題でもある「高血圧・脳卒中」を予防するために、今後も関係団体や地域の方々と協働しな

がら、住民が健康づくりに取り組むことができる環境づくりに努めてまいります。

また、子育て支援につきましては、近年、子どものしつけや関わり方等の育児相談だけでなく、発達に関する悩みを持つ保護者の方も増えており、より専門的な相談が必要となってきました。

そうしたことから、ボランティアの方々の力をお借りし、行政と住民の皆さまが協働しながら安心して出産・子育てできる環境づくりを進めるとともに、臨床心理士による発達相談を強化し、その充実を図ってまいります。

さらに、食に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、食を通しての経験を重ね、食に関する興味を高め、心身のすこやかな成長と豊かな人間性を育てる食育を推進してまいります。

また、新年度から妊産婦さんにマタニティーキーホルダーを配布し、それを身につけていただくことで周囲の人たちが配慮できるようにするなど、誰もが心配りできる環境づくりにも努めてまいります。

次に、保健・医療体制の充実についてであります。

「自分の健康は、自分でつくる」という視点で、一人ひとりが健康管理できるよう、基本健康審査や各種がん検診、健康教育、健康相談の充実にも努めてまいります。

また、住民が健康で安心していきいきと生活できる環境づくりのために、保健・福祉・医療等の関係機関と連携し、さまざまな情報を提供しながら、健康づくりの拠点として、保健センターの充実を図ってまいります。

第3の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

第1は、生涯学習・スポーツの推進であります。

はじめに、生涯学習についてであります。

自分の人生を充実させるためには、各々がそれぞれの課題を認識し、その解決に向けて現代のスタイルに合わせた生涯学習を深めることが必要であります。

素晴らしい歴史と文化に恵まれたこの「斑鳩」が、文化の香り高く心豊かな「まち」になれば、ここに住むことが人生の喜びとなります。

生涯学習で育まれる精神的、文化的豊かさは、新しい「斑鳩」の教育文化を高めるものと認識し、高齢者、女性、子どもなど幅広い層の方々を対象に、生涯学習の機会づくりを積極的に推進してまいります。

次に、スポーツ活動の推進についてであります。

心身ともに健全で、人間性豊かな生活は、誰もが望むところであります。

全ての町民が、スポーツを通じて、明るく、生きがいに満ちた生活を送れるように、住民のスポーツ活動を支援し、気軽に参加できるスポーツレクリエーション活動の提供を進めてまいります。

また、幼児から高齢者まで幅広くスポーツに親しめるための環境整備として、文部科学省が推奨する総合型地域スポーツクラブの運営を支援してまいります。

第2は、教育・人づくりの充実であります。

平成18年12月22日に改正教育基本法が公布・施行され、関係法令の改正や教育振興基本計画の策定が進められるなか、いじめ問題への対応や児童・生徒の安全確保など、さまざまな課題が提起されております。

本町におきましても、「人づくり」を最も重要な課題として認識し、「心豊かにたくましく生きる力」を育成することが大切であると考えております。

まず、学校教育の充実についてであります。

地域や家庭が連携しながら学校の教育力向上をめざし、「信頼され魅力ある学校づくり」を進めてまいります。

そのため各学校におきまして、学習指導要領のねらいを踏まえ、「生きる力」を育む創意に満ちた教育課程を編成、実施するとともに、「総合的な学習の時間」を活用し、教科の枠を超えた学習の充実など特色ある教育活動を推進してまいります。

斑鳩町小中連携教育の取組みにつきましては、特に「道德教育」に力を入れ、小・中学校9年間を一貫して「斑鳩」の地域に学ぶことにより、郷土を愛する心を育むとともに、自分の良さや個性に気づき、自己の生き方を探求する力を育ててまいります。また、英会話学習や小中交流事業を推進し、小学校から中学校への移行期における学習・人間関係等のつまずきをなくし、不登校の減少につなげてまいりたいと考えております。

さらに、子どもの安全確保を図るために、斑鳩小学校の中館校舎耐震補強工事と斑鳩中学校の本館・北館校舎耐震補強実施設計を実施し、人にやさしい安全な教育環境づくりに努めてまいります。

また、学校給食につきましては、現在の自校調理方式を維持しながら、より安定した人員を確保する一方で、経費節減につなげていくため、平成19年度から斑鳩南中学校において学校給食の調理・洗浄業務の民間委託を導入することといたしました。

次に、青少年の健全育成についてであります。

最近、特に青少年による社会を震撼させる重大な犯罪が相次いで発生するなど、青少年を取り巻く環境は、極めて憂慮すべき状況であります。

このような状況を解決するためには、地域の人々との関わりを持ち、地域において青少年の役割を取り戻し、青少年が地域でいきいき、のびのびと活動ができる環境づくりが必要であります。

そのためには、青少年問題協議会や社会教育委員会会議など、住民が参加する機関の機能を生かし、地域社会や学校が相互に連携し、情報交換できる環境づくりを進めてまいります。

また、子どもたちの育成を支える保護者組織や自治会などの地域住民組織の活動をより一層支援することで、地域教育力の回復に努めてまいります。

第3は、地域文化の保存と創造であります。

はじめに、歴史文化の保全と継承についてであります。

本町に現存する文化財の保全・継承は、私たちに課せられた責務の一つであります。

これら文化財を守り伝えていくという意識の醸成を図るため、歴史講演会や学校教育などあらゆる機会をとおして、その周知、啓発に努めてまいります。

また、奈良大学、法隆寺国際高校との連携、協力につきましては、文化財の分野を中心に進めてまいります。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、平成18年度に引き続き、墳丘周辺部の整備を中心とした整備工事に取り組み、平成20年度に一般公開ができるよう、鋭意事業を進めてまいります。

また、(仮称)文化財活用センターの整備につきましては、史跡藤ノ木古墳や斑鳩町の歴史的文化を紹介するガイドンス映像の製作等に取り組むこととしております。

次に、史跡中宮寺跡の整備につきましては、平成19年度から3カ年の計画で整備に向けた発掘調査を実施してまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。

いかるがホール及び町立図書館は、今年開館10周年を迎えます。町内外を問わず多くの住民に地域の文化活動の拠点として利用いただき、来館者は順調に伸びております。

今後とも、情報発信の拠点施設として、また生涯学習施設の中核として、住民のニーズに対応した幅広い事業展開を行ってまいります。

第4の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

第1は、市街地・住環境の整備であります。

JR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、平成16年度から取り組んでまいりましたJR法隆寺駅駅舎橋上化事業が大詰めを迎え、3月10日に橋上駅舎を開設し、南北自由通路を開通する運びとなりました。

これもひとえに、議員の皆さまをはじめ住民の皆さまの温かいご理解とご協力の賜物と、深く感謝するところであります。

今後は、駅周辺の都市基盤整備が残された大きな課題となってまいります。新年度以降、本町財政はさらに厳しい状況になると思われませんが、財源確保に努めつつ、計画しております駅前広場整備や駅周辺道路整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

第2は、道路・交通体系の整備であります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

稲葉車瀬区間では、国におきましても精力的に取り組んでいただき、用地取得率は約99%となっております。現在は、詳細設計の取りまとめや、発掘調査が行われており、工事着手に向けての準備作業が進められております。

また、小吉田モデル区間から東側の県道大和高田斑鳩線までの区間でも事業を進められることとなり、本年1月には幅杭設置のための地元説明会が開催され、関係者のご理解を得ることができ、現地に幅杭が設置されたところであります。

年度内には、土地の境界の立会等を実施していただけるよう、国と調整を図っているところであります。

今後は、稲葉車瀬区間の工事着手をはじめ、延伸区間の県道大和高田斑鳩線までの間において、なお一層の事業推進を図れますよう、国とも連携を密にしながら地元調整等を行いまして整備促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてであります。予定区間約680メートルにおいて残っております用地買収に努力してまいりましたが、地権者のご理解を得るまでには至っていないのが現状であります。

いかるがパークウェイ事業が順調に進展を見せている中におきまして、本事業は、いかるがパークウェイとのネットワーク形成上、欠くことのできないものであります。そういったことから、今後、さらに一層地権者にご理解をいただけるよう鋭意努力をし、事業を進展させてまいりたいと考えております。

次に、県事業として整備を進めていただいております県道天理斑鳩線の進捗状況につ

いてであります。

本事業の促進を図るため、県と連携をとりながら、地元地権者及び関係者との交渉を続けているところであります。

県におきましては、合意に至った部分から工事にとりかかり、現在も実施されているところであります。

今後におきましても、県と一層の連携を密にし、地元関係者のご理解、ご協力を得るべく事業化に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

第3は、風景・景観の形成であります。

斑鳩らしい風景、景観の残る三塔周辺の5地区の方々にご協力をいただいている景観形成作物のコスモス栽培の推進につきましては、過去15年間事業を継続してまいりました。

おかげをもちまして、斑鳩の里の秋の風物詩として定着し、観光客などたくさんの方々に親しみを感じていただいていると思っております。

今後も、こうした取組みを継続しながら、斑鳩らしい風景、景観の保全と継承に努めてまいります。

第5の柱は、安全で快適なまちづくりであります。

第1は、環境保全の推進であります。

本町は、世界に誇るべき世界的文化遺産や豊かな自然環境に恵まれております。

この恵まれた環境を守り、良好な状態で次の世代に引き継いでいくため、本町では、平成8年4月に「斑鳩町環境保全条例」を制定し、人にやさしい、地球にやさしい環境づくりを基調とした、真に豊かな自然と良好な環境の保全に努めてまいりました。

今日の環境問題は、私たちのさまざまな活動が原因となり、生活排水による水質汚濁や廃棄物問題など身近な問題から、地球規模での環境問題にいたるまで複雑多岐にわたっております。

地球温暖化問題に対応するための京都議定書の発効、循環型社会構築に向けた各種リサイクル法の整備、化学物質管理の推進などさまざまな取組みが行われておりますが、その解決は容易ではなく、問題がより一層深刻化することも予想されます。

しかし、それは同時に環境問題への挑戦をバネに、「環境の世紀」にふさわしい経済発展と真に豊かな暮らしを実現するチャンスでもあります。私たちは今、物の豊かさや便利さだけを追求するのではなく、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、自然



と共生しながら限りある資源を有効利用するなど、環境への負荷が少ない社会経済システムをつくりあげることが求められております。また、あらゆる主体がそれぞれの責任と役割を果たし、連携して環境保全活動に自主的、積極的に取り組むことが重要であります。

そのため、引き続き、住民の皆さまが行動をおこすうえで必要な「意識・行動を変える」「取組みを助ける」「人材・組織を育成する」そして「行政が率先して取り組む」といったことに重点をおき、行政、事業者、住民がそれぞれの役割を分担し、相互に連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

特に、事業者や住民の皆さまの取組みの模範ともなる「行政が率先して取り組む」では、ISO登録団体として、環境マネジメントシステムの運用をより一層強化し、地球環境への負荷低減に努めるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「斑鳩町地球温暖化防止実行計画」を策定し、総合的かつ計画的に温室効果ガスの削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ問題であります。

依然として続く大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムによりまして、化石燃料や化学物質の大量消費による地球温暖化の進行や廃棄物の増大に伴う不法投棄の増加、最終処分場の残余容量の逼迫など、深刻な問題をもたらしております。

また、本町のごみ排出量も、平成12年度のごみ処理有料化の導入によりまして、住民皆さまのごみ問題に対する意識は高まり、ごみ減量化という大きな成果を得ることができましたが、今後は、これまでのような大幅な減量傾向は見られないと予測しております。

このような問題を解決するためには、循環型社会の構築が必要であり、住民の皆さま、事業者の皆さまに対し、さまざまな機会を利用して、「スリーアールな暮らし」、「スリーアールな事業活動」の実践を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、一般廃棄物の処理責任がある行政として、あらゆる廃棄物の適正な処理、リサイクル方法について調査研究するなど、リデュース、リユース、リサイクルの実践を通じまして、「ごみゼロのまち いかるが」の実現をめざしてまいります。

また、衛生処理場をはじめとする廃棄物処理施設の必要な補修を行うことにより、施設の延命を図るとともに、適切な維持管理を行い、環境汚染の防止に努めてまいりたいと考えております。

第2は、防災・防犯であります。

はじめに、防災体制の整備についてであります。災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止をはじめ、非常備消防、危機管理体制の充実等に努めてまいります。

新年度におきましては、平成16年に奈良県において作成された「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」の結果を踏まえ、本町の災害備蓄品の充実を引き続き行うとともに、避難所施設の設備の充実を図ってまいります。

また、災害時における初動体制をはじめとした防災体制の充実を図るため、自衛消防団の育成のための支援を行うとともに、自衛消防団、自治会が主体で実施する実践型の地区別防災訓練も昨年に引き続き行うことで、住民の自主防災意識の向上を図ってまいります。

さらに、生駒郡4町並びに各町消防団や防災関係機関が連携した、第4回生駒郡総合防災訓練を実施し、総合的な防災体制の充実を図ってまいります。

また、危機管理体制の整備についてであります。今議会において報告を予定しております斑鳩町国民保護計画に基づきまして、非常事態における住民の安全の確保に取り組んでまいります。

次に、県事業として整備を進めていただいている三代川及び富雄川改修の進捗状況についてであります。

三代川の改修につきましては、現在、未改修部分の下流域から、県と連携をとりながら、用地協力の交渉を進めているところであり、平成18年度では、地権者3名の方と合意し契約をされたところであります。

また、富雄川の改修につきましては、現在、JRの橋りょう部分での護岸工事等が、順次進められておりますが、河川に農業用施設の井堰があることから、地元水利組合等と協議が行われているところであります。

今後におきましても、両河川の事業促進に向けて、県とともに関係者のご協力・ご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯体制の整備についてであります。

犯罪を未然に防ぐため、「斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例」の主旨に基づき、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚を図ってまいります。

さらには、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援、地域防犯のネットワークづくり、青色防犯パトロールを引き続き実施するなど、自主防犯体制の推進にもより一層努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

交通事故から住民の生命を守るため、西和警察署をはじめ、各関係機関と連携を図り、立哨指導、巡回パトロール、交通安全教室などを通じて交通安全意識の高揚に努めるとともに、子どもやお年寄り、ハンディキャップを持つ人など、すべての人にやさしい交通安全施設の整備に努めてまいります。

第3は、上・下水道の整備であります。

はじめに、上水道につきましては、人が生きていくうえで欠かせないものであり、人の命にかかわる重要な事業であります。特に、災害時には、その重要性を強く痛感いたします。

一方、水道の普及率が100%になってから相当の年月が経過し、いつでも、どこでも安心して水道水を飲めることが住民の意識として「普通」になってきています。この「普通の意識」に応えるべく、将来にわたり「安全」で「安心」の水を「安定的」に提供できる持続可能な水道事業体となることが最大の責務であると考えております。

そうしたことから、節水意識の浸透、節水器具の普及や大口利用者の需要の減少等により水道料金収入が減少傾向にあります。石綿管や経年塩化ビニール管の更新、耐震化を図り、また、水道事業の安定経営にも努めてまいります。

次に、下水道の整備についてであります。

公共下水道は、水環境の保全や都市環境の維持を図り、快適で衛生的な暮らしを守るためにも欠かすことのできない基盤施設であります。国民の全てが享受すべき施設、いわゆるナショナルミニマムとして位置づけられております。

一方、公共下水道の整備には永い年月と多額の投資を要し、また、受益者負担の観点から利用者の方々に一定のご負担も必要となります。

そうしたことから、引き続き公共下水道の必要性、経理内容や財政推計など、担うべき使命と役割を広く住民の皆さまにお知らせしてまいります。

本町の公共下水道の整備状況についてであります。事業認可区域の整備は順調に進んでおり、平成19年度末で約135ヘクタールの整備を完了する予定であります。

また、接続状況といたしましては、平成17年3月の供用開始から約2年が経過いた

しましたが、平成19年1月末において、約1,200件の家庭で公共下水道を利用し  
ていただいております。

今後におきましても、公共下水道をより多くの皆さまにご利用いただくためにも、引  
き続き整備拡大に努めるとともに、環境と共生したまちづくりを推進するため、より一  
層の水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

第6の柱は、にぎわいのあるまちづくりであります。

第1は、農業の振興であります。

本町の農業は、一部の意欲の高い農家により施設園芸や軟弱野菜などを導入した農業  
が行われています。また、最近の消費者からの安全・安心・新鮮な農産物の需要の高ま  
りに対応して、朝市・直売所を拠点とした地産地消の活動も盛んになってきている状況  
でもあります。

しかし、反面、高齢化と兼業化、後継者の減少が進行することが見込まれ、遊休農地  
の増加などにより従来からの地域農業の形態がさらに変化していくものと考えられます。

このため、農業委員会をはじめ、各関係機関・団体と連携を図り、生産基盤の整備を  
進めるとともに、農地の保全、遊休農地の再生活動など、都市近郊型農業の振興に努め  
てまいりたいと考えております。

第2は、商工業の振興であります。

国が打ち出した経済成長戦略大綱においては、わが国の経済は改善しているとして、  
今後10年間で、年率2.2%以上の成長を視野に、本大綱の政策を実行するとなって  
おります。

ただし、本町の商工業の経営状況をみてみますと、未だ厳しい状況が続いております。  
このような中で、町内事業者におかれましては、経営努力によりこの状況をしのいでい  
くことに懸命になっておられます。

本町といたしましては、引き続き商工業者の債務保証に係る保証料の補給を続けると  
ともに、国、県との連携を図りながら、核となる商工会と活性化のための取組みを積極  
的に進め、商工業の発展に努めてまいります。

第3は、観光の振興であります。

JR東海の「うましうるわし奈良」キャンペーンが首都圏を中心に展開されておしま  
す。

また、昨年12月には、このキャンペーンの新シリーズとして「斑鳩・法隆寺編」が

テレビCMや交通広告を中心に展開されたところでもあります。

さらには、このキャンペーンのウェブサイトでは、「みうらじゅんの斑鳩仏像探訪記」が掲載され、斑鳩の魅力が発信されております。

このように、今、奈良が再び脚光を浴びようとしており、その中でも斑鳩が大きくクローズアップされているところでもあります。

この動きを絶好の契機として捉え、あらゆる機会を通して斑鳩の魅力を広くアピールし、さらなる観光客の誘致に努めてまいります。

また、その受入体制につきましても、誰もが気持ち良く斑鳩を訪れ、散策していただけるよう、JR法隆寺駅に新たに設置いたしました観光案内所での案内業務を開始すること、並びに法隆寺iセンターでの案内業務や情報発信をより一層充実を図るとともに、平成18年度に引き続き、4カ国語で表記した観光案内板等の整備を進めてまいります。

最後に、町政の運営に関する施策につきまして申し上げます。

はじめに、財政の健全化についてであります。

本町の財政状況は、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷により、歳入の根幹である町税収入が伸び悩む一方、公債費や扶助費などの義務的経費、少子高齢社会や環境問題への対応など、時代の要請に的確に対応するための財政需要が増加を続けていることによりまして、財政収支が逼迫しており、その厳しさは年々増してきております。

ただ、現在のような国と地方の財政構造の大きな変革期にあっては、その方向性を正しく認識する必要があり、そして、その方向性を踏まえた財政健全化への取り組みが必要となってまいります。

そうしたことから、財政健全化計画の策定には、これら方向性等を見極めるためにも、いましばらくお時間をいただきたいものと考えております。

本町財政の健全化に向けましては、議会と住民、そして行政が一体となって取り組むことが重要であり、その推進にあたっては、何よりも議会議員の皆さまをはじめ、住民の皆さまのご理解とご協力が必要となってまいります。

このため、町広報紙等を通じた行財政情報の提供はもとより、住民負担の公平性を確保するための収納対策や、積極的な行政内部の改革などに取り組み、住民の皆さまの財政健全化に対する意識の醸成を促してまいりたいと考えております。

財政健全化の推進にあたっては、住民の皆さまをはじめ各方面にわたりご迷惑をおかけすることも考えられますが、私が先頭にたち、全職員が一丸となって、自主的・主体

的なまちづくりを推進すべく、住民の皆さまと一体となって財政健全化を成し遂げてまいりる覚悟であります。

なにとぞ、議員皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、行政改革の推進についてであります。

先程申し上げました慢性的な財源不足のほかにも、少子・高齢化、高度情報化等の進展、環境問題に対する関心の高まり、地方分権推進のための三位一体の改革など、本町を取り巻く状況は大きく変化しており、複雑化する社会問題など行政の解決すべき課題が山積しております。

このような困難な局面においても、真に住民の求めるサービスを提供していくためには、今後さらに一段と身を引き締めて、「斑鳩町行政改革大綱〔第3次〕」に基づいた行政経営型システムへの転換を推しすすめ、実施計画に掲げたさまざまな取組み項目を着実に実行していくことが重要であります。

このような状況におきまして、前期実施計画の計画年度が今年度末で終了することから、平成19年度から平成22年度までの4年間を計画期間とする後期実施計画を3月中に策定し、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、職員の資質の向上についてであります。

社会経済情勢が大きく変化している中で、公務員の人事管理全般について、時代の要請に的確に対応した改革を進めることは、引き続き重要な課題であります。

厳しい財政状況下において、複雑・高度化する行政ニーズに適切に 대응していくためには、限られた人員のもとで、公務員が、より良質でかつ効果的な行政サービスを行う行政の専門集団となっていく必要があります。

国におきましても、能力・実績に基づく人事管理制度の着実な実現に向けて、平成18年度から、人事評価の試行を行っているところであります。これらの内容を踏まえ、本町におきましても、今後も引き続き、地方分権の進展に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、能力・実績を重視した人事制度の確立と、それを支える公正かつ客観的な評価制度の導入、情報通信技術を活用した研修の実施などを検討しながら、地方分権を担う意欲と能力のある人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、平成19年度における主要施策の概要について申し上げます。

地方分権の流れの中で、地方自治体が担うべき役割は、一層広範かつ重要なものにな

っております。行政が行うこと、住民がなすべきこと、あるいは行政と住民が協働して解決すべきことを明確にしていくことが大切であると考えております。

次の世代のために、今なすべきことは何かを常に問い続けながら、職員とともに心と力を合わせ、議員の皆さまや住民の皆さまとともに、今後も斑鳩町の限りない発展に向け、誠心誠意、全力で取り組む覚悟であります。

どうか議員皆さまにおかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（中川靖広君） 次に、日程 9、議案第 1 号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程 10、議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程 11、議案第 3 号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 12、議案第 4 号 平成 18 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について、日程 13、議案第 5 号 平成 18 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、日程 14、議案第 6 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 15、議案第 7 号 平成 18 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 16、議案第 8 号 平成 19 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 17、議案第 9 号 平成 19 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 18、議案第 10 号 平成 19 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程 19、議案第 11 号 平成 19 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 20、議案第 12 号 平成 19 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 21、議案第 13 号 平成 19 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 22、議案第 14 号 平成 19 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 23、議案第 15 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、日程 24、議案第 16 号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、日程 25、議案第 17 号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、日程 26、承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 18 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）について）、日程 27、同意第 1 号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて、日程 28、同意第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）、日程 29、同意第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同

意を求めることについて（その２）、日程３０、同意第４号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その３）、日程３１、同意第５号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その４）、日程３２、同意第６号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その５）、日程３３、同意第７号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その６）、日程３４、同意第８号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その７）、日程３５、報告第２号 平成１９年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程３６、報告第３号 平成１８年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第２号）及び平成１９年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、日程３７、報告第４号 斑鳩町国民保護計画の報告について、以上２９議案を一括上程いたします。

ここで、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時４９分 休憩）

---

（午後 １時００分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

町長から本定例会に付議されました２９議案の総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 議案の説明に先立ちまして、昨年の１２月議会におきまして「審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例」についてご審議をいただく中で、「斑鳩町附属機関設置条例」の別表が、平成１２年３月議会で議決をいただいた内容と、公布した内容が異なっていたことが議会からのご指摘によりまして判明し、また、このことへの対応といたしまして、一部修正の上、議決をしていただくという特段のご配慮を賜りましたことにつきまして、心からの感謝とともに改めて釈明とお詫びを申し上げます。

その後早速、その原因等について調査をし、本年１月１８日開催の議会運営委員会において、調査内容や今後の対応につきまして一定の報告をさせていただいたところであります。

また、同月３０日付け斑総第７７７号をもって町長名で議会議長に送付させていただきました文書の中において申し上げましたとおり、このような事態は議会と町行政執行側との信頼関係を損ねる要因にもなりかねないものであり、我々といたしましても深く



反省をしておるところであり、ここに改めてお詫びを申し上げる次第であります。

なお、こうした事態への対応策につきまして、過去の実例調査や県との協議を行った結果、時間は前後するものの訂正の告示を行うことが必要であるとの判断から、去る2月14日にその旨の告示を行ったところであります。

今後は、議会とのより一層の信頼関係の構築を図ることにより、住民の信託に応えてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

斑鳩町附属機関設置条例の別表につきましては、先程も申し上げましたが、昨年12月議会において「審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例」をご審議いただく過程におきまして、平成12年3月議会において議決をいただいた内容とは異なるものを公布していることが判明し、その事態を收拾するべくご配慮をいただき、修正の上、議決をいただきました。

その際、当条例別表に規定する附属機関については、今後さらに当条例制定時の設置基準を基本に再度、見直しの検討が必要である旨のご意見をいただいたところであります。

こうしたことから、当条例別表に掲げる附属機関につきましては、附属機関の設置根拠を包括できる条例が別に定められているかどうか、また設置目的がすでに達成されたものがないかどうか、あるいは町単独で特定の調査を行うために設置している附属機関で、設置根拠を当条例別表において定める必要のあるものかどうかを再度調査・検討した結果といたしまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

財政健全化に向けて行財政改革の推進を図るため、従来から特別職等の給料等を抑制する特例措置を講じてきたところであります。そのような中で、昨年10月に斑鳩町特別職報酬等審議会の答申を受け、その答申を尊重するという立場から、同年12月議会におきまして、町長及び副町長の給料月額を町長については7.08%減額となる80万円と、副町長については7.06%減額となる67万1,000円とする内容の条例

改正をお願いしたところであります。

しかしながら、平成19年度予算編成を行う中で、本町の財政はなお逼迫した状況にあることに変わりはないことから、答申の趣旨は十分理解しているところでありますものの、12月議会で議決いただいた町長及び副町長の給料月額から、さらに町長については8%、副町長については5%を抑制する特例措置を講ずることとし、平成19年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

本町の乳幼児医療費助成は、現在、奈良県の補助対象となっていない3歳児の入院以外の医療及び4歳から小学校就学前の6歳までの歯科医療に対して単独で助成を行っているところであります。

このたび奈良県が補助対象を小学校就学前である6歳までの乳幼児の医療全般に拡大することとされたことから、本町の助成範囲もこれに合わせて4歳以上の助成範囲の制限を廃止し、6歳までの医療全般に対して助成できるよう改正を行うものであります。なお、助成範囲の拡大は平成19年8月以降の医療費から適用するものであります。

次に、議案第4号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

本予算補正では、引き続き本町の課題である都市基盤の整備と、人にやさしいまちづくりを進めるため、早急に対応が必要な施策等につきまして補正措置をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,478万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億9,146万1,000円とするものであります。

主な内容につきまして、はじめに、歳入予算の補正の内容について申し上げます。

第10款地方交付税、第1項地方交付税では、普通交付税の追加交付を受けましたことから、1,068万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、障害者自立支援法による給付費が利用者の死亡等により、また、保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、民生費国庫負担金で1,092万9,000円の減額補正、第2項国庫補助金では、平成20年4月から施行予定の後期高齢者医療制度について、その事務を円滑に実施してい

くための電算システム構築費用に財政措置が行われることから、民生費国庫補助金で413万9,000円の追加補正をお願いするものであります。また、土木費国庫補助金では、法隆寺線整備事業に係る補助金が確定したことから、1,045万円の減額補正をお願いするものであります。

第15款県支出金では、第1項県負担金で、民生費国庫負担金と同様の事由により、民生費県負担金1,318万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第16款財産収入、第1項財産運用収入では、各基金利子の決算見込みにより、347万7,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第17款寄附金では、福祉基金としてご寄附をいただきました10万円を追加補正するものであります。

最後に、第20款諸収入、第5項雑入では、市町村振興宝くじ交付金の交付決定があったことから、137万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容について申し上げます。

第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、地方自治法の改正や審議会等附属機関等の見直し等により、関係条例の改正が当初見込みを大幅に上回りますことから、例規集の印刷経費等121万2,000円の増額補正、職員の退職に伴う職員退職手当組合負担金6,464万8,000円の増額補正、合わせて6,586万円の増額補正をお願いするものであります。また、第5目財政管理費では、財政調整基金等の各基金利子の決算見込みによる積立金291万9,000円の増額補正を行うものであります。なお、第6目企画費では、文化振興基金の利子の決算見込みによる財源振替を行うものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、寄附金の受入れに伴う福祉基金積立金10万円を追加補正、後期高齢者医療制度等の実施にあたりまして、電算システムの改修を国民健康保険事業特別会計で計上していることから、国保職員給与費等繰出金1,377万5,000円を増額補正、出産育児一時金の支給金額の増加により、国保出産育児一時金繰出金326万6,000円の増額補正、また国保財政安定化支援事業繰出金346万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

第3目老人福祉費では、歳入の補正理由でも申し上げましたが、平成20年4月から施行予定の後期高齢者医療制度について、その事務を円滑に実施していくための電算シ

システムを構築することから、2, 168万3, 000円の追加補正をお願いするものであります。

第8目国民健康保険医療助成費では、国庫支出金等の保険基盤安定負担金の交付決定により、1, 228万7, 000円の減額補正を行うものであります。

次に、第11目障害福祉費では、歳入でも申し上げましたとおり、障害者自立支援法による給付費が利用者の死亡等により当初見込みを下回ることから、1, 986万8, 000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第13目介護保険事業繰出費では、後期高齢者医療制度の実施にあたりまして、電算システムの改修を介護保険事業特別会計で計上していることから介護保険事務費繰出金294万5, 000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、第1目都市計画総務費で、法隆寺線整備事業に係る事業費が確定したことから、1, 900万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2目公共下水道費では、公共下水道事業に係る国庫補助金及び町債などの特定財源が減額となる見込みから、繰出金2, 510万円の増額をお願いするものであります。

次に、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費では、斑鳩町土地開発公社において保有地の処分にあたりまして、売却損が生じたことから、その損失補てん2, 952万7, 000円の追加補正をお願いするものであります。なお、土地開発公社の運営の健全化につきましても、長期保有地の解消に向けて、引き続き積極的な処分に努めてまいりたいと考えております。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、藤ノ木古墳整備基金利子の決算見込みにより、その積立金6万6, 000円の増額補正をお願いするものであります。なお、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の決算見込みにより、財源振替を行うものであります。

最後に、第12款予備費につきましても、今回の予算補正に要します財源1億3, 233万9, 000円を充当させていただきたく、補正をお願いするものであります。

また、本補正予算では、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、繰越明許費として、後期高齢者医療電算システム導入事業で2, 168万3, 000円、道路新設改良事業で1, 800万円、法隆寺線整備事業で1億

812万8,000円、いかるがパークウェイ関連整備事業で150万円を計上させていただきます。

次に、議案第5号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億6,441万7,000円とするものであります。

主な内容につきまして、はじめに、歳入予算の補正の内容について申し上げます。

第2款国庫支出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴い415万7,000円を減額、また国の平成18年度補正予算において、市町村の後期高齢者医療制度に係る電算システム改修等に補助金が交付されることを受けて250万円を追加、合わせて165万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

第4款県支出金につきましては、国庫支出金の補正同様、高額医療費共同事業拠出金の確定に伴い415万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

第6款財産収入につきましては、財政調整基金利子の確定に伴い3万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第7款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の額の確定により1,228万7,000円を減額、後期高齢者医療制度に係る電算システム改修等に係る事務費繰入金として1,377万5,000円を増額、出産育児一時金では制度改正に伴い給付額が30万円から35万円に増額されたこと並びに給付件数が当初より増加すると見込まれますことから326万6,000円を増額、また財政安定化支援事業の繰入額の確定により346万6,000円を増額、合わせて822万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容について申し上げます。

第1款総務費につきまして、後期高齢者医療制度に係る電算システム改修等の経費として1,627万5,000円を増額、また財政調整基金利子の確定により、その積立金として3万1,000円を増額、合わせて1,630万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

第5款共同事業拠出金では、高額医療費共同事業拠出金の確定により1,662万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

第9款予備費では、これらの歳入歳出予算補正額の差額275万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

なお、繰越明許費といたしましては、後期高齢者医療対応等電算システム改修事業につきまして、システム改修が平成19年度になりますことから、1,627万5,000円の繰越明許をお願いするものであります。

次に、議案第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億9,549万3,000円とするものであります。

主な内容につきまして、はじめに、歳入予算の補正の内容について申し上げます。

第3款国庫支出金では水質改善下水道事業費補助金で1,000万円の減額、第4款繰入金で2,510万円増額、第7款町債で1,740万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容について申し上げます。

第3款公債費の償還金利につきまして、平成17年度の借入額の確定により230万円の減額補正をお願いするものであります。

なお、継続費として取り組んでおります龍田西污水幹線工事と神南污水幹線工事につきまして、去る12月議会で契約締結の議決をいただき年割額が確定したことから継続費の補正をお願いするものであります。

また、繰越明許費といたしましては、公共下水道費で平成19年度に整備を予定しております龍田西3丁目地区の面整備と神南地区の面整備の測量設計業務委託を先行して発注することから、工事請負費で3億円、委託費で4,900万円、需用費で100万円の総額3億5,000万円の繰越明許をお願いするものであります。

また、町債の減額により、地方債の補正として地方債の限度額について1,740万円の減額をお願いするものであります。

次に、議案第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億7,976万8,000円とするものであります。

主な内容につきまして、はじめに、歳入予算の補正の内容について申し上げます。

第3款国庫支出金につきましては、高齢者医療制度の改正に伴い、介護保険システムにおきましても改修の必要が生じますことから、介護保険事業費補助金115万円を追加、第6款財産収入につきましては、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定によりまして、介護保険給付費準備基金利子3万7,000円を増額、第8款繰入金につきましては、一般会計繰入金において事務費繰入金294万5,000円を増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容について申し上げます。

第1款総務費につきましては、電算システム改修費用として409万5,000円を増額、第4款基金積立金につきましては、介護保険給付費準備基金への積立3万7,000円を増額補正をお願いするものであります。

なお、繰越明許費といたしましては、後期高齢者医療対応等電算システム改修事業につきまして、システム改修が平成19年度になりますことから、409万5,000円の繰越明許をお願いするものであります。

次に、議案第8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成19年度一般会計予算は、総額93億円を計上しております。前年度と比較して、7億円、8.1%の増額であります。

それでは、平成19年度一般会計予算案の内容につきまして、まず歳入予算から申し上げます。

はじめに、「平成19年度の地方財政対策」についてであります。

ご心配をおかけしておりました「地方交付税改革」につきましては、人口と面積を基本として算定する新型交付税が平成19年度から導入されます。この新型交付税は、現行の複雑な交付税の算定方式を簡素化し、各自治体の人口と面積を基本に配分されるものであります。

平成19年度では、交付税本体の1割に導入し、さらに、3年間で制定する地方分権一括法等による国の関与の縮小とあわせて順次拡大し、全体の3分の1程度の規模をめざすとされております。

しかしながら、こうした新しい制度ができるたびに、我々町村が犠牲になるのではないかという懸念を拭い去ることができません。

地方交付税は、人口構成の差あるいは地理的条件その他社会経済条件等の違いを考慮

し、自治体間の公平性を確保するための財政調整の制度であります。今後とも、本来の財政調整制度の方向性が維持されるよう、国に強く訴えてまいります。

次に、新年度予算に計上いたしました主な歳入予算の内容につきまして申し上げます。

はじめに、町の中心的な財源である町税につきましては、32億90万円を計上しております。前年度と比較して、3億3,340万円の増額となっております。

増額となるのは、町民税で、三位一体の改革に伴い税源移譲が実施されることや定率減税が廃止されることにより、前年度と比較して2億9,330万円、20.9%の増収、固定資産税では、家屋の新增築分の増加により、5,880万円、5.3%の増収、都市計画税でも860万円、7.1%の増収が見込まれるためであります。一方、たばこ税につきましては、平成18年7月に税率が改正されたものの、売上本数の減少が見込まれることから、2,800万円、14.1%の減収を見込んでおります。

次に、地方譲与税及び地方交付税をはじめとする各種交付金につきましては、地方財政計画をもとに積算を行い、それぞれ見込額を計上しております。

地方譲与税では、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、税源移譲が実施されるまでの間、暫定的に措置されていた所得譲与税の制度が平成18年度をもって廃止されることから、前年度と比較して、1億9,680万円減の7,730万円を計上しております。

地方特例交付金では、児童手当における制度拡充に伴う地方負担額については、児童手当特例交付金として措置されるものの、恒久的減税による減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることから、前年度と比較して、6,130万円減の3,190万円を計上しております。

また、地方交付税では、交付税総額の抑制や基準財政需要額に算入される事業費補正分等の減により、前年度と比較して、3億2,100万円減の18億1,000万円を計上しております。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保を図ったところであります。

国庫支出金では、児童手当の給付に係る国庫負担金は増額となるものの、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る国庫補助金が減額となりますことから、前年度と比較して、4,416万3,000円減の4億3,371万6,000円を計上しております。

一方、県支出金は、事業の完了に伴って県単独土地改良事業費補助金は減額となるも



の、児童手当の給付に係る県負担金、選挙費県委託金が増額となりますことから、前年度と比較して、2,829万3,000円増の3億5,438万6,000円を計上しております。

次に、繰入金につきましては、1億6,010万6,000円を計上しております。前年度と比較して、3億4,500万円の減額となっております。

本町の課題である都市基盤整備や史跡藤ノ木古墳の整備を鋭意進めるため、都市計画事業整備基金で2,700万円、藤ノ木古墳整備基金で3,000万円の取崩しを計上するとともに、(仮称)総合福祉会館の整備など、今、この時期に対応しなければならない課題に果敢に取り組むため、やむを得ず、財政調整基金9,800万円の活用を図っております。

最後に、町債につきましては、23億580万円を計上しております。前年度と比較して、12億9,690万円の増額となっております。

(仮称)総合福祉会館の建設、JR法隆寺駅周辺整備事業をはじめとする建設事業費に係る財源確保を図るとともに、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債を活用することとしております。

続きまして、歳出予算の内容につきまして申し上げます。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組むこととしている主な事業につきまして、できるだけ先程の施政方針と重複しないよう、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、第1款 議会費であります。新年度は、1億703万3,000円を計上しております。前年度と比較して、189万8,000円の増額となっております。

議員皆さまにおかれましては、斑鳩町の発展のための多岐にわたる活発な議会活動に対しまして、深く感謝を申し上げます。

今後におきましても、本町が抱えるさまざまな課題を乗り越えていくため、議員皆さまのご意見を拝聴し、ご指導・ご協力を賜りながら、ともに町政の推進にあたってまいりたいと考えております。

続きまして、第2款 総務費では、8億8,925万3,000円を計上しております。前年度と比較して、652万9,000円の増額となっております。

その主な内容の1点目は、男女共同参画社会の推進についてであります。平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、平成18年に策定いたしました第2次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」に基づき、

女性総合相談、男女共同参画社会づくりセミナー、女性のエンパワーメント活動支援、男女の社会参画の支援等を引き続き行うことにより、男女共同参画意識の浸透を図ってまいります。

2点目は、文化・芸術の振興についてであります。法隆寺や法起寺など、世界文化遺産のあるまち「斑鳩」の魅力を内外に発信するとともに、地域文化の振興と住民活力の活性化を図るため、NHKとの共催でイベントを開催してまいります。

また、本年度、斑鳩町文化振興財団は、設立10周年を迎えます。10周年を一つの区切りとし、より一層の質の高い自主文化事業の展開や、文化情報の発信に努め、これら文化活動の一翼を担う機関として、さらなる飛躍・発展をめざしてまいります。

3点目は、住民と行政協働によるまちづくりについてであります。住民参加のまちづくりを促進するとともに、さまざまな行政課題についての住民の自主的な活動を支援するため、「行政出前講座」に取り組んでまいりました。さらに平成18年度からは、私自身が住民の皆さまのもとに出向き、本町が抱えるさまざまな行政課題をご説明させていただき、住民の皆さまの声を直接聞かせていただく「町民対話集会」を始めさせていただいたところであります。

新年度におきましても、多くの方々と対話し、お互いの意思疎通を図り、ともに知恵を出し合いながら、町政の運営にあたってまいりたいと考えております。

また、お知らせ版を含む月2回の広報紙の発行と、町ホームページなどを活用し、町政情報の積極的な提供を図るとともに、住民満足度や住民ニーズを把握し、住民参加のまちづくりに役立てるため、町政モニターへのアンケート調査を引き続き実施してまいります。

4点目は、職員の人材育成についてであります。地方分権社会が進む中におきまして、幅広い視野と、住民の視点に立った発想で行動できる職員の育成が強く求められております。そうしたことから、管理職のマネジメント能力の向上はもとより、職員一人ひとりの意識改革を図るため、平成16年4月に策定いたしました「斑鳩町職員人材育成基本方針」に基づきまして、引き続き職員の自己啓発による能力開発を推進するとともに、職員の行政経営能力の向上と創造性を重点とした組織風土の醸成を図ってまいります。

また、職員が行政の専門家として、高い倫理観と住民感覚のもとで、誇りと志をもって公務に従事できる環境整備を進めていくことも必要であると考えております。

5点目は、計画的な行財政運営についてであります。行政改革の取組みにつきまして

は、総務省から出された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に対応するために、昨年3月に第3次行政改革前期実施計画の見直しを行いました。

平成18年度中に策定する後期実施計画は、新たに総務省から出された「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」を十分に踏まえた上で策定し、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

また、三位一体の改革に伴う所得税から個人住民税への税源移譲が実施される中、安定した財政基盤の確立のためには、自主財源の中心である町税の重みが一層増すこととなります。さらには、町税に対する厳正で公平な執行がこれまで以上に求められます。

そうしたことから、納税に対する不公平感を払拭し、納税者の皆さまに「税」に対するご理解を深めるとともに、引き続き、未納者には、滞納処分を前提とするなど、徴収事務をさらに強化して、収納率の向上に努めてまいります。

さらには、新たな財源確保として、行政経営の視点にたち、新年度から広報いかるがの有料広告の掲載に加え、動く広告塔としてコミュニティバスに民間事業者等の広告を掲示するなど、積極的な財源確保を図ってまいります。

続きまして、第3款 民生費では、32億7,192万円を計上しております。前年度と比較して、14億7,877万3,000円の増額となっております。

その主な内容の1点目は、高齢者福祉についてであります。新年度におきましても、第3期介護保険事業計画・老人保健福祉計画に基づきまして、お年寄りの方ができる限り要介護状態に陥ることなく、住みなれた地域や家庭で暮らすことができるように、引き続き既存の福祉サービス制度の活用を積極的に図るとともに、その利用促進に努めてまいります。

また、改正後の介護保険制度では、新たに地域支援事業として介護予防に重点がおかれております。福祉課、保健センター、地域包括支援センターが連携を取り合いながら、各事業に取り組み、お年寄りの方が、自立し充実した生活がおくれるよう今後も引き続き施策を展開してまいります。

2点目は、障害者福祉についてであります。平成18年4月から障害者自立支援法が施行されましたが、引き続きこの法律に沿って、身体障害、知的障害、精神障害の三障害に共通の自立支援のための各種福祉サービスを提供してまいります。

今後におきましても、住み慣れた地域で、安心で、快適な生活が実現できるよう、関係機関と連携を取り合いながら、利用者への情報提供、相談体制等の充実やサービスの

提供に努め、ハンディキャップを持つ人、持たない人も、ともに生きるまちづくりを進めてまいります。

3点目は、児童福祉についてであります。少子化が進む中、子どもたちやその保護者を取り巻く環境も大きく変化してきております。本町におきましては、これらの社会的変化に対応するため、延長保育や一時保育などの特別保育を積極的に採り入れ、保育サービスの充実に努めてきたところであります。

新年度におきましても、引き続き子育て環境の充実に努め、仕事と子育てが両立するよう支援するとともに、園庭開放や家庭支援講座等を通して、地域に開かれた保育園の運営、地域での子育て支援に努めてまいります。

なお、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減とともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図るため、新年度から3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額が、第1子及び第2子につきまして月5,000円から1万円に拡充されます。

続きまして、第4款 衛生費では、7億9,449万7,000円を計上しております。前年度と比較して、2,711万9,000円の減額となっております。

その主な内容の1点目は、健康づくりについてであります。感染症の予防につきましても、その発生とまん延を予防するため、引き続き予防接種の必要性を啓発することによりまして、お年寄りや子どもたちの健康の保持・増進に努めてまいります。

また、本町では妊娠期や新生児期の早い時期から、保健センターの保健師等がお宅を訪問し、妊婦さんや保護者の方とコミュニケーションを持ちながら、安心して出産・子育てができる環境整備に努めているところでありまして、引き続き、これらのきめ細かな活動を進めてまいります。

さらに、親と子の健康管理を考えるうえで、食習慣は最も基本となるものであります。生活リズムや食事内容を見直し、親子で五感を通しての食経験を重ねることによりまして、食に関する興味を高め、心身の健やかな成長と豊かな人間性を育てる「食育」を推進してまいります。

また、疾病の早期発見と、住民の皆さまの健康管理を支援するため、基本健康診査や各種がん検診の受診啓発に努めるとともに、健康教育や健康個別相談を行うなど生活習慣病予防に重点をおいた取組みを若い世代から定着できるよう推進してまいります。

2点目は、環境対策についてであります。局地的な豪雨や記録的な猛暑、そして暖冬など地球温暖化の影響による異常気象が次々と私たちの前にその姿を現すようになって

きたように、今、地球規模の環境破壊という問題に直面しています。

私たちの生活と密接な関係にある、温暖化をはじめとする地球環境問題の解決には、国レベルの取組みだけでなく、地域レベルでの取組みが欠かせません。

そのため、環境教室や環境問題学習会の開催などを通じて、環境問題についての正しい認識と、緩和・防止するための生活様式のあり方について、ともに考え、行動を起こす機会の提供に努めてまいります。

また、地域での環境保全活動のリーダーとなる環境保全推進委員につきましては、引き続き各自治会に1名ずつ委嘱し、地域での活動を促進してまいりたいと考えております。

さらに、本町が先進的に取り組んでいるISO14001環境マネジメントシステムにつきましても、登録範囲外の施設、部署においても規格に基づいた運用を行い、行政が事業者や町民の規範となるよう努めてまいります。

また、ごみ処理につきましては、依然として埋立て処分場の残余容量の逼迫など、大きな問題を抱えており、当町におきましても、焼却灰を含めて埋立て処理をしなければならない廃棄物の量を減少させていく必要があります。

そのため、リデュース、リユース、リサイクルのスリーアール実践の推進に取り組んでまいります。

まず、最も重要なごみの発生を抑制するリデュースでは、昨年設立した「マイバック持参推進サポーター」の方々とともに、レジ袋削減に向けた取組みを強化してまいります。

現在の社会経済システムの現状を考えますと、今後は、単に廃棄物として処理するだけでなく、資源として再生していくことが重要であり、平成17年度から取り組んでおります「紙製容器包装類リサイクル回収モニター事業」を拡充するとともに、あらゆる廃棄物のリサイクル方法の調査研究を進めてまいります。

また、家庭生ごみ堆肥化や資源物集団回収に対する奨励事業を実施するとともに、自ら出したごみがどこへ運ばれ、どのように処理されているかを自らの目で確かめることにより、ごみ減量や分別の必要性を再認識していただく「ごみのゆくえ探検ツアー」などの啓発事業の充実にも努めてまいります。

また、衛生処理場及び鳩水園などの廃棄物処理施設につきましては、周辺の皆さまのご理解とご協力を得ながら、周辺環境に十分配慮し、適正な管理運営に努めてまいりま

す。

続きまして、第5款 農林水産業費では、8,416万9,000円を計上しております。前年度と比較して、4,218万9,000円の減額となっております。

その主な内容といたしましては、農業の振興についてであります。農業生産力の向上を図るため、農道や水路などの農業基盤整備に取り組むとともに、土地改良区、水利組合が実施される基盤整備に対する支援も行っております。

また、生産者と住民皆さまとの交流を図りながら、地元農業への関心を深めるため、引き続き「産業フェスティバル」の開催を支援しております。

さらには農業の後継者不足などにより、増加しつつある遊休農地を解消するため、農業委員会や関係団体と連携を取り合いながら、その解消に向けた研究を行うとともに、地域ぐるみの農地や水を守る効果の高い共同作業と、環境保全に向けた営農活動に対しても支援を行っております。

続きまして、第6款 商工費では、1億1,776万7,000円を計上しております。前年度と比較して、1,263万円の増額となっております。

その主な内容の1点目は、雇用の促進についてであります。老年者の雇用促進につきましては、豊かな知識と経験を生かすとともに、働く機会の充実を図るため、引き続きシルバー人材センターの活動を財政面から支援しております。さらに、新年度では、その活動を一層活発にするため、事務所の移転新築につきましても取り組んでまいります。

また、若年者等の就業支援につきましては、引き続き「奈良しごとiセンター」などの関係機関と連携を取りながら、出張カウンセリング実施や就職情報の提供、各種講習会の開催を通して就職支援に努めてまいります。

2点目は、消費者対策についてであります。消費生活問題は、不当請求・架空請求トラブルや携帯電話のトラブル、住宅リフォーム詐欺など、複雑・巧妙化してきております。これらの被害を未然に防止するため、啓発活動を推進するとともに、消費生活相談や学習会を実施し、消費生活の向上に努めてまいります。

3点目は、観光の振興についてであります。観光協会の活動を支援するとともに、観光協会と連携を取りながら、積極的な観光客の誘致活動を進めてまいります。

また、日本の伝統芸能の象徴である能楽への意識の高揚、継承、発展と観光振興を図るため、「太子ロマン斑鳩の里観月祭」を開催するとともに、住民の皆さんが主体とな

った交流の輪を広げるため、斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会が実施する「斑鳩の里ふるさと秋祭り」を支援してまいります。

次に、第7款 土木費では、15億7,497万1,000円を計上しております。前年度と比較して、4億3,350万円の減額となっております。

その主な内容の1点目は、生活道路の整備についてであります。安全で安心、快適な道路環境の整備に向けて、新年度におきましても引き続き、生活道路の新設・改良を進めるとともに、道路の適正な管理、交通安全の向上に努めてまいります。

2点目は、都市計画道路の整備についてであります。都市計画道路法隆寺線の整備につきましては、整備予定区間の早期の供用に向けて、斑鳩町土地開発公社での用地の先行取得も活用しながら、鋭意事業を進めてまいります。

3点目は、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。施政方針のなかで述べましたように、新年度では、平成18年度から着手しております駅南口広場整備を進めてまいります。

また、駅周辺道路整備につきましては、測量設計を通して道路計画の具体化を図りながら、関係者との調整に努めるとともに、今後の事業の円滑な進捗が図れるよう、町土地開発公社において、用地の先行取得を行ってまいります。

続きまして、第8款 消防費では、3億2,127万6,000円を計上しております。前年度と比較して、980万2,000円の減額となっております。

その主な内容の1点目は、消防体制の充実についてであります。西和7町で構成している西和消防組合の運営をはじめ、日ごろから住民皆さまの安心と安全、生命財産を守る町消防団の活動の充実を図り、消防力の強化に努めてまいります。

2点目は、消防体制の充実についてであります。地域において活動されている自衛消防団や、消防施設の整備を行う自治会に対する支援を引き続き実施し、地域ぐるみでの自主防災体制の確立を図ってまいります。

さらに、自衛消防団、自治会による自主的な地区別防災訓練を支援するとともに、災害物資の備蓄、避難所施設の充実を計画的に行い、災害に備えた危機管理体制の充実に努めてまいります。

続きまして、第9款 教育費では、9億810万2,000円を計上しております。前年度と比較して、7,940万6,000円の減額となっております。

その主な内容の1点目は、学校教育についてであります。「小中連携教育」につつま

しては平成17年度から実践しており、郷土を愛する心を育むとともに、小学校から中学校への移行期における学習・人間関係のつまづきを防ぐなど、その効果が得られ始めているところであります。新年度におきましても、引き続き「生き方」「英会話」「交流」の3分野を柱に、この取組みを継続してまいります。

また、小・中学校、幼稚園に町費講師を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒及び園児の教育や交流活動の充実を図るとともに、教科指導の充実に努めてまいります。

さらに、いじめ問題に適切に対応するとともに、不登校児童生徒等の悩みに寄り添うため、「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」及び「子どもと親の相談員」を引き続き配置してまいります。

2点目は、学校教育環境の充実についてであります。現在、新規格の机・いすの導入を順次進めておりまして、中学校での更新を終了したところであります。引き続き小学校の更新計画を進め、新年度は、3年生を対象に、新しいJ I S規格に対応した机・いすに更新してまいります。

また、斑鳩小学校の中館校舎耐震補強工事と、斑鳩中学校の本館・北館校舎耐震補強実施設計を実施し、安全で安心な教育環境づくりを進めてまいります。

学校図書整備につきましては、全小・中学校で実施している朝の読書活動や、教科学習・総合的な学習の時間での調べ学習などに対応できるよう蔵書の充実を図り、子どもたちの読書習慣の定着や国語力向上につなげてまいりたいと考えております。

3点目は、生涯学習の推進についてであります。ライフスタイルや住民ニーズに対応した知識や技能の習慣を通じて、生きがいつくりの場とするため、公民館教室及び生涯学習講座を開催するとともに、地域社会の連帯感や教育力の向上をめざし、家庭教育の充実など、地域社会づくりに向けた生涯学習の充実に努めてまいります。

また、図書館の運営につきましては、年間約20万人の利用があります。全国で同規模の図書館を持つ町村が138ありますが、利用状況におきましては、その中でも常に上位に位置しております。新年度は、子どもたちの活字離れや、学力の低下が懸念されている中であって、子どもたちの読書環境の充実を図るため、学校との連携・協力関係をさらに強化してまいります。

4点目は、文化財の保存についてであります。町内遺跡の発掘調査・保存として、個人住宅建築に伴う緊急発掘調査の実施や、町内遺跡発掘調査概要報告書の作成等に取り組むとともに、受託発掘調査として、法隆寺裏山遺跡の調査を実施してまいります。



また、平成18年度から進めております西里の安田家文書の調査につきましても引き続き実施してまいります。

5点目は、スポーツの推進についてであります。体育施設や設備を快適かつ安全に利用してもらえるように適正な維持管理に努めるとともに、各種スポーツ大会の開催をはじめ、誰もが楽しみながら体力づくりや健康づくりができるスポーツ教室の開催やスポーツクラブの支援を行い、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

最後に、第11款 公債費につきましては、11億9,100万6,000円を計上しております。前年度と比較して、2億781万4,000円の減額となっております。

平成8年度に火葬場の建設に伴って発行した厚生福祉整備事業債が平成18年度をもって完済したこと、また、同じく平成8年度にいかるがホール等の建設に伴って発行したふるさとづくり事業債が平成19年度に完済時期を迎え、半期分のみの償還となったことから減額となっております。

次に、議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ29億8,320万円で、前年度と比較して2億3,230万円、8.4%の増となっております。

昨年の12月議会で税率改定の議決をいただきましたことから、平成19年度から新しい税率での税額を算定することとなります。

国民健康保険財政を取り巻く環境は、年々厳しいものとなってきておりますものの、団塊の世代の退職など今後も加入者の増加が見込まれるなかで、国民皆保険制度を支える社会基盤としての役割はさらに重要なものとなってくると考えております。

歳入での主なものとしまして、税収では8億6,340万円と、前年度と比較して4,510万円、5.5%の増を見込み、国庫支出金では前年度と比較して8,240万5,000円、10.3%の減で7億1,477万7,000円、退職被保険者等の保険給付に係る療養給付費交付金では、前年度と比較して1億3,025万7,000円、21.4%の増で7億3,834万7,000円、県支出金では前年度と比較して、2,909万円、20.8%の減で1億1,055万6,000円、一般会計繰入金では前年度と比較して1,013万9,000円、5.8%の増で1億8,618万1,000円を計上いたしております。

一方、歳出では、予算総額の過半を占めております保険給付費につきましては、前年

度と比較して6,524万2,000円、3.3%増の20億2,570万8,000円を計上しております。

次に、議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ19億8,700万円で、前年度と比較して、1億8,365万円、8.5%の減となっております。

本特別会計は、支払基金・国・県・町それぞれの負担割合に応じた交付金等を歳入財源として運営しており、町の負担割合は平成18年10月から12分の1となっております。一般会計の繰入額は、前年度と比較して、696万4,000円、4.2%減の1億5,765万4,000円を計上しております。

また、歳出では、予算総額の過半を占める医療諸費につきまして、前年度と比較して1億8,266万6,000円、8.5%減の19億7,759万3,000円を計上しております。

次に、議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

平成19年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ464万8,000円を計上しております。前年度と比較して、82万7,000円、15.1%の減となっております。

歳入予算につきましては、前年度からの繰越金が主なものであります。

一方、歳出予算では、当該財産区の維持管理に必要な経費として37万6,000円を計上いたしました。また、経費を差引きした残額427万2,000円を予備費に計上しております。

次に、議案第12号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ18億3,800万円を計上いたしております。前年度と比較して2,590万円、1.4%の増となっております。

公共下水道事業につきましては、公共用水域の水質浄化と生活環境の改善にご理解をいただきまして、順調に接続件数が増加しております。また、未整備区域からの整備要望も多くいただいていることから、早期にご利用いただけるよう公共下水道区域の拡大に努めているところであります。

予算の概要につきましては、歳入で、350件の加入を見込みまして、下水道加入負担金3,500万円を計上し、下水道使用料金では、前年度より2,666万3,00

0円増の5,693万5,000円を計上しております。

国庫支出金では前年度より2,000万円増の6億2,000万円、一般会計繰入金におきましても前年度より4,229万7,000円増の3億7,411万8,000円を計上しております。町債では前年度比で5.7%減の7億2,970万円となっております。

一方、歳出では公共下水道費で14億3,394万7,000円、前年度と比較して2.7%の増となっております。

事業といたしましては、整備面積約10ヘクタール、整備延長で3,110メートルの整備を予定し、約300件が新たに供用できることとなります。

また、より一層の区域拡大を図るために主要な幹線管渠として、継続費事業を含め2,771メートルの整備を予定いたしております。

流域下水道費では、前年度比37.2%減の6,174万1,000円を計上し、公債費では、前年度と比較して2,527万7,000円増額の3億4,231万2,000円を計上しております。

次に、議案第13号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

介護保険給付の円滑な実施に資するため、本特別会計の歳入歳出予算はそれぞれ14億1,290万円を計上しております。

平成18年度から従来の保険給付に加え、予防重視型のシステムを採り入れ事業を実施してまいりましたが、平成19年度も引き続き要支援者及び要介護状態になる前の方に対しまして福祉課、保健センター、地域包括支援センターが連携し、介護予防を推進してまいります。

まず、歳入につきましては、保険料収入といたしまして2億9,505万7,000円を計上しております。その他保険給付に係る歳入として、国庫支出金を2億8,593万8,000円、支払基金交付金を4億855万9,000円、県支出金を1億9,769万1,000円計上しております。一般会計繰入金といたしましては、1億7,197万6,000円を計上しており、内訳は介護給付費繰入金として1億6,346万円、地域支援事業費繰入金として851万6,000円となっております。

一方、歳出につきましては、介護保険の給付におきまして、今年度までの実績をもとに、居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス等の費用として13億767万9,

000円を計上しております。介護サービスが必要となれば、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給や、その質的向上等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

介護保険制度におきまして、本年は第3期事業計画期間の2年目となり、その運営につきましても、引き続き円滑な実施をめざしまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第14号 平成19年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

まず収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で7億9,449万円、前年度と比較して1,833万9,000円、2.3%の減であります。主な収入といたしましては、給水収益では7億6,000万円で、水道使用量が年々減少傾向にあり前年度と比較して706万5,000円の減となっております。

高料金対策としての一般会計補助金は、水道事業会計の動向を勘案し、補助金算定基準を前年度までの2分の1とした結果、前年度と比較して748万1,000円減の580万4,000円となりました。

なお、過去において最高の給水収益があった平成10年度との実績値比較では約7,100万円の減となっております。

水道事業費用では7億9,718万6,000円、前年度と比較して1,205万3,000円、1.5%の減であります。主な支出といたしまして、自己水の安定供給を図るため浄水場の維持補修費1,650万円、県水受水費は前年度と同程度の3億4,560万8,000円、水道本管破損修繕費等で2,630万円、減価償却費・資産減耗費は前年度より約1,520万円減の1億4,353万8,000円、企業債利息は前年度より約500万円減の6,042万5,000円、また、町制60周年記念事業としてペットボトル水を作成し「斑鳩町の水道水」のPRを行うための作成費として180万円を計上しております。

以上の結果、消費税抜きの平成19年度損益見込額は、約470万円の利益と考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で1億8,490万9,000円と、前年度と比較して8,128万9,000円、30.5%の減であります。主な収入といたしましては、企業債2,000万円、国庫補助金は前年度より約540万円減の2,663万2,000円、工事負担金は公共下水道関連工事等の減少によりま

して、前年度より約7,600万円減の1億3,803万6,000円となっております。

資本的支出では、3億7,768万7,000円と、前年度と比較して8,976万7,000円、19.2%の減であります。主な支出といたしましては、配水設備改良費で公共下水道関連工事等の減少によりまして、前年度より約1億700万円減の2億3,390万6,000円、取水設備費では取水井戸整備工事費に1,270万円、企業債償還金では前年度より約700万円増の1億1,909万7,000円となっております。

次に、議案第15号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてであります。

斑鳩町文化振興センターの管理運営につきましては、効果的、効率的な管理運営を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在、指定期間を1年間、指定管理者を斑鳩町文化振興財団として、管理運営を行っているところであります。

この間、特に問題もなく施設の維持管理と併せた一体的な運営ができており、概ね順調に公共サービスの提供ができておりと考えておりまして、住民サービスの質の向上等を目指す中におきまして、斑鳩町の文化振興を図ることを目的として設立された斑鳩町文化振興財団を引き続き指定管理者として指定するものであります。

また、指定期間につきましては、経営的な観点による施設運営をさらに促していくためにも、複数年に設定したいと考え、3年間としております。

次に、議案第16号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてであります。斑鳩町観光自動車駐車場においても、平成18年度から指定期間を1年間、斑鳩町観光協会を指定管理者として、管理運営を行っているところであります。

この間、指定管理者として特に問題もなく、駐車場の運営管理ができており、引き続き斑鳩町観光協会を、指定管理者として指定するものであります。

また、指定期間につきましては、効率的で効果的な運営を促していくことを考え、複数年に設定したいと考え、3年間としております。

次に、議案第17号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

斑鳩の里観光案内所においても、平成18年度から指定管理期間を1年間、斑鳩町観光協会を指定管理者として、管理運営を行っているところであります。

この間、斑鳩の里観光案内所において、斑鳩町に訪れる観光客の案内業務など、施設

管理も含めまして、特に問題もなく運営管理できていると考えており、さらなる質の高い運営を期待できるものとして、引き続き斑鳩町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

また、指定期間につきましても、効果的な管理運営を促していくため、複数年に設定したいと考え、3年間としています。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出それぞれ89億624万8,000円とすることについて、2月16日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容といたしましては、4月8日執行予定の奈良県知事選挙の執行準備に係る県委託金の受入れと所要額の計上であります。

次に、同意第1号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同位を求めることについてであります。

中野秀樹氏が平成19年3月31日をもって斑鳩町固定資産評価員を辞任されることに伴い、その後任に芳村是氏を同職に選任することについて地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号から同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1からその7）であります。

太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、小池信義氏及び吉田建四郎氏の任期が、平成19年3月31日をもって満了となることから、引き続き太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏及び吉川裕子氏を、そして公募により小池信義氏及び赤土永子氏を委員に選任することについて同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

本年度は、いかるがホール開館10周年を迎える記念の年であることから、各事業を積極的に取り組み、ホール機能を十分に発揮させるべき展開を行ってまいります。

財団の事業といたしまして22事業の事業費総額2,397万3,000円で、内容は住民参加型事業8事業での事業費が542万円、芸術文化鑑賞型事業10事業での事

業費が1,600万3,000円、育成型事業4事業での事業費が255万円となっております。また、斑鳩町からの委託事業費150万円を計上しております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営につきましては、ホール管理運営事業費1億822万円で、指定管理料収入8,548万8,000円と、使用料収入2,273万2,000円となっております。図書館管理事業費では1,350万8,000円を計上し、平成19年度の予算総額では、収入支出それぞれ1億5,903万8,000円を計上しております。

次に、報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)及び平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

はじめに、平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)についてであります。

まず、取得計画の変更であります。

法隆寺駅周辺整備事業の取得につきましては、駅北側における町道整備を町において取得できることとなりましたので、用地取得費の8,000万円を減額し1億6,000万円とするものであり、またその用地の一部を平成18年度で清算する計画でありましたが、町において取得することとなりましたので、処分をする必要がなくなり1,500万円を減額するものであります。

次に、道路新設改良事業であります。神南3丁目地内の道路新設改良事業につきましては、平成18年6月に取得予定地の一部を取得いたしましたが、残りの用地につきましては平成19年度で町が取得することとなりましたことから、不用額1,408万6,000円を減額し1,925万9,000円とするものであります。また、興留10丁目地内の町道308号線道路新設改良事業につきましても平成19年度で町が取得することとなりましたことから、不用額832万5,000円を減額するものであります。

従いまして、取得費全体といたしましては既定予定額4億5,814万円に対し1億241万1,000円を減額し3億5,572万9,000円とするものであります。

次に、処分計画の変更であります。

法隆寺駅周辺整備事業の処分につきましては、先程ご説明申し上げましたとおり1,500万円を減額するものであります。

神南3丁目地内道路新設改良事業の処分につきましては、平成18年度で取得したも

のも同一年度内で清算できる見込みとなりましたことから1,927万6,000円を増額し、4,687万6,000円とするものであります。

町単独土地改良事業の三井農道の処分につきましても、平成18年度で全額清算できる見込みとなりましたことから716万4,000円を増額し、905万4,000円とするものであります。

都市計画道路代替用地の処分につきましては、龍田西8丁目地内の保有地を平成19年1月12日に一般競争入札に付しましたが、落札者がなく処分できなかったことから、平成19年度で処分を計画しております。

一方、法隆寺北2丁目地内の代替用地につきましては、町から法隆寺駅周辺整備事業の代替地として依頼がありましたので処分をしており、土地売買価格は4,444万9,740円で、簿価が7,397万6,714円でありますことからその差額2,952万6,974円が損失となり、特別利益として損失補てんを計上しているところであります。

以上のことから、用地処分費としましては既定予定額4億5,761万1,000円に対しまして、2億4,441万1,000円を減額し2億1,320万円とするものであります。

続きまして、平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画についてであります。

都市計画道路法隆寺線の用地取得につきましては、粘り強く交渉を重ねているところであり、用地取得費として1億7,647万円を計上しております。

処分につきましては、平成19年度で6,543万円を、平成20年度で1億1,506万円1,000円を計上しております。

法隆寺駅周辺整備事業につきましては、駅南側において用地取得費として1億7,677万円を計上しております。

処分につきましては、平成20年度、平成21年度で計画しております。また、長期保有地となりました駅前暫定広場を平成19年度で町に処分するため、4億1,388万5,000円を計上しております。

パークウェイ関連整備事業につきましては、稲葉車瀬地内におきまして、いかるがパークウェイに関連する町道の整備事業に係る用地取得費として4,208万円を計上しており、平成20年度に処分の予定であります。

町単独土地改良事業（高安農道）につきましては平成19年度、平成20年度の2カ



年で取得を計画しており、平成19年度は699万2,000円を計上しております。  
なお、平成19年度の取得分につきましては、平成20年度、平成21年度の2カ年での処分を計画しております。

都市計画道路代替用地の処分につきましては、平成18年度において処分できなかった龍田西8丁目地内の保有地を処分するため2億5,929万1,000円を計上しております。

なお、経営健全化計画により平成20年度、平成21年度に興留5丁目地内の保有地2カ所の処分を計画しております。

このことにより、平成19年度の用地取得費は4億231万2,000円で、用地処分費は7億3,860万6,000円となります。

次に、報告第4号 斑鳩町国民保護計画の報告についてであります。

斑鳩町国民保護協議会からの答申に基づき斑鳩町国民保護計画（案）を作成し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第5項の規定による奈良県知事との協議が1月18日に整いましたので、同法同条第6項の規定によりまして議会に報告するものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程26、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）、日程27、同意第1号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて、日程28、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程29、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程30、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程31、同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程32、同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程33、同

意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程34、同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、日程35、報告第2号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程36、報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）及び平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、日程37、報告第4号 斑鳩町国民保護計画の報告についての12議案を除く17議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程9、議案第1号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 今、議題になっています斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。要旨でも述べていますように、議会での指摘を受けて、調査検討の結果、所要の改正を行うこととして、議案第1号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例案が今回上程をされたと思います。

この改正条例は、平成18年12月議会で、議会が修正議決した条例別表を大幅に変更する内容になっていると理解をいたしております。私は、このこととあわせて考えるわけではありますが、附属機関設置条例を定める3つの条件の規定の仕方と運用に一貫性がない、そしてそのことが今日の混乱を招いている要因になっているのではないか、こういうように思っています。

そうした立場から、通告をいたしておりますように、一般質問の段階で、あるいはこの条例を審議する機会で見解を申し上げる機会があると思いますので、今日はそういった具体的な内容についてふれることではなくて、単にこういったところに問題があるのではないかという指摘をするにとどめておきたい、こういうふうに思います。具体的には、先ほど申し上げましたように、一般質問や条例審議の際に見解をただしてまいりたい、このように考えていることを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。よろしいですか。これをもって議案第1号

に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第1号は、議会運営委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第3号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第4号 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第5号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第6号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第7号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第8号 平成19年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっています議案第8号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員6名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議案第8号については、委員6名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、坂口議員、嶋田議員、厚生常任委員会から、里川議員、木田議員、建設水道常任委員会から、飯高議員、浦野議員を指名いたします。以上6名の議員には、よろしく願いをいたします。

続いて、日程17、議案第9号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第10号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第11号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第11号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第12号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程21、議案第13号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程22、議案第14号 平成19年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程23、議案第15号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) この議案第15号から16、17と後続きますのは、すべて指定管理者の指定についてなんです。この3つにかかわってくる問題であるということも申し述べたいと思うんですが、本日会議の初めに委員長報告を聞いていても、この期間の設定、3年間を期間とすることの意味がどうしても、委員長報告を聞いてても、事前の委員会で説明された時の様子が見えにくいというふうに私自身は感じました。

当初、4年で出してこられて、議会の方で、とりあえず法律が変わって指定管理者制度導入するけれども1年で見ていこうということで1年間、4年で出してこられたものを1年にした経過があったわけなんです、それぐらい議会としてはこの指定管理者制度について、非常に慎重に経緯を見守りたいという意思表示を議会全体でしていたとい

うふうに私は思っていたんですが、その1年間でやってみた結果、後ろに出てきます観光協会の関係の監査も援助団体ということでやっていただいていたので、申しわけございません、ひっくるめて申し上げますけれども、どうも指定管理者制度としてやっていただいていた中で、この1年間でどうだったのか、どういういい点があったのか、そしてここに提案説明されているように、さらに効率的な運営を目指して運営をしていくためにということなんですが、指定する相手先が営利企業、文化振興財団も営利企業ではございませんし、後から出てきます観光協会も営利企業ではございませんので、その3年間の運営状況を見るということの意味というのが、私自身はよくわからないんですね。

ですから、この3年間とお決めになった、これについては議会運営委員会でも審査会のあり方などもちょっと聞かせていただきましたが、再度、総括質疑でございますので、このそれぞれの指定管理者制度の期間の設定をされたのはどこでされたのか、そしてどういう理由をもってされたのか、もう少し1年前に我々が慎重に経緯を見守りたいという思いで1年間と言ったところも踏まえたいいただきまして、ご答弁をいただきたいなというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま里川議員の方からおっしゃるとおり、去年は我々としては4年間をお願いしたわけでございますけれども、1年間ということになったわけでございます。

そういった中で、今年度につきましては、複数年度という話をお願いしておるところでございますけれども、先ほどから議員もおっしゃっておりますけれども、我々としましては、その理由といたしましては、この1年間の指定期間において、今のところ大きな問題もなく施設の維持管理が出来てきたことから、次の指定の期間にも、複数年度として経営的な観点による施設運営をさらに促してまいりたいと考えているところでございます。

制度導入後まだ日も浅いということから、今回は数年の中でも比較的短期間でありまして3年ということではしておりますけれども、いずれにいたしましても1年間ということではございましたことから、これといった特筆すべき効果というものは出ておりませんが、そういった中で引き続き数年でさせていただくことによって継続的な運営が出来るということで、さらに経営努力をするんじゃないかと考えておりまして、3年間ということをお願いしておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 先ほども申し上げました経営努力であるとか効率的な運営とかいうのは、営利企業であればそういうところも期待出来ますし、そういうところが採用される社員さんにつきまして、短い期間の契約であれば、その会社に対しての身分の保障とかいう問題でも配慮しなければならぬのかなというふうなことも私も考えますが、ただ斑鳩町が一定補助金も出しながらこれまでもずっとかかわってきていただいている団体であって、しかも議会の方からもこれまでに色んな問題点も申し上げながら来ている。1年にして、やっぱりその1年間の総括みたいな形で、議会も色々申し上げてきたことがどのように整理されているのかということも見極めた上でさらにというふうに私は考えておったわけですが、それプラスさらに、監査委員さんが援助団体の監査をしていただいた結果なども見ている中で、余計にちょっとこの3年間ということについては疑問を感じました。

ただ、私は、この指定管理者制度について議論をする委員会にはおりませんので、またそれぞれ委員会に付託はされると思いますので、またその委員会での議論を見守っていきたいというふうに考えておりますので、以上で終わらせていただいております。

○議長（中川靖広君） ほかにありませんか。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今は文化振興センターの指定管理者の指定ということで、私が所属している建設水道常任委員会と違いますので、総括質疑、里川議員に続いて少しさせていただきますと思います。急遽立ち上がりました。

それで、私は、その次の観光協会については通告をさせていただいておりますので、またその時に議論させていただきますが、先ほど部長から、そして提案説明の中でも、「特に問題もなく」ということで、そのようにおっしゃってましたので、私はそれはそれでいいのかなあと疑問に思っているんです。

この指定管理者というのは、説明の中にもありますとおり、「文化振興センターの管理運営につきましては、効果的、効率的な管理運営を図るため」ということで指定管理者を導入した。特に問題もないということは、効果的なことも効率的なこともないということと等しいのではないのか。そのために、昨年議会で1年間にしようと、そしてその1年間の間にそれらを見極めていこうというんですか、効果的な効率的な管理運営がどのようにされたのかということをチェックしようと、そのために1年間という答えで議決もさせていただいた、私はそのように考えるんです。

それで、残念ながら、建設水道常任委員会では、観光協会の分については一切報告も何もなかった。これは、なかったということで、私らが聞かなかただけなのかもわかりませんが。そして、先ほどの総務常任委員長報告についても、それらのことがふれておられない。その中で、今、3年間ということを出してこられているということに対しては、私はいささか疑問に思っておりますし、またそれは付託された先でも、それから一般質問の中でも議論させていただきたいと思っておりますが、先ほどの部長の答弁、それから町長の提案説明の中で、特に問題がないということに対して、私が今素朴に思っています、この指定管理者制度導入については、効果的、効率的な管理運営、そのことと、特に問題がなかったからいいというような考え方、これは私はなかなか理解しにくいんですが、この点についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 特に効果・効率的なことは見られないけれどもということで、これでいいというようなニュアンスで申し上げたのではございません。やはり、こういった経営努力をしていくべきであるし、より質の高い内容に高めていくということがこの指定管理者制度の目的でございますので、そうしたことを目指していくということは必要でございます。一応財団の寄附行為にありますように、文化振興センターの管理につきましては、いわゆる財団でやっていくということの中で設立したものでございます。いつも言っているとおりでございます。そういった目的を持って、住民の福祉向上のために、それとさらに効率的な運営を目指すためにしていかなければ、経営努力をしていかなきゃならんということは当然のことでございます。そういった中で進んでおりますけれども、そういうことについては、1年間では特筆すべきものは出てこなかったということを申し上げたまででございます。目的としては普遍的のものでございますので、そういったことで申し上げたものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 昨年に4年というような案をお持ちであったのを1年で様子を見ようとした、そのことについての理解が私は出来ていないのではないかな。その上で、その効果を見るためには3年必要だというように提案してこられることに対しては、私は何を考えてくれているんだと、まずそのように思っております。

それで、そしたら、今は議案第15号ですので総務部長にお聞きしますが、総務常任委員会にそれらの1年間での効果効率とか、効率的な管理運営の兆しがあったというよ



うに、そういう報告をされたのか、いや、全く何もしてないというのか、その点についてはどうですか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 経常経費的などというようなものについても、出来るだけ経費を節減する中で運営しているというようなことにも努めてきたということも私も聞いております。また、そういった方向でさらにその内容を精査しながらしていくというようなことで進めてまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、議案第16号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第16号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程25、議案第17号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって議案17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第17号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程26、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて

（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて

（平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）をご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、次のページに専決処分書がございます。朗読させていただきます。

斑専第1号

専決処分書

平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成19年2月16日

斑鳩町長 小城利重

町長専決処分をさせていただきました平成18年度の斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきましましては、既にご承知のように、去る2月14日に奈良県知事が、平成19年5月2日をもって退職する旨の申し立てをされ、そのことを受け奈良県選挙管理委員会は、奈良県知事選挙の執行予定を3月22日告示、4月8日選挙期日とされました。このため、平成18年度中の知事選挙執行に係ります県委託金の受け入れと、その歳出に係ります補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、2月16日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明を申し上げたいと思います。

まず、4ページをご覧くださいと思います。歳入予算の補正といたしまして、第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金で、知事選挙費委託金500万円を見込んでおります。

次に、歳出予算の補正でございます。5ページでございます。第2款総務費、第4項選挙費、第5目奈良県知事選挙費で、歳入予算と同額の500万円を計上させていただ

いております。その主な経費でございますが、期日前投票に係ります選挙管理者及び投票立会人の報酬、事務従事者の時間外勤務手当等及び賃金、公営ポスター掲示場の製作及び設置に係る経費、入場券の印刷及び郵送に係る経費、投票用紙の自動交付機の購入に係ります経費でございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

#### 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）

平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ89億624万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年2月16日専決

斑鳩町長 小城利重

以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この知事選挙は、平成18年度及び平成19年度にかけて選挙の執行を行うこととなりますことから、平成19年度の知事選挙執行に係ります予算は、平成19年度一般会計当初予算において計上いたしておりますことを申し添えまして説明とさせていただきます。何とぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程27、同意第1号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求める

ことについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって同意第1号については、委員会付託を省略をいたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) それでは、同意第1号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることにつきまして、私の方からご説明を申し上げます。

現固定資産評価員の中野秀樹氏が、平成19年3月31日をもって同職を辞任されることにより、その後任に芳村是氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

○議長(中川靖広君) 暫時休憩いたします。

(午後2時38分 休憩)

---

(午後2時38分 再開)

○議長(中川靖広君) 再開いたします。

(芳村助役 退席)

○総務部長(植村哲男君) それでは、議案書を朗読いたします。

同意第1号

斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目7番33号

氏 名 芳村是

生年月日 昭和13年11月11日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として添付させていただいておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞ満場一致をもってご同意を賜ります

ように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、質疑討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 質疑というんですかね、ちょっとお伺いしたいんですが、たしか地方税法の第404条ですかね、何条だったかちょっと忘れたんですが、この評価員については、近隣の市町村と合同でというんですかね、固定資産の近隣との均衡を図るためとか、色んなこともありますので、合同でも選任することが出来るようになった、そのように思うんですが、その点について検討されたことがなかったのか、いや、それはそういうことは出来ないんだというふうになっているんですか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 確かに行政界にありますそういう評価については、隣接町村、市とかと調整を図りながら評価していくということは当然でございます。そういったことの中で、評価員についてそういう話もしていつておるかということにつきましては、今回については、そういったことについては、念頭に入れた中で選任の同意を求めたものでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今回、中野秀樹氏、前任者がおやめになるということで提案されてきた。任期満了でもないと思うんですが、そういう時にも、やはりこういうことも一応検討して、近隣の市町村にも一応検討してもらっていくということが、行政の効率化を図っていく上でも必要ではないのかな。各町ごとにやっていくということに対してのやはり評価員としての性質、それらを考えていく中では、なぜ地方税法の中にそういう合理性というんですか、そういうことも含まれているのかということもしっかりと踏まえていくべきだと、私は一応提案だけしておきます。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。本案については、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第1号については、満場一致で同意いたされました。

暫時休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

(午後2時42分 再開)

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

芳村助役にお知らせいたします。本案については、原案に満場一致で同意いたされました。

続いて、日程28、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程29、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程30、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程31、同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程32、同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程33、同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程34、同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、以上7議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています同意第2号から同意第8号までの7議案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。同意第2号から同意第8号までの7議案については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 同意第2号から同意第8号までは、現政治倫理審査会委員の任期が平成19年3月31日をもって満了することから、（その1）から（その7）までの7議案についての選任について同意を求めるものでございます。うち、（その6）、（その7）につきましては、公募によります委員でございます。

それでは、（その1）から順次ご説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目3番49号

氏 名 太田信隆

生年月日 昭和7年1月2日

なお、同氏の経歴は、次のページに略歴として添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第3号についてご説明申し上げます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町阿波3丁目10番1号

氏 名 清水孝雄

生年月日 昭和5年1月26日

なお、同氏の経歴は、次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第4号についてご説明を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

同意第4号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西6丁目14番8号

氏 名 今井温子

生年月日 昭和10年9月30日

なお、同氏の経歴につきましても、略歴として次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第5号についてご説明申し上げます。

議案書を朗読いたします。

同意第5号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北2丁目1番14号

氏 名 岡田義治

生年月日 昭和17年2月5日

なお、同氏の経歴につきましても、略歴として次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第6号についてご説明申し上げます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について



同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 吉川裕子

生年月日 昭和16年12月8日

なお、同氏の経歴につきましても、略歴として次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第7号についてご説明申し上げます。冒頭に申し上げましたように、この委員につきましても、公募による委員でございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目7番8号

氏 名 小池信義

生年月日 昭和11年10月3日

なお、同氏の経歴につきましても、略歴として次のページに添付いたしております。朗読は省略させていただきます。

最後に、同意第8号についてでございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第8号

## 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

### 同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

#### 記

住 所 斑鳩町法隆寺東1丁目1番3号

氏 名 赤土永子

生年月日 昭和25年10月23日

なお、同氏の経歴についても、略歴として次のページに添付いたしておりますが、朗読を省略させていただきます。

以上、（その1）から（その7）まで7議案につきまして、満場一致をもってご同意を賜りますようによろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） お諮りいたします。同意第2号から同意第8号までの7議案については、質疑、討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。  
2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 今、議題になっております政治倫理審査会委員の選任について特に異論があるわけではありません。賛成をしたいと思うんですが、ただ関連をして申し上げておきたいと思えますし、見解を聞きたいと思うんですが、政治倫理審査を受ける対象になっている者についてですが、現在の政治倫理規則の関係では、斑鳩町では、町長と議会議員並びにその親族に適用がなっているわけでありますけども、地方分権一括法が制定をされて、なおかつ助役が副町長ということに変わるという法改正が行われているわけでありますが、これは単に読み方を変えるだけではなくて、先ほど申し上げましたように、地方分権の権限が地方に移譲をされたということで、より一層町長あるいは副町長という立場でその任務を遂行してほしいということになっているんだと思っております。そういう意味からするならば、政治倫理の関係につきましても、同様に助役も含めるということに改正してはどうかということで、議運委員長から本日の議会の全員協議会でもお示しをいただきました。具体的には議会運営委員会で検討をしようということの提起をなされているわけでありますけども、このことについて、いわゆる政治倫理

条例を改めて、そして助役もこれに含めるということについて、大体議会の関係についても具体的に協議をしていこうとしているわけでありますけども、そうした取り扱いについて、理事者側としての見解はどうなのかということをお伺いしておきたい、こういうふうに思います。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、ご指摘のように、やはり私も、地位等の影響力を不正に行使いたして、そして自己の利益を図ることがないように、いわゆる倫理をより一層努めていかなければならないと常に思っています。

そういう意味から、そういうことを考える中では、やはり、今は斑鳩町の政治倫理条例につきましては助役が入ってない、4月1日から副町長。が、この状態でいけば入らない、こういうことをございますけども、やはり町長と助役というのは一心同体でございますから、当然倫理条例にも従っていかなければいけないと、こう思っているわけがございます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） この関係について、対象となっている現行の助役からお答えをいただくというふうに思っていないんです。行政としての見解で、いわゆる議会がそういう動きをしているんだけど行政としてはどうなんだろうということをお尋ねしているんですから、そういう立場でお答えを願いたい、こう思うんです。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私の方からお答えさせていただきます。

当然、今回の地方自治法の改正によりまして、助役が副町長として、名称がただ単に変わるのじゃなくして、その職責は大きな重いものになったということは当然でございます。

そういったことをございますけども、我々、政治倫理条例が出来るときには、町としても一度考えたことがございますけども、最終的には議会の方で出させていただきましたけども、その際には、我々といたしましては、助役も含めた中で、その範囲の中に入れておったということもございます。

いずれにしましても、助役は、そういう職責が重くなる重くならないにかかわらず、やはり毅然とした態度で今までされてきておりますんで、そういった関係については、どなたから言われましても襟を正してこられたことについては変わりございません。も

しも何かありましたら、政治倫理条例がなくても刑法等に、色々ありましたら、照らし合わせてされるものでございますので、いずれにしましてもその中に入れていただいても、やはり助役としての立場は変わらないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 色々言われているけど、この問題は、少なくとも議会運営委員会で行政側の見解もお聞きをした時に、その当時出席をいただいた総務部長は、異論がないというふうな意味のご答弁をいただいていますので、改めて本会議で私は意思を確認する意味で理事者側の見解をお尋ねしたということでありますので、そのようにご理解を願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今、松田議員から色々議運での話も交えて質問されたので、議運の委員長としてもちょっと今確かめたいなと思うのは、今の総務部長の答弁の中で、斑鳩町の政治倫理条例は、皆様ご存じのとおり、議会から、私も含めての提案者になっての議員提案での条例です。その中で対案も出て色々激論を交わしたと。

今、ちょっと聞き損なつたのかなと思うんですが、総務部長が、町の方でも用意してた、その中に助役が入っていたというようなことでおっしゃったように思うんですが、そういうことが事実あったとしても、今の条例は、あくまでも議員提案ですので、何かちょっとそういう答弁をしていただいたら、誤解を受けるもとだと思うんです。

それと、助役を入れる入れないというのは、私どもが出させていただいたものには含まれていませんでした。そして、対案には入ってました。そして、答弁を私もしたと思うんですが、政治倫理条例ですので、あくまでも選挙で選ばれた町長と議員に限定すべきということで、私らが提案してた条例が制定された、そのような経緯がありますので、何も町長の方でそうして政治倫理条例を用意してた。事実そうであったとしても、今の制定されている条例については何ら関係ないことだと思いますので、その点をはっきりと言っておいてもらいたい、こう思ひます。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど、その当時のことをふと思い出して申し上げたことをごさひまして、何も意図するものでござひません。大変申しわけなかつたと思ひます。

ただ、議運の中でも申し上げましたように、やはり議会の方で色々のご審議いただく中でありましたら、我々にすればそれを受けていくというような立場にございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。

お諮りいたします。同意第2号から同意第8号までの7議案については、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって同意第2号から同意第8号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程35、報告第2号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 報告第2号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきまして、私からご報告させていただきます。

まず最初に、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案は、財団法人斑鳩町文化振興財団の平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算を議会に報告するものであります。

それでは、平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算の1ページをご覧くださいと思います。

平成19年度の事業計画につきましては、いかるがホール開館10周年を迎える記念の年であり、計画いたしました各事業には、いかるがホール10周年記念事業とし、また町制60周年記念事業として事業に取り組んでまいりたいと思っております。

まず、(1) つ目の芸術・歴史文化事業といたしまして、①住民参加型事業といたしまして8事業、事業費542万、②芸術文化鑑賞型事業10事業、事業費1,600万3,000円、③育成型事業4事業、事業費255万で、事業合計では22事業、事業費合計2,397万3,000円であります。前年度と比較いたしますと、前年度では17事業、事業費1,695万円でありましたが、5事業の増で、事業費では702万3,000円の増額となっています。この増は、いかるがホール10周年を記念し、住民皆様が文化活動を培われてきました芸術、技術等の発表の場づくりとしまして、出来るだけ多くの皆様方の参加を願い、またいかるがホールを広域的に広報活動等の展開を図るものであります。これらの各事業につきましては、2ページから6ページに、開催いたします事業名、開催日、事業内容、概算費用、収入見込み額等を記載いたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、(2) 芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業では、①受託事業2事業、事業費150万円です。この2事業の事業内容につきましては、7ページに記載しております。前年度と比較しますと45万円の増で、町制60周年記念事業とし、またホール開館10周年事業としまして、海外から演奏家を招聘、地域の合唱団等の共演、他機関との共催等により実施いたします事業を計上させていただいております。

②友の会運営費、事業費78万円。いかるがホール友の会会員390人、法人会員40口の会員収入78万円を計上しておりますが、本年度はいかるがホール10周年を記念し、友の会会員割引券と入場券購入時にポイントカード等を発行し、会員特典の充実に取り組み、収支同額を計上させていただいております。

(3) 芸術・歴史文化情報の収集及び提供では、①ホール機関誌の刊行。事業費16万5,000円は、ホール機関誌の発行に係る経費を計上いたしております。

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業といたしまして、斑鳩町から斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定を受け、指定管理者の責務を十分に果たすべき経費の効率的な活用と節減に努め、施設利用者の利便を図り、住民サービスへの向上に努めてまいります。これらの経費は、①斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営としまして、1、ホール管理運営事業、事業費1億822万円で、その収入内

訳は、指定管理料収入8,548万8,000円と、使用料収入2,273万2,000円です。前年度の事業費1億990万8,000円と比較しますと、168万8,000円の減額となっております。

次に、図書館管理事業、事業費1,350万8,000円は、ホール施設全体にかかります管理経費のうち、電気、水道、植栽、清掃、夜間警備、浄化槽維持費について、文化ホール部門と図書館部門の床面積比8対2とし、ホールを8、図書館を2で割り振りしたものでございますが、図書館部門1,350万8,000円を前年度と比較しますと、前年度1,391万3,000円で、40万5,000円を減額し計上させていただいております。

以上が、19年度の事業計画であります。

次に、19年度収支予算につきまして、8ページをお開き願います。

8ページ、収支予算書総括表であります。総括表に基づきご説明をいたしたいと思っております。

I、事業活動収支の部。1、事業活動収入、①基本財産運用収入141万円、②事業収入1,996万円、③受託事業収入1億2,322万8,000円、④補助金等収入1,314万4,000円、⑤会費収入78万円、⑥雑収入51万6,000円です。事業活動収入合計では、1億5,903万8,000円であり、前年度予算額1億5,201万4,000円と比較し702万4,000円の増となっております。この主なものは、事業活動収入の事業収入の増であります。受託事業収入では、図書館管理受託事業収入、指定管理料収入、使用料収入、受託事業収入で、予算額1億2,322万8,000円、前年度1億2,487万1,000円で、前年度予算額と比較して164万3,000円の減となっております。主に指定管理料の収入の減であります。

次に、2、事業活動支出につきましては、①事業費支出、(1)自主事業費支出2,397万3,000円、(2)受託事業費支出150万円、(3)図書館管理費支出1,350万8,000円、(4)ホール管理運営費支出1億822万円、(5)友の会運営費支出78万円です。なお、図書館管理費支出につきましては、今年度ホール管理運営費支出から独立し予算計上をさせていただいております。前年度比較では全額増額となっておりますが、ホール管理運営費支出1億822万円、前年度1億2,382万1,000円と比較して1,560万1,000円の減額となっております。これらの科目の合計では、前年度比較では209万3,000円の減額予算を計上するものであります。

②管理費支出、（１）総務管理費支出は、財団の管理運営に要します費用で、主に人件費と庶務的経費であります。予算額１，１００万７，０００円、前年度予算額８９１万３，０００円と比較し２０９万４，０００円の増は、臨時職員１名増によるものであります。

事業活動支出計１億５，８９８万８，０００円、前年度予算額１億５，１５１万４，０００円、前年度予算額と比較して７４７万４，０００円の増となっています。この主なものは、自主事業費数の増によるものであります。

事業活動収支差額５万円。前年度５０万円で、予備費支出の計上額につきましては、今年度予備費５万円を計上をいたしております。

以上で、収支予算総額１億５，９０３万８，０００円であります。

なお、収支予算書等につきましては、１１ページ以降に、予算に関する説明書をお示しいたしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上、簡単ではありますが、報告第２号 平成１９年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。

なお、本報告議案につきましては、去る２月２１日開催の財団法人斑鳩町文化振興財団理事会におきまして承認を得て提出されたことをご報告申し上げますと共に、当日の理事会の会議録を議会事務局に提出させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。１番、嶋田議員。

○１番（嶋田善行君） 今、ご説明いただきまして、私も評議員として何年間か関わってきたことがありますが、今の説明でちょっと教えていただきたいところ、１２ページの自主事業収入ですね、これは前年度と比較して約１．５倍の数になっていると。これは、事業数が増えたのか、それとも事業の入場料収入が増えたのか、１つの事業に対する入場料収入ですね。そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 自主事業の事業数につきましては、住民参加型事業で、昨年４事業を８事業、倍増させていただいておりますのと、芸術文化鑑賞型事業につきましては、前年度９事業に対して今年度１０事業ということで、事業数につきますれば、１７事業を今年度２２事業ということで、事業数そのものが５事業増えております。こ



の関係で、前年度と比較して事業費を見ますと、702万3,000円の事業費増になっておりますが、前年度との比較収支等につきましては、前年度よりも改善といったらあれですが、収支率については向上させた予算に計上させていただいております。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 5事業増えたから1.5倍になったということなわけですね。

それで、先ほどの説明の中で説明していただいたかもしらねえけれども、ちょっとそこら辺聞き漏らしたんかもしらねえけれども、13ページの指定管理料収入ですね、これは前年度に比べて1,500万少なくなっているということなんですけど、これはどのようなわけでこういう数値に、本年度8,548万8,000円ですか、なったんか、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 17年度と18年度との予算の組み替えでございますが、17年度等につきましては、受託事業収入ということで、図書館管理受託事業収入、そして指定管理料収入を1つで計上させていただいております。今年度の13ページの予算書を見ていただきますと、図書館管理受託事業収入本年度1,350万8,000円と。前年度全く書いておらない。予算上1本で計上させていただいておったということで、明記しますと、昨年度では、1,391万3,000円と、ホール部分1億990万8,000円の合計で17年度は予算を組んでおった。より収入対比を明確化するということで、科目を独立させた方が、第三者というか、この予算書等を見た時により具体化されるということで、18年度事業につきましては、図書館管理受託事業収入を独立した科目で取り扱いをさせていただいたということで、その増減を見る場合、次の指定管理料収入1,561万1,000円が減額になっている。そして、図書館収入が1,350万8,000円増えているという表示になっておりますが、これを合計しますと、全体の減額金額といったらあれですが、ホール部分では1,688万円の減、図書館については40万5,000円の減と前年度と比較したらなりますということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 今のところはわかりましたけど、それでも指定管理料収入が結局1,000万ほど少なくなっているということなんですか。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） いや、指定管理料収入につきまして、前年度と、17年度と18年度を対比比較しますと、169万8,000円の減ということでご理解賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 先ほど1,000万ほど。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 年度を間違えておりました、今、説明させていただきましたのは、18年度予算と19年度の予算の比較で169万8,000円ということで、申しわけございません、17年度との比較ではございませんでした。

○議長（中川靖広君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 別に、これについて、理事会でも承認されているということで報告いただいておりますから、反対とかそういう話ではないんですけども、これは指定管理制度にかかわってくることで、またその指定管理に関しては、総務常任委員会でまた色々お聞きするようにしますので、今回はこれだけにおいておきます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 色々は聞かないつもりだったんですが、1つだけすごく今説明聞いて気になったことがあります、この報告書の13ページにあります会費収入を上げていただいているんですが、参事の説明によりますと、ポイントなどもつけて会員さんへサービスもすんのや、10周年記念で事業も増やして頑張んのやという話を私は頼もしく説明をお聞きしてたんですが、その割に、ここに会費収入前年と全く同じ数字で上げているというところに、何や説明とこの辺の実態とが合わへんなど、もうちょっとぜひとも会費収入上げれるような努力、やっぱり取り組みしてほしいなという思いがあるんですが、ここのところは、そういう意味で、そういうサービス広げる中であつても、やっぱり前年と同じ金額しか上げれなかったのかどうか、確認をさせてほしいと思います。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 今、ご質問をいただきましたとおり、会費収入等につきましては、非常に消極的予算になっておるというご指摘ではありますが、この会費収入等につきましては、非常に内容といたらあれですが、する事業によって大きく毎年新旧入れ替わっております。その観点上、また収入を確保した場合、事業が執行出来る予

算の弾力条項みたいな形で取り組みたい。

ただ、ポイントカードの制度の取り入れについては、初めて今度設置させていただきました。勧誘時に500円の割引券を交付すると、PRに努めていきたい、そして会員の確保に努めていきたいということで、そしてまた購入時についてはポイントを押してよりホールへ来ていただく回数を増やしていきたいという願いから計上させていただきました。これで会費を集めた分を、申しわけないですけど、色んな形で会員の方に特典、今まで友の会の特典の充実を各議員さんからご指摘をいただいておりますので、この特典を充実させる。そうした時に、予算を大きく出しておいた時に、収入より費用が上回ったらどうしようかという形で、非常に収入対費用については消極予算で組んだということで、一定のご了解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この予算にあるように、入会金75人分とってあるということは、大体それぐらいの方が割と出入り、年間、おやめになって、それでまた新たにというような感じなんかなということ、この数字を見てたら思うんですけどもね、でも一旦入っていただいた方は出来るだけ継続して、続けて友の会継続していただけるように、出たり入ったりではなくて、出来るだけ入っていただくという形で、その年度年度の会員の確保というものにつきましては、やっぱりもっと目標をしっかりと掲げてやっていただきたいなというふうに思ったりしてます。

実は、私も、父が友の会入ってますけど、父あてに手紙来るけど寂しいなと思って、今度私も入ろうかなと思っているような状況なんですけど、やっぱり色んなサービスをして、会員さんの確保きっちりやっていくということは、非常に活性化、そしてまたこういう色んな行事していただく時に、広報に入れてもうてんねんけど、情報で割とつかめてない、わかってない。それで、何かやってはるけど今日は何やってはんねやろうてわかれへんということも多いですので、広くより多くの方に色んな情報を発信出来る、その基礎となる会員さんというのは、やっぱり確保していけるように努力をしてほしいです。この予算を組む中におきましても、ちょっと消極的だったなということであれですが、ポイントとか色々研究していただいているということについては評価をさせていただきますので、ぜひまた積極的な運営をしていっていただけるようお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかほございせんか。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、里川議員の方からの質問にちょっと重複になるわけなんですけど、去年と同じ78万上げていただいているわけですね。入会金7万5,000円いたただかはると、実際には50人増えたようになるわけです。減った計算でいってもともとなるわけですな。普通でしたら1,500円やけど2,500円入ってくるのやから、その方がこれでいくと75人おられると。1,500円で割ったら50人ですわな。50人減ってもこれとんとんですわ。

実際には、今、里川議員も指摘しておられるように、去年のとおりには上げといいたらええわというような感じで私はこれ上げておられると思うんですよ。私、これ、1遍や2遍でないと思うんですよ、質問してんの。やっぱり、入ってくれはる方に、今度は特にポイントカードを、1人500円のポイントカードを渡そうと、こういうことで、その積極性は結構なんですけれども、実際に予算から考えると、去年この78万の内容について、私ちょっと決算書を持ってきてないんでわからないんですけども、同じような状態でいくということになると、私はやっぱり今里川議員が指摘しておられるように、全然と言っていいほど努力のあとが見られない。もう少しやっぱり友の会も充実するように、やっぱりもっと努力をすべきだと私は思うんですけども、その点についてどうい、評議員会等でご意見あったら、議事録を事務局に置いてあるということですので一度読まさせてもらいますけれども、参事の方でわかる範囲で考え方等についてお聞かせ願いたい。特に友の会の実績というんか、使用の実態等についてわかってあったらお聞かせ願いたい。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 非常に、友の会の会員収入の予算の計上の仕方につきましては、ご質問者も、そして評議員会等におきましても、この予算の組み方等については、ちょっと消極的であるということでご意見を賜っております。

ただ、この考え方ではありますが、12月末現在の友の会の会員さん、今既に500人おられます。これは予算ですので、決算時等につきましては、78万からかなりオーバーした決算に結んでいけるということになるわけですが、過去の継続率、そして回転と、非継続者等から、その500人に対する継続率80%ということで、過去の数値から押さえている中で、500人掛ける8割ということで、申しわけございませんが、予算計上につきましては、その算定をもって計上させていただいておるということで、非常に消極的であると、もっと積極性を出してということのご意見も既に賜っておったところ

ですが、また質問者も申されますように、また皆さん方のお入られる友の会の会員さん等色々な形でご意見を賜っている。それを加味した中のポイント制度が出てきた中においても、もう少し新規加入という、継続者を確保するといったらあれですが、新規加入の努力と継続の努力をもっと前面に出してやるべきではないかということで、今年度につきましても十分その継続者の確保、新規の確保については努力をしていきたいと思っております。

非常にこの数値については、過去のデータから、今現在の予算編成時の80%という形で、なぜ80%継続率出てきたというのは、事業によって大きく増減があります。今年度、19年度かけている事業につきましても、大変な魅力ある事業をかけたものに消極的過ぎるという形でご意見をもらっておったところですが、決算については、既に会費収入等については、我々何ぼプラスして決算に持っていけるかということで、あくまでも予算値ということで決算でご意見を賜りたいと思っておりますので、一応消極的であるということは既にご意見をいただいておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） この友の会の勧誘については、前年度から入っていただいている方については、振込用紙を送ってもらってそのままになってますね。現実には、ホールの方から電話をかけてお願いをするとか、その勧誘の努力をしておられるのか。私は、やはり評議員さんもおられるのやから、だからその方を通じてもっと積極的に入ってもらおうように努力をすべきだと思うんです。

たまたま今までの残額が出てきたからこのポイントカードを500円出されるのじゃないかと、これは私の憶測でございますけれども。そうでないと、この500円、仮にここに上げてある390人と新しい方40人でも430人になるわけですね。その方全部に500円ずつをポイントをすると、すぐ数字が出てきますわね。今まで何年かやってきて、今までは全然なかったこのポイントカード制について、どういう考え方でやられたんか。だから、このポイントカード制を利用して加入者を増やそうとしておられるのか。もう少し考えた方法でこの友の会の運営をやらないと、この友の会は消滅していくと思いますよ。

私も、はっきり申し上げて、57人ほど自分で集めに行きまんねん。堯川さん、振り込みまんがなど、こう言うてくれはる。あんた振り込むのにはお金は要らないけども、

振り込んだらホールの方でお金払わないけません。振り込んでまた会員カードを郵送するわけですか。それでまたお金かかるわけです。そやから、そういうむだをやっぱり私は出来るだけなくして、やっぱり地域の方にお願ひし、また評議員会の方にもお願ひして、出来るだけ経費を少なくするように私は努力すべきだと思うんです。そこらをどう考えておられのか、再度聞かせてください。

○議長（中川靖広君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 吉川議員が申されるとおり、経費につきましては還元の方に努力すべきかと思ひます。

そしてまた、吉川議員もかなり友の会の勧誘についてご努力を賜っておることにつきまして感謝申し上げますところではありますが、我々3月という、1月、2月に動きますと、まだ期間早いのに、カードの切り替え時期来てないのにと色々な話がござひます。そして、吉川議員も申されてましたように、友の会の「ステージあ・ら・か・る・と」等の会報については、4月から新しく1カ月飛ばした隔月でいこうということで募集を、1月から友の会の会員の呼びかけをさせてもらっております。まだ、1月、2月、3月、友の会の会員さんに情報を提供をさせていただく時に、振り込み等のお願いをさせていただいておりますが、当然我々としては、個々に回って回収といったらあれですけど、会員の勧誘に努めてまいりたいと思っております。その折、我々3月になりますと、新しくもう既にカードをつくった形で、領収、いただいた金とカードを引き替えというような形で回ろうということで今準備を、1月、2月ではちょっと時期的に早いということから、今19年度のカード、そしてポイントカードを作成したところですので、実際1月、2月に勧誘に職員が回ったんかということにつきましては、我々まだ今回っていないのが実態であります。おっしゃるとおり、勧誘し、そしてカードをまた郵送しとになったら、経費が二重にかかってくるということになってきますので、当然我々カードを持って勧誘にお願ひしに行くという態勢をとって、経費については出来るだけ効率よく回りたい、かように思っております。

○議長（中川靖広君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今、参事の方から報告いただきましたので、私も反対するなにはないんですけれども、お互いにみんなで努力し、やっぱりいい方向へ持っていってもらうように最善の努力をお願ひしたいと、かように思ひますんで、よろしくお願ひします。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 平成19年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

午後3時50分まで休憩いたします。

（午後3時33分 休憩）

---

（午後3時50分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、日程36、報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）及び平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第3号については、委員会付託を省略をいたします。

理事者の報告を求めます。西本企画財政課長。

○企画財政課長（西本喜一君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

報告第3号

平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）

及び平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

初めに、平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

変更予算書の11ページをご覧いただきたいと存じます。

今回の変更の内容でございますが、まず取得計画の変更でございます。11ページの方でございますが、上から2つ目、法隆寺駅周辺整備事業用地の取得につきましては、当初2億4,000万円を計上しておりましたが、駅北側の町道整備用地を町において

取得出来ることとなりましたので、JRからの用地取得費の8,000万円を減額し、1億6,000万円とするものであります。

次に、道路新設改良事業用地取得であります。神南3丁目地内道路新設改良事業につきましては、平成18年6月に取得予定地の一部を取得いたしましたことから、残りの用地につきましては、平成19年度で町が直接に取得することとなりました。そのため、不用額1,408万6,000円を減額し、1,925万9,000円とするものであります。

また、興留10丁目地内の町道308号線道路新設改良事業につきましても、平成19年度で町が取得することとなりましたことから、平成18年度で不用額832万5,000円を減額するものであります。

したがって、取得費全体では、既定予定額4億5,814万円に対し、変更予定額は1億241万1,000円の減額となり、合計を3億5,572万9,000円とするものであります。

次に、処分計画の変更であります。その上の10ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、上から2つ目、法隆寺駅周辺整備事業用地の処分につきましては、取得のところでご説明を申し上げましたとおり、駅北側の町道整備用地を町において取得することとなり、その用地の一部を平成18年度で清算する計画でありましたけれども、処分をする必要がなくなりましたので、その処分予定額の1,500万円を減額するものであります。

次に、神南3丁目地内の道路新設改良事業用地の処分につきましては、平成18年6月に取得いたしました用地につきましては、本年度で清算出来る見込みとなりましたことから、その処分としまして1,927万6,000円を増額し、当初の処分予定額と合わせまして4,687万6,000円を処分するものとするものであります。

次に、町単独土地改良事業用地三井農道の処分につきましては、平成17年度から3カ年間で事業進捗に合わせて処分をする予定でありましたが、平成18年度で全額清算出来る見込みとなりましたことから、その処分の716万4,000円を増額し、当初の処分予定額と合わせまして905万4,000円とするものであります。

都市計画道路代替用地の処分につきましては、龍田西8丁目地内の保有地を、平成19年1月12日に一般競争入札に付したのであります。落札者がなく処分が出来な



ったことから、2億5,585万1,000円の減額をするものであります。この処分につきましては、平成19年度で処分をしてまいりたいと考えております。

一方、同じく都市計画道路代替用地の処分でございますが、法隆寺北2丁目地内の都市計画道路代替用地につきましては、町より法隆寺駅周辺整備事業の代替地としての依頼がありましたので、本年度で処分をしております。この代替地につきましては、平成17年度、昨年度で保有地の売り払いの一般競争入札を行いました。落札をしなかった用地であります。処分単価は、1平方メートル当たり8万2,000円で、坪単価に直しますと27万1,074円であります。単価の算定につきましては、平成17年11月に入札を行いました時の予定価格をもとに、地価の下落率を考慮いたしまして算定をしたものであります。土地売買価格は4,444万9,740円で、簿価が7,397万6,714円ありますことから、その差額2,952万6,974円が損失となり、本変更予算に特別利益として損失補てんを計上しているところであります。

以上のことから、用地処分費全体といたしまして、既定予定額4億5,761万1,000円に対しまして、変更予定額は2億4,441万1,000円の減額となり、合計を2億1,320万円とするものであります。

それでは、次に2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、収益的収入及び支出予算であります。

まず、2ページの収入では、事業収益、公有地取得事業収益では、既定予定額4億5,761万1,000円に対し、変更予定額は2億7,393万8,000円の減額となり、計欄では1億8,367万3,000円とし、特別利益につきましては、上から3段目でございますが、先ほどご説明申しました法隆寺北2丁目地内の都市計画道路代替用地の処分につき、簿価と処分数との差額であります損失補てんを変更予定額といたしまして2,952万7,000円を増額計上しており、表の最下段、収入合計で、既定予定額4億5,762万3,000円に対し、変更予定額は2億4,441万1,000円の減額となり、収入合計を2億1,321万2,000円とするものであります。

一方、支出でございますが、事業原価、公有地取得事業原価では、既定予定額4億5,761万1,000円に対し、変更予定額2億4,441万1,000円の減額となり、計欄を2億1,320万円とするものであります。表の最下段、支出合計で、既定予定額4億5,771万1,000円に対し、変更予定額は2億4,441万1,000円の減額となり、支出合計を2億1,330万円とするものであります。

次に、3ページ、第2表、資本的収入及び支出予算であります。収入では、資本的収入のうち借入金で変更予定額1億300万円を減額し、2億8,500万円とするものであります。

また、支出では、資本的支出のうち、公有地取得事業費で、変更予定額1億241万1,000円の減額、借入金償還金で、変更予定額2億4,400万円の減額をそれぞれ行い、変更予定額の合計は3億4,641万1,000円の減額となり、既定予定額9億3,594万2,000円に対し、3億4,641万1,000円の減額となり、支出合計を5億8,953万1,000円とするものであります。

その次、4ページ以降でございますが、あと、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示しいたしておりますので、また後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

#### 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第2号）

##### （総則）

第1条 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第2号）は、次に定めるところによる。

##### （業務の予定量）

第2条 業務の予定量から、次の項目を削除する。

##### 1. 法隆寺駅周辺整備事業用地処分

##### （収益的収入及び支出）

第3条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

科目 収益的収入、既定予定額4億5,762万3,000円、変更予定額△2億4,441万1,000円、合計2億1,321万2,000円。

収益的支出、既定予定額4億5,771万1,000円、変更予定額△2億4,441万1,000円、合計2億1,330万円。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収益的収入及び支出予算」による。

##### （資本的収入及び支出）

第4条 既定の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億453万1,000円は、当年度分

損益勘定留保資金3億453万1,000円で補てんするものとする。)

科目 資本的収入、既定予定額3億8,800万円、変更予定額△1億300万円、合計2億8,500万円。

資本的支出、既定予定額9億3,594万2,000円、変更予定額△3億4,641万1,000円、合計5億8,953万1,000円。

- 2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 資本的収入及び支出予算」による。

平成19年2月21日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上が、変更予算書の説明でございます。

それでは、続きまして、平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

それでは、予算書の11ページをまずご覧いただきたいと存じます。

まず、取得事業からご説明をさせていただきます。

都市計画道路事業用地、都市計画道路法隆寺線の用地取得につきましては、土地所有者からは厳しい条件を提示されているところではありますが、粘り強く交渉を重ねているところをごさいますして、用地取得費としまして1億7,647万円を計上しております。

次に、法隆寺駅周辺整備事業用地取得につきましては、駅の南側において、道路用地として1億7,677万円を計上しております。

パークウェイ関連整備事業用地取得につきましては、稲葉車瀬地内におきまして、かかるがパークウェイに関連する町道の整備事業に係る用地取得費としまして、4,208万円を計上しております。

町単独土地改良事業用地取得高安農道につきましては、平成19年度、平成20年度の2カ年で取得を計画しており、平成19年度は699万2,000円を計上しております。

次に、その上、10ページをご覧いただきたいと存じます。

平成19年度の処分事業についてご説明を申し上げます。

まず、都市計画道路事業用地処分の都市計画道路法隆寺線としまして、平成19年度で6,543万円を、平成20年度で1億1,506万1,000円を処分する計画で

計上をいたしております。

法隆寺駅周辺整備事業用地処分では、土地開発公社の経営健全化を図るため、長期保有地となりました駅前の暫定植栽広場を平成19年度で町に処分するため、4億1,388万5,000円を計上いたしております。また、先ほどご説明申し上げました当事業の取得予定の用地を、平成20年度から22年度までの3カ年間で処分する計画をいたしております。

次に、パークウェイ関連整備事業につきましては、平成19年度に取得いたしました事業用地を4,335万1,000円で平成20年度に処分の予定であります。

また、町単独土地改良事業高安農道につきましては、平成19年度、20年度の2カ年で取得いたします用地につきましては、翌年の平成20年度から平成22年度までの3カ年間で処分をする計画をいたしております。

次に、都市計画道路代替用地の処分につきましては、まず龍田西8丁目地内の保有地の処分ではありますが、平成18年度において処分出来なかった保有地であります。本年度で処分する予定としまして、2億5,929万1,000円を計上いたしております。なお、興留5丁目地内の保有地2カ所の処分ではありますが、経営健全化計画に基づき、平成20年度、21年度でそれぞれ処分する計画をしているところであります。

ここで、再度、平成19年度において、土地開発公社の経営健全化計画に基づきます処分について申し上げますと、駅周辺整備事業用地の暫定植栽広場と、平成18年度で処分出来なかった龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地を処分する計画であります。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、収益的収入及び支出予算であります。

まず、収入では、事業収益、公有地取得事業収益で7億3,860万6,000円、事業外収益、受取利息で2,000円、雑収益で1万円、収入合計では7億3,861万8,000円であります。

支出では、事業原価、公有地取得事業原価で7億3,860万6,000円、販売費及び一般管理費で10万円、支出合計では7億3,870万6,000円あります。

次に、3ページの第2表、資本的収入及び支出予算をご覧ください。

収入では、資本的収入、借入金で4億4,200万円。

支出では、資本的支出で、公有地取得事業費が4億4,279万2,000円、借入金償還金が7億3,800万円で、合計11億8,079万2,000円あります。

次のページ以降には、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示しいたしてありますので、また後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

## 平成19年度斑鳩町土地開発公社予算

### (総則)

第1条 平成19年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 都市計画道路事業用地取得及び処分
2. 法隆寺駅周辺整備事業用地取得及び処分
3. パークウェイ関連整備事業用地取得
4. 町単独土地改良事業用地取得
5. 都市計画道路代替用地処分

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収益的収入 7億3,861万8,000円

収益的支出 7億3,870万6,000円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収益的収入及び支出予算」による。

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、7億3,879万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金、7億3,879万2,000円で補てんするものとする。)

資本的収入 4億4,200万円

資本的支出 11億8,079万2,000円

- 2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 資本的収入及び支出予算」による。

### (借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、30億円と定める。

- 2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出予算の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成19年2月21日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではありますが、報告第3号につきましてのご説明とさせていただきます。

なお、この報告案件につきましては、去る2月21日、土地開発公社理事会におきまして承認をされておりますことを申し添えましてご説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって質疑を終結いたします。報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）及び平成19年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

ここで、会議時間を18時まで延長いたします。

続いて、日程37、報告第4号 斑鳩町国民保護計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって報告第4号については、委員会付託を省略をいたします。

理事者の報告を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、報告第4号 斑鳩町国民保護計画の報告についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

#### 報告第4号

##### 斑鳩町国民保護計画の報告について

標記について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成19年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

内容の説明の前に、斑鳩町国民保護計画の作成に係る経緯につきまして、まず説明させていただきます。

本国民保護計画の作成につきましては、昨年10月3日に第1回の斑鳩町国民保護協議会を開催され、この第1回では、各委員の皆様への任命書の交付の後、審議事項といたしまして、斑鳩町国民保護協議会運営規定案を決議いただきました。続きまして、斑鳩町の国民保護計画案の作成に係る町の基本的な考え方につきまして、またスケジュールを含めまして説明をさせていただき、ご理解をいただいたところでございます。

この協議会でご理解を得ました基本的な考えに基づきまして作成いたしました斑鳩町国民保護計画につきまして、県と事前協議を行いまして、その結果をもちまして11月21日の第2回の協議会におきまして諮問させていただいております。

この第2回の協議会では、諮問案につきまして事務局からの説明の後、委員から、万一の非常事態に対してスムーズに本計画が運用出来るように、普段の研修や訓練が必要である旨のご意見をいただいたところでございます。

本年1月15日開催の第3回斑鳩町国民保護協議会におきまして、答申をいただいたところでございます。

その後、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、以降は国民保護法と呼ばさせていただきますが、同法の第35条第5項に定められております奈良県知事との協議をも終了いたしましたことから、同条第6項に定められている町議会への報告をさせていただくものでございます。

市町村が国民保護計画を作成する時は、国民保護法第35条第3項に、指定行政機関、いわゆる国の省庁による国民保護計画や都道府県の国民保護計画との整合性を図るよう努めることとされておりまして、このことに基づきまして奈良県では昨年5月に、市町村国民保護モデル計画を作成されております。県内の市町村では、この市町村国民保護

モデル計画を基本といたしまして、各町の国民保護計画をその地域の特性等を盛り込んで作成することとなっております。

当町もこれに則しまして、日本で初めてユネスコの世界文化遺産に登録された法隆寺をはじめとした歴史的文化遺産を多数抱える町としての特徴を加えながら作成したところでございます。そうしたことを踏まえまして、斑鳩町国民保護計画につきましても説明をさせていただきますが、説明につきましては、先ほど申し上げました奈良県が作成いたしました市町村国民保護モデル計画を、当町の持つ特性を加味して修正いたしました部分を中心に説明させていただきますので、その点よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

まず、斑鳩町国民保護計画の全体構成について説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。この目次につきましては、全部で4ページございまして、その目次を見ていただければご理解いただけると思いますが、全体の構成では5編24章からなっており、目次の1ページ目には、第1編総論、第2編平素からの備えや予防、右のページに移りまして第3編武力攻撃事態等への対処、1枚めくっていただきまして第4編で復旧編、右のページに移りまして第5編の緊急対処事態への対処の5編でもって構成されております。

内容についてでございます。

まず、第1編の総論といたしまして、1ページから2ページでございまして、第1章、町の責務、計画の位置づけ、構成等として、町の責務を明らかにすると共に、国の基本指針及び県国民保護計画を踏まえた町の国民保護計画に基づき、国民保護措置を的確、迅速に実施することを定めております。また、町国民保護計画の見直し等の手続きにつきましても定めておるものでございます。

次に、3ページから4ページにかけましてでございますが、第2章の国民保護措置に関する基本方針でございます。国の基本方針を定めておるものでございます。1つ目に、基本的人権の尊重、2つ目には、国民の権利利益の迅速な救済等9つの基本方針を定めておるものでございます。

次に、5ページから6ページにかけてでございますが、第3章の町の事務又は業務の大綱等におきましては、国民保護措置に関する仕組みについて記載しております。国の対策本部から出されます警報の発令、避難の指示等について県を通じましてその情報を入手し、町の対策本部として住民への情報伝達と対処を行うといった全体の仕組みを定



めておるものでございます。

続きまして、7ページから8ページで、第4章、町の地理的、社会的特徴では、地形、気候等と共に、本町が世界文化遺産である法隆寺を抱えます町であり、そのほかにも国宝等々数々の文化財や古墳、遺跡があるまちであることについて記載いたしております。

次に、9ページの第5章の町国民保護計画が対象とする事態であります。国の基本方針で示されております武力攻撃事態の4分類、緊急対処事態の4事態を定めております。

次に、10ページから29ページにかけて、第2編、平素からの備えや予防について記載しているところでございます。

内容といたしましては、10ページからの第1章、組織・体制の整備等のうち、13ページまでの第1、町における組織・体制の整備では、各課の平素の業務をはじめ職員の参集基準、常備消防との連携等について定めてございます。これらの組織体制、参集基準等につきましては、町の防災計画に定めております体制との一体性を保つことによりまして、職員の体制に対する認識の混乱度が生じないようにするために、町の防災体制と国民保護体制は同じ枠組みでの組織体制といたしております。

次に、14ページから16ページにかけてでございますが、第2の関係機関との連携体制の整備でございます。関係機関との連携体制のあり方として、県、近接市町村、指定公共機関等との連携、ボランティア団体等に対する支援の基本的な考え方について定めてございます。

18ページからの第4の情報収集・提供等の体制整備のうち、18ページから19ページにかけては、情報収集・提供等の体制整備に関することを記載いたしております。20ページから21ページにかけては、安否情報、被災情報の収集・報告に必要な準備に関することを記載いたしております。

22ページからの第5の研修及び訓練におきましては、研修、訓練について定めておるものでございます。

次に、24ページから26ページにかけてでございますが、第2章、避難、救済及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えといたしまして、避難や救援に関する基本的事項、輸送力、生活関連等施設の把握といった平素の備えについて定めておるものでございます。

次に、27ページ、第3章の物資及び資材の備蓄、整備であります。町の防災のため

めの備蓄との関係や、備蓄に係る国、県との連携等を記載いたしておるものでございます。

次に、29ページの第4章の国民保護措置に関する啓発といたしまして、武力攻撃事態等において、住民等がとるべき行動等に関する啓発について定めておるものでございます。

次に、30ページに移らせていただきます。30ページからは、第3編、武力攻撃事態等への対処ということでございまして、初動体制、町対策本部、関係機関との連携、警報、避難の指示等10項目について、武力攻撃事態等への対処、対応について定めておるものでございます。

まず、30ページにおきましては、第1章、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置といたしまして、事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置として、緊急事態連絡室等の設置、31ページには初動措置の確保、関係機関への要請、対策本部への移行に関すること。32ページにおきましては、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応について、それぞれ定めておるものでございます。

33ページから36ページにつきましてであります。第2章の町対策本部の設置等といたしまして、町対策本部を迅速に設置するために、町対策本部を設置する場合の手順や対策本部の組織、機能、町対策本部長の権限等について定めておるものでございます。

次に、37ページから40ページにかけてでございますが、第3章の関係機関との相互連携でございます。国民保護措置の迅速な実施を図るため、国、県、他市町村、指定公共機関との連携について定めておるものでございます。

次に、41ページから43ページにかけましては、第4章、警報及び避難の指示等といたしまして、県を通じて国から通知されます警報及び避難の指示の伝達方法について、また44ページから45ページにかけましては、避難実施要領作成に当たっての留意点等につきまして、46ページから47ページにつきましては、消防、警察官をはじめとした関係機関との連携による避難住民の誘導、48ページから49ページにおきましては、高齢者、障害者等への配慮、残留者への対応といった避難誘導に当たっての留意点について定めており、それぞれそういったことで定めておるものでございます。

次に、50ページから51ページにおきましては、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊、着上陸侵攻といった攻撃事態ごとの避難誘導の留意事項について定めております。

次に、52ページから53ページにおきましては、第5章、救援といたしまして、救援の実施、関係機関との連携、救援の内容について定めておるものでございます。

次に、54ページから56ページでございます。第6章、安否情報の収集・提供といたしまして、安否情報の収集・整理及び報告、照会への回答について、必要な事項を定めておるものでございます。

次に、57ページからでございます。第7章、武力攻撃災害への対処といたしまして、武力攻撃災害への対処に関しての基本的な考え方、武力攻撃災害の兆候の通報について記載いたしております。

58ページから59ページにかけましては、武力攻撃災害が発生した場合における退避の指示、警戒区域の設定に関する記事を記載いたしております。

60ページから62ページにかけましては、応急公用負担、消防機関の活動、応援の要請、受け入れ体制の確立といった消防に関する措置等について定めておるものでございます。

次に、63ページから64ページでございますが、生活関連等施設における災害への対処等として、生活関連等施設の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除について定めておるものでございます。

次に、65ページから67ページにかけてでございます。核兵器や生物化学剤による攻撃といったNBC攻撃による災害への対処について必要な事項を定めてございます。

次に、68ページでございますが、第8章の被災情報の収集及び報告といたしまして、被災情報の収集及び報告に当たっての必要な事項を記載しておるものでございます。

次に、69ページにおきましては、第9章、保健衛生の確保その他の措置といたしまして、保健衛生の確保について記載いたしております。70ページにおきましては、廃棄物の処理、文化財の保護について定めておるものでございます。

文化財の保護に関しては、県が示しましたモデル計画におきましては、任意に定める項目となっておりますが、本町といたしましては、先ほどから申し上げておりますように、世界唯一の被爆国といたしまして、世界恒久平和の精神にのっとり、昭和60年には非核平和のまちの宣言を行うとともに、平成5年には、法隆寺地域の仏教建造物が日本で最初に世界文化遺産として登録をされ、人類共通の世界遺産のあるまちであることから、本計画に文化財の保護に関する項目を特に定めておるものでございます。

内容といたしましては、1つ目には、平素の活動といたしまして、町は、人類共通の

財産である法隆寺等世界文化遺産のあるまちとして、斑鳩町非核平和都市宣言の精神にのっとり、貴重な遺産を次世代に伝えるため、新の平和の大切さを考えると共に、その実現に向けた啓発活動や住民の活動を支援するといたしております。

2から4の重要文化財、国宝、県指定等の文化財に関する項目につきましては、町の権限が及びませんことから、文部科学省並びに奈良県が作成されております国民保護計画に定められている内容を整理し記載を行いますと共に、71ページには、その(7)番目で、町の協力といたしまして、町は、文化庁、県教育委員会に対し、文化財の保護に関し積極的に協力を行う旨の内容を定めておるものでございます。

少し戻りますが、(5)番目でございます。(5)では、町指定等文化財に関する勧告、指導および助言について、(6)におきましては、応急対策では、地域防災計画に準じた復旧の対策を講じる旨の内容を定めておるものでございます。

次に、72ページの第10章、国民生活の安定に関する措置では、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定、生活基盤等の確保について。

73ページ、74ページでは、第11章として、特殊標章等の交付及び管理についてそれぞれ定めておるものでございます。

75ページからの第4編、復旧等では、第1章で応急復旧として、一時的な修繕や補修といった応急の復旧のための基本的な考え方を、76ページにおきましては、第2章、武力攻撃災害の復旧といたしまして、本格的な復旧に向けての国における所要の法整備、町が管理する施設及び設備の復旧、住民等に対する心のケアについてを記載いたしております。

77ページにおきましては、第3章の国民保護措置に要した費用の支弁等といたしまして、国民保護措置に要しました費用の支弁等に関する手続に必要な事項について定めておるものでございます。

最後に、78ページでございますが、第5編の緊急対処事態への対処では、緊急対処事態について、原則といたしまして、武力攻撃事態への対処に準じた対処を行う旨の内容を定めておるものでございます。

以上が、斑鳩町国民保護計画の概要でございます。

次に、それに続く斑鳩町国民保護計画資料編でございますが、表紙を1枚めくっていただきますと、第1編におきましては、資料1といたしまして関係機関連絡先について、第2編では、資料2といたしまして町の各部課室における平素の業務、資料3といたし

まして町対策本部長、町対策本部員の代替職員等々計画の構成に準じた形で資料編の取りまとめをさせていただいておるものでございます。

また、76ページからは、用語集といたしまして、難解と思われる用語につきまして説明資料も添付させていただいておるものでございます。

なお、町民の方々に対しましての意見公募、パブリックコメントと申し上げますが、意見公募を実施した結果についてでございますが、昨年の12月7日から12月26日の20日間、協議会に諮問いたしました斑鳩町国民保護計画案を、役場総務課窓口やインターネットで公開いたしまして、それに対してのご意見をいただくことにいたしておりましたが、応募につきましてはございませんでした。そのこともあわせてご報告をさせていただきます。

以上、はしょった説明でございましたが、非常に簡単でございましたが、報告第4号斑鳩町国民保護計画についての報告とさせていただきます。何とぞよろしくご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私は、この国民保護法について反対をし、協議会の設置についても反対した立場なんですけど、ただし町はこの計画つくらんといかんということの中でつくられて出してこられたということで、私もそれを真摯に受けとめまして、全部目を通していただきました中で、若干読んでいる中で疑問のあるところがありましたので、それについてお尋ねをさせていただき、その疑問を解消していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、この計画の2ページ、国民保護計画の変更手続の件なんですけど、ここでこの計画自体は、知事に協議し、町議会に報告し公表するものとなっているということで、本日報告していただいているんだと思うんですけど、ただしその後段に、「法律の施行令で定める軽微な変更については」というくだりがあるんですけど、ここでは、「保護協議会への諮問、知事への協議は要しない」というふうに表現されてるんですけど、じゃあ議会に対してはどうかかというところが、ちょっと私自身が読み取りにくかったので、その点についてどう考えておられるのか教えていただきたい。

それと、その次にあります3ページ、この間に災害などの時も、防災関係の方でも、関係指定公共機関ということで、郵便局なども非常に斑鳩町も契約をさせていただきます

してご協力をいただくという機関になっておったと思うんですが、この間に郵政民営化の中で、そしてまた竜田郵便局が集配局でなくなったというような動向があったんですが、この公共機関との連携の中でどのような影響になっているのかという2点、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、1点目でございますが、軽微な変更というものにつきましては、国の省庁やその出先機関、あるいは市町村や指定公共機関等々の名称、または所在地の変更でありますとか、誤って記載された名称、あるいは統計の数値の修正等々を想定いたしておるものでございます。

この軽微の変更につきましては、国民保護法第35条第8項に、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議及び議会への報告は要しない旨の規定がございます。これから申し上げますと、議会への報告は特にしないと、しなくてもよいということになるわけでございます。

しかしながら、こうした軽微な変更に伴いまして、条例改正の必要が生じる場合も想定されることでございます。そうした場合につきましては、当該変更に伴う他の規則、あるいは町の計画も修正することもございまして、そうした説明の中での例示といたしまして、町国民保護計画の変更についても説明するということになるのではないかと考えております。

2点目の竜田郵便局との関係でございますが、竜田郵便局とは平成13年6月1日に防災協定を締結させていただいております。災害時ばかりでなく、平常時の道路の損壊状況や不法投棄されたごみの報告等々のご協力をいただいております。今回、集配業務につきましては王寺郵便局に統合をされましたが、当該防災協定につきましては、引き続き有効であるということの確認もさせていただいております。町国民保護計画、あるいは町防災計画への影響はないということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そしたら、竜田郵便局との締結ということは、今後王寺郵便局へと引き継がれてそのまま生きていくというふうに理解をさせていただいておきたいと思っております。その内容云々につきましては議論のあるところですが、そこまでこの報告に対して深めていくつもりはございませんので、そこでおいときたいと思っております。

それと、資料編の方を見させていただいてまして、色々割り当てですか、資料編の8

ページ、9ページのあたりに、色々町の各部や課や室における業務とかいうふうなことで、班とか色々分けていただいているんですが、これ見させていただく中で、例えば住民課なんか、班長住民課長で副班長は住民課の課長補佐と。そやけど、私、これまでに、課長と課長補佐両方そろっていはることなんていうのは滅多にこの間になかったなあと。ある時もありましたけど、ほとんどないような状態やと。現在、水道部におかれても、水道部長が部長になって、上水道の課長が副部長ですよと書いているけど、上水道の課長というたら部長兼務してはんに、こういう実態に即してない場合、どういうふうに取り扱えばいいのかというのが私にはちょっと理解しにくかったんで、今、本当にちょっと実態に即してないんじゃないのかなと。その時の読み取り方、どんなふうに町が考えて、こういうふうに、今、いはれへん部署でも書いてあるのかということについてお聞かせいただきたい。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本部設置時の各部の事務分掌についてでございますが、それぞれの部及び班においては、部長、副部長、班長、副班長といった役割の位置づけを行っております。質問者がおっしゃっております中でも、食糧班の関係での副班長であります住民課長補佐は現在おられませんという話の中でされておられますけれども、こうした人事配置上、本計画に定める職に相当する職員がいない場合、また国民保護計画に定めます事態におきまして、本計画に定める職に相当する職員が被災等により本部設置時にその職員が参集出来ないことも想定されるものでございます。そうしたことから、このような事態におきましては、斑鳩町長の職務を代理する吏員を定める規則第3条に規定しております上席の順序に基づきましてその職を行うことといたしております。そういうことで対応させていただきます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、職務の上席の職員をとということでありましたので、という事は、例えば逆に、課長、課長補佐と分類されてましても、課によっては課長補佐が2人とかいてる課もございますので、そういう場合の副班長とか決める時の決め方というの、一応補佐の中にもそういう上席とかそういうのがあるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申しました斑鳩町長の職務を代理する吏員を定める規則でございます、上席を定める順序がございます。これは、第3条に規定しておるも

のでございますが、1つ目には、職務の級が上位の者を上席とするということになります。2つ目には、職務の級が同位の者については、給料の号級の高い者を上席とする。それで、職務の級が同位であり、かつ給料の号級も同じ者につきましては、年齢の高い者を上席とするというようなことで決めておるものでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それと、1つは、簡単なことでえらい申しわけないんですが、資料編の6ページにあります指定公共機関のこのページの一番下に、ボーダフォン株式会社になっているんですが、今現在ソフトバンクになっているんですが、この連絡先とかこういうものについては、名前が変わっているだけであとのところは変わらないのか、そういうところについて確認はしていただいたのかどうかということを確認しておきたいなというふうに思います。

それと、あともう1つは、大事なことなんですが、私これ読んで全体の流れを見て思ったことなんですが、災害弱者と呼ばれる高齢者、そして障害者、そして外国人の方などについては、特に何度も記載がされておりました。そして、この文章を読んでいる中では、学校とか病院とかいうのが文章の中に色々出てくるんですね。

ところが、私がいつも心配してます、防災の関係もありますが、犯罪の関係でも一番心配しているのが、幼稚園とか保育園にかかわるところなんですが、小さい子どもさんがたくさんいらっしゃる場所に大人が余りいないと、そして何かパニックが起きた時に、その施設については非常に大変な問題が生じてくる、とても重要な施設であると。

連絡をとるのもそうですけど、ひとつ犯罪でも、今、各学校や保育所、幼稚園皆気をつけていただけてますが、常々私学校以上に幼稚園、保育園は、子どもさんたちも小さいですのでね、心配しているところなんですが、そのことについては、これを読んでいる限り余り意識がないように感じるんです。ただ、各部の事務分掌というところの分掌には、資料編の中にはもちろん出てくるんですよ。保育所に対する警報の伝達や園児の避難及び救護に関することというふうには出てくるんですけどね、何か本文の方には全く出てきませんので。

それで、これをずっと読んでいきますと、避難実施要領のパターンを事前に一定つくりなさいと書いてあるんですよ。そのパターン持ったときなさいよと。それから、要援護者の避難方法の決定については、避難支援プランを作成しときなさいということになっているんですよ。特段、私は、幼稚園や保育園のような小さい子どもさんがおって、



対応しきれだけの大人がいてるんかというたらいでないような施設については、特にこのパターンやプランについて町はどんなふうを考えてはるのか。これはどうしても言うときたいなというふうに感じたんです、この本文から読み取れなかったんで。そのところをぜひ。

避難所の施設一覧で、資料編の21ページにも保育園や幼稚園も載っているんですけどね、ただほんまに小さい子どもさんがおって、大人がちょっとしかおらんで混乱しているところが避難所になってさらに混乱するとか、そういう心配もあるかなあと、ちょっと心配してるんですね。ですから、そういったパターン、そしてプランの作成において、その辺のところのご配慮どんなふうにさせていただけるのか、そこはちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1つ目の指定公共機関の関係でボーダフォン等の関係でおっしゃっていただきましたけど、これは我々としては告知されておるものについて記載したものでございまして、その後変更があれば、またご連絡をいただける中でやはり変更していきたい。先ほど申し上げましたような軽微な変更というような、これもそれに当たると思います。

それと、2つ目の関係でございまして。こういった関係につきましても、日ごろそういった子どもたちがおるところにつきましても、この関係だけでなくして、やはり災害時の対応とかいうものは、実施に訓練もされておるし、そんなことでやっておられますけども、改めましてこういった避難実施のパターンとか、そういう支援のプラン、そういったものをそれぞれの部署においてつくっていただくというような方向で進めたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ぜひ、大切な、人の命はみんな等しいんですが、斑鳩町では特に少子化対策などで、子どもさんの成長については特に色々力を政策的に入れていただいていると思います。そういう時にも、小さい子どもさんたちを守れるような体制になるように、特段のご努力をいただけるように重ねてお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中川靖広君） ほか、ございませんか。13番、木澤議員。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私も、これにつきましては反対をさせていただいてきたという、そういう経緯もありますけれども、私は所属の委員会で色々意見も言うてきましたんで、特段たくさんは申し上げないんですけれども、どうしてもやはりこの計画を実行するに当たりますと、住民さんの人権というんですかね、財産権とか、そういったものが侵害されることのないようにと。この計画の中で、3ページのところに、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り」という形で、制限を加えますよというところが非常に気になるんです。そう言うてるかと思えば、その下の方、(5)番のところで、町は、住民の皆さんに協力を要請するのに強制はしないと、してはならないと、そういうことに十分留意をするべきやというふうに書かれてまして、私、これ資料編の方を見せていただくと、16ページ、17、18というところに、法律に従って例えば家屋とか物資を使用するとかいうことを強制的に何か命じられるようなこういった書類がついているんですけれども、こういった書類というのは誰に対して使うものなのか、この点のところを確認をさせていただきたいと思うんです。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず1点目の人権の関係でございますが、基本的な人権の尊重といたしましては、武力事態等におきましては、憲法の保障する基本的人権は尊重されるべきでありまして、協力や避難の強制措置については、要件や手続等を法に定めておるものでございます。また、国民保護措置にかかわるすべてのものに適用されるということでございます、そういった面におきまして基本的人権の尊重を担保されるものでございます。

それと、一般の方々に対する損失補償をしなけりゃならんというようなことございまして、そういったためにこういった文書を出しておく必要があるということで定めておるものでございますんで、そういった点でご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ちょっと私の聞いていることと違う答えなのか私がよく理解が出来てないのか。資料編のところにつけていただいている様式の建物の使用をするといった文書、あれは誰に対して使うものなのか、その点お願いします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申しましたことをするについて、それは対象は一般人ということになりまして、そういう一般の人に対してそういった場合について損失補

償をしなけりやならんことも出てまいりますんで、そういったことの措置をするというためのものがございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうすると、その非常事態になった時に、やはり法律に基づいて、その本人さんの了解があるなしにかかわらずということなんですか。それは、了解があつて。

何でこんなことを言いますかという、以前戦争があつた時に、やっぱり国の方が強制的に個人の土地を使用してしまつたり、あとは勝手に道をつくるからといって家を壊してしまつたりと、言うたらそういう経験があつて、そういうことがあつてはならないということで憲法で定められているというふうに思うんです。その点をちょっと心配して聞かせていただいているんですけども。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） これはあくまでも住民の協力があつてのものでございまして、協力をしていただく中でそういったことになった場合については、その協力された方に対して損害を補償するというような中での話でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） わかりました。

私、もうこれ以上は質問はしませんけれども、委員会の中でも言わせていただいたように、やはりこうした事態を起させないということを町としても基本姿勢として持っていて、今後啓発をしたり訓練をするというふうにこの計画の中に定められていますけれども、やはり町として、大切な文化遺産を持っている斑鳩町としてそういう事態を起させないという姿勢をやはり住民さんに全面的に出していただけてご理解をいただく、そのことだけしっかりと、やはり計画の中で定めてますんで、行っていただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほか、ありませんか。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） ちょっとお聞きしたいんですけども、神南、私が住んでいるところにも、今、自治会で管理している国指定の重要文化財が2体ございます。町の方から、私は今説明を受けたんでわかるんですけども、この所有者に対してどういう説明を今後していただけるのか。やはりこういう制度があるということは、やっぱり周知徹底をしてもらいたいです。

ただ、うちの例をとりますと、自治会長がかわっていったら、責任者というんかなにかかわっていきますんで、大変難しいというんか、かわられた時にその方にどういう説明、または連絡をしてもらえるのか、そこらわかってあったら教えていただきたいんですけども。73ページの資料19にも載っている2体なにもございますんで、私はいつも神南の宝物やということで、村全体、自治会全体で管理をさせてもらっているわけなんです。また今晚もその委員会があるわけなんですけれども、やはりこういう制度があるということ、やっぱりそういう方に私は知ってもらいたいというんか、それを活用してもらいたい、かように思います。

ここには、県教育委員会を通じて支援を要請するですか、書いてあるんですけども、そういう点について町の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういった文化財があるということについては、どんなものがあるということについては、そういう中で公表させていただいておるものでございまして、特にその所有者等に特段の話をしていくということではございません。それは、個人でお持ちになっておっても、国民すべての宝と、財産というものでございますので、それぞれ国民をあげて保護していくべきなものがございますんで、そういった観点から、特段所有者に対してどうこうというものではございません。

○議長（中川靖広君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 私の聞いているのは、ちょっと説明が不十分だったと思うんですが、私の質問が。必要な措置をするために必要な場合は県教育委員会ということであってあるわけですか。これ、知ってなかったら、要請も何も出来ませんわな。そのことを、どうこれを持っている者に周知をしていただけるんか聞いておるわけです。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 少し言葉足らずで申しわけございませんでした。この計画につきましても、策定したことにつきましても、当然住民には周知しておるところでございまして、住民が当然知っていただいておりますところでございますけれども、特にこういった関係を、そういった文化財をお持ちの方につきましても、そういったことにも配慮、今おっしゃったような配慮をしておかなければ早くからそういった対応もしていただけないということがございますんで、その点は十分留意していかなきゃならんと考えてます。

○議長（中川靖広君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） お願いですけれども、やはり斑鳩町にもたくさんの国宝とか、法隆寺のお寺なんかはよくこれご存じだと思っんですけれどもね、末端、うちの自治会については、仮に聞いてもわからないと思っんです。もし出来ますれば、ちょっと箇条書きに書いてもらって、こういう制度がありますよと、こういう計画がありますよということで周知していただければ、より一層この計画が私は有効に活用されると、かように思いますんで、ぜひともそういう措置というんか、方法を講じていただければありがたいと思っんです、今後そういうものを考えていただくようお願いをしておきます。終わります。

○議長（中川靖広君） ほか、ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 斑鳩町国民保護計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了をいたしました。

明3日から6日までは休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後5時00分 散会）